

教 学 の 理 念

学長 坂井 東洋男

本学は1965年、戦後日本の精神文化の荒廃に憂慮された、学祖荒木俊馬先生の手で創設されて以来、国際性を始めとして、時代を先取りした「建学の精神」を根本理念に、極めて順調な発展を遂げてきた。「建学の精神」は、柏祐賢、新田政則の後継学長によって力強く受け継がれてきた。

本学が、終始一貫して、教育理念に掲げてきたものは、自らを厳しく律しつつ、創造性に富み、社会的な義務を怠らずに、国際社会で活躍できる人材の育成である。

そのためには、世界各国の文明や文化に通曉し、世界で通用し得る識見や国際感覚を身につける必要があるが、その前提には、自らの抱って立つ、日本文化の特質およびその歴史的な意味が十分に認識されていなければならない。

人類がいまだ経験したことのない、国際化、情報化の進展、加えて、地球環境問題の解決が求められている21世紀の社会にあって、本学は一拠点総合大学の利点を最大限に生かし、人文、社会、自然の各分野にわたってバランスの取れた教養教育と、学部間の壁を取り払ったカリキュラム編成に意欲的に取り組んでいる。

本学が特に重視するのは、幅広い専門知識や高度な技能の修得に加えて、「神山スピリット」、すなわち豊かな人間性、確たる倫理意識の確立である。

法学部の教育目標

全てが流動化し、価値観が多様化する現代世界において、その改善に求められている能力とは何か。このような問いを、われわれは、繰り返し発しながら、常に前進しています。京都産業大学法学部が育てようとするのは、まさに、世界と向き合い、問い合わせを発し、その改善に努力していく人材です。

法学部の学問は、いずれも何らかの紛争を対象とし、その予防と解決に貢献します。ただしそれは、「構成」によってです。説得的な論理を構成し、ルールに基づく組織を構築し、それによって、人間相互の円滑な交流と公正な共存を促すことが、われわれの使命なのです。

本学の創立者荒木俊馬先生は、大学を一つ生み出されました。法学部は、その建学の精神に拠って立ち、公益あるものを生み出す人材を育成し、日本から世界に貢献することを目標としています。

Contents ◆ 法学部 ◆

◆ 教学の理念

◆ 教育目標

履修要項と履修要項別冊ガイド	a-2
大学からの連絡事項	a-3
学生証	a-4

◆ 履修一般事項

セメスター制	a-8
学年とセメスター制	
開講形式	
開講形態	
授業科目と単位制	a-9
授業科目	
単位制度	
履修登録	a-10
履修(学修)計画	
履修登録とは	
履修登録の流れ	
履修登録方法	
Web履修登録日程等	
履修登録単位数の制限	
履修登録の注意事項	
履修ガイダンス	
履修中止(ドロップ)制度	
授業	a-13
授業時間	
出席の重要性	
休講	
補講	
試験	a-15
試験の種類	
定期試験	
追試験	
臨時試験	
試験に関する注意事項	
受験に際してのアドバイス	
学業成績	a-18
評価と点数	
成績発表	
卒業	a-20
卒業要件	
卒業時期	
卒業の延期	
卒業見込証明書の発行(7・8セメスター生)	

◆ 学籍

◆ 大学コンソーシアム京都単位互換制度

◆ 教育課程

履修方法

法律学科

法律学科の教育目標	b-5
履修規定	b-6
共通教育科目	b-7
専門教育科目	b-14
プログラム制	b-17
法政策学科	
法政策学科の教育目標	b-25
履修規定	b-26
共通教育科目	b-27
専門教育科目	b-34
プログラム制	b-37

フレキシブルカリキュラム b-43

日本語教員養成コース b-65

グローバル・ジャパン・プログラム(GJP) b-69

在学留学制度 b-73

教職課程 b-79

◆ 規程

京都産業大学 学則(抜粋)	c-3
京都産業大学 履修一般規程	c-11
京都産業大学 学籍取扱内規	c-13

履修要項

この履修要項は、大学での学修におけるルールや履修についての規則、卒業に必要な単位などを示しています。入学時に配付され、卒業するまで実用できる内容となっていますので、掲載内容について熟読のうえ活用してください。

なお、掲載事項に変更が生じた場合は、履修ガイダンスおよび所定の電子掲示板（POST）でお知らせします。

また、履修要項とは別に、毎年配付します履修要項別冊ガイドについて、下記をご覧ください。

履修要項別冊ガイド

履修要項別冊ガイドとは、当該年度に必要な学修における情報を示し、毎年春学期の履修ガイダンス時に配付します。

当該年度に開講される授業科目や履修登録手続きなど、学修に必要な詳細情報、年間のスケジュール等を掲載しています。

自らの充実した履修（学修）計画の策定に、履修要項と併せて活用してください。

教職免許状取得希望者は、教職課程ガイダンスにおいて配付される
「教職課程履修要項」も併せて活用してください。

大学からの連絡事項

1. 所定の電子掲示板（POST）

大学からの連絡事項は、所定の電子掲示板（POST）で伝達します。

パソコンや携帯電話から1日に1回は必ずアクセスして、必要な情報を逃さずに確認する習慣をつけてください。

〔主な伝達事項〕

- 緊急連絡事項
- 休講・補講・教室変更等の授業情報
- 定期試験・レポート試験の情報
- 各種行事の情報
- 呼出等、学生個人に向けた情報

〔所定の電子掲示板（POST）へのアクセス方法〕

- ① 本学のトップページを開く
 - ② トップページの「在学生の方へ」をクリック
 - ③ 「POSTへのLogin」をクリック
 - ④ 本学発行の「ユーザID」と「パスワード」を入力
- 電子掲示板（POST）URL : <https://portal.kyoto-su.ac.jp/portal/>
携帯電話版URL : <https://portal.kyoto-su.ac.jp/portal/ktop.do>



【休講・補講情報、教室変更情報 検索】

休講・補講及び教室変更は、履修している科目だけではなく全ての情報を検索できます。

情報は、30分に1回更新します。



【試験情報 検索】

情報検索は、学内試験掲示日からとなります。



2. 掲示板（紙掲示）

所定の電子掲示板（POST）以外に、学内に設置されている掲示板（紙掲示）で大学からの連絡事項を伝達する場合もあります。

所定の電子掲示板（POST）でお知らせした内容は、周知されたものとみなします。

所定の電子掲示板（POST）を見なかったために生じる不利益は、学生本人の責任となります。

また、掲載後、内容が変更される場合もありますので、所定の電子掲示板（POST）を1日に1回はチェックする習慣および登校の際は必ず学内に設置されている掲示板（紙掲示）に目を通す習慣をつけてください。

学生証

1. 学生証

学生証は本学学生としての身分を証明する大切なものです。学内外を問わず常に携帯し、紛失や盗難等がないように注意してください。学生証は学生証カードとカードの裏に貼る在籍確認シールから成っています。



①学生証カード(表)

在籍期間中は継続して使用します。

休学、留年等により4年間で卒業できない場合は、必ず教学センターで更新手続き（磁気の書換え）を行ってください。

学校種別=大学	学生証番号	氏名
学部	学科	年次
現住所	〒	
通学区間	～	～
通学定期券発行料	～	～
発行年月日	～	～
学年	～	～
学期	～	～
乗車券発行料	～	～
有効年度	～	～
裏面記載	～	～
2010年度 (2010年4月～2011年3月31日)		
注意事項	1. 本証は常に携帯し、要求のある時は提示する。 2. 他人に貸す、譲渡してはならない。 3. 記載事項に変更を生じた時は、大学に届出る。 4. 紛失した時は、大学に届出する。 5. 離籍した時は、大学に返納する。	1. <input type="checkbox"/> 2. <input type="checkbox"/> 3. <input type="checkbox"/>
京都産業大学		

②在籍確認シール(裏)

有効期間は1年間です。

当該年度の在籍確認シールが貼付されていない場合、その学生証は無効ですので十分注意してください。毎年履修ガイダンス時に新しいシールを交付します。

〔学生証番号〕

本学に入学を許可された者に学籍番号を付与し、これを学生証番号とします。この学生証番号は在籍中も卒業後も変わりません。本学でのすべての事務手続きはこの学生証番号で処理されますので、学生証番号を間違えないように注意してください。

〔こんなときには学生証が必要です！〕

- ①授業への出席を登録するとき
- ②試験を受験、またレポートを提出するとき
- ③各種書類等を提出または受け取るとき
- ④図書館で本を借りるとき
- ⑤学内施設を利用するとき
- ⑥通学定期券を購入するとき
- ⑦学割、各種証明書の発行を受けるとき
- ⑧本学教職員から提示を求められたとき

2. 学生証の再交付および返還

〔学生証の再交付〕

学生証を紛失、破損又は汚損したときは、直ちに教学センターで再交付の手続きをしてください。

翌日に再交付します。（手数料1,000円、写真不要）

なお、氏名変更等により学生証の記載事項に変更が生じた場合は、現学生証と引換えに無料で再交付します。

注意！ 学生証を紛失（盗難等）した場合は、悪用される恐れがありますので、必ず最寄りの警察署に届け出してください。

〔学生証の返還〕

卒業、退学又は除籍により本学の学籍を離れるときは、学生証を必ず教学センターに返還してください。

なお、卒業時には、学位記授与の際に返還していただきます。

再交付を受けた学生で、後日、旧学生証がみつかったときは、旧学生証を教学センターに返還してください。

3. 仮学生証

試験受験時及びレポート提出時には学生証が必要です。当日に学生証を忘れた場合は、証明書自動発行機で「仮学生証」の交付を受けてください。

仮学生証は、当日限り学内でのみ有効で、試験以外の目的で使用することはできません。年間5回まで交付します。

なお、使用後の仮学生証は、教学センターに返却してください。

4. 通学証明書

通学定期券購入時には、通学証明書が必要になります。

教学センターに備付の「通学証明書交付願」に必要事項を記入し、在籍確認シールの通学区間欄に教学センターで証明印を受けてください。

この通学証明書は在籍確認シールの有効期間内は継続して使用しますので、通学区間又は通学定期発行控記入欄が不足した場合は、教学センターへ届け出してください。新しい在籍確認シールを無料で即日再交付します。

注意！ 通学区間の申請は自宅から学校までの最短で適正なルートに限ります。また、在籍確認シールに記載されている住所以外からの申請は認めません。住所を変更した場合は速やかに教学センターで「住所変更」の手続きをし、再交付された在籍確認シールを貼った学生証で申請してください。

5. その他

- ① 学生証を他人に貸与、譲渡してはいけません。
- ② 折り曲げ、磁気に注意してください。

学生証には、ICチップが搭載されていますので、折り曲げないよう注意してください。出席確認の際、データが読み取れなくなることがあります。

また、学生証は磁気カードになっていますので、磁気の強い場所には置かないようにしてください。磁気が消えてしまうことがあります。

- ③ パスワードを忘れないでください。

学割や各種証明書等を証明書自動発行機で入手する場合は、学生証とともにあなたのパスワードが必要です。パスワードは、入学手続時に届け出た保証人（保護者）住所の電話番号下4桁になっています。パスワードは変更できますので、必ず各自、証明書自動発行機で変更手続きをしてください。

履 修 一 般 事 項

セメスター制

1. 学年とセメスター制

本学では、1つの学年を春学期と秋学期に分け、学期（1つのセメスター）ごとに単位を修得し、8セメスター（4年間）を積み重ねて卒業要件を満たす、セメスター制をとっています。

また、授業科目については、履修上「年次」を用いて配当しています。

「年次」は、単純に入学年度からの年数をカウントし、休学期間や修得単位数を考慮しません。これらの関係を図に示すと次のようになります。

春学期 第1セメスター	秋学期 第2セメスター	春学期 第3セメスター	秋学期 第4セメスター	春学期 第5セメスター	秋学期 第6セメスター	春学期 第7セメスター	秋学期 第8セメスター
1年次		2年次		3年次		4年次	

注：休学等により在学しない期間は、年次は進みますがセメスターは進みません。

その年次に単位を修得しなければ上級年次に進級できないということはありません。

2. 開講形式

各授業科目は、次の3つのうち、いずれかの開講形式をとっています。

学期完結：春学期もしくは秋学期の半年間で授業が完結される。成績評価および単位認定は各学期ごとに行われる。

学期連結：春学期・秋学期を継続して授業が行われる。成績評価は春学期は暫定点（中間点）として評価され、秋学期終了時に春学期・秋学期の成績を総合評価して単位認定が行われる。また在学留学における継続履修が可能である。

通年：春学期・秋学期を継続して授業が行われる。基本的には春学期終了時での成績評価は行われず春学期・秋学期の成績を総合評価して単位認定される。ただし暫定点（中間点）が公表される場合もある。

3. 開講形態

通常、一つの講義は、週1回90分1時間で行われます。

また、授業を効果的に行うため、科目によっては次のように開講されます。

複数開講科目：1週間に同じ講義内容を複数回繰り返して行われる科目をいいます。

毎年、履修者数が多い科目を、多くの学生が履修できるように、週に数回開講しています。

連続講義科目：授業の効果をあげるため、同一曜日に連続した時間（[例] 月3・4時間連続）で行われる場合と、異なる曜日（[例] 月3・金2）で行われる場合があります。

該当する時間すべて履修しなければなりません。

リレー講義科目：一つの講義を担当者が複数名で引き継いで行う科目をいいます。

授業科目と単位制

1. 授業科目

本学の授業科目は次のいずれかに指定され、各年次に配当されています。

必修科目：【必ず修得しなければならない科目】

この科目的単位が未修得の場合は、単に卒業要件単位数を修得していても、卒業することができません。

選択必修科目：【特定されている科目の中から一定の単位数を必修とする科目】

この科目も、必修科目と同じく未修得の場合は、単に卒業要件単位数を修得していても、卒業することができません。

選択科目：【特定されている科目の中から自由に選んで履修できる科目】

自由(随意)科目：【所属する学部の教育課程以外として取り扱われる科目】

単位修得があっても卒業要件単位に充当されません。

2. 単位制度

大学における学修は、単位制で行われています。

〔単位制〕

単位制とは、修業年限（最低4年間）中に、卒業に必要な単位数を修得する制度です。

〔単位とは〕

すべての授業科目に、単位数を設定しています。

単位とは、科目を修得するために必要な学修量（時間）を数値で表したもので、本学では、45時間の学修時間を必要とする内容の授業科目に1単位を設定することが標準となります。

また、学修時間には、授業時間だけではなく、予習・復習等教室外での自主学修も含まれます。

〔授業時間と単位〕

本学では、1時限90分の授業が年30週（春学期15週、秋学期15週）行われますが、単位数を設定するうえでは、90分（1時限）の授業時間を2時間相当の学修時間とみなします。授業科目の単位数設定については、授業形態、授業の教育効果、授業時間外の予習・復習等を考慮して、1単位につき授業時間を次のように配当しています。

講義・演習科目

15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位

実験・実習・実技科目

30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位

卒業論文・卒業研究・卒業制作等の授業科目

学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合に、これらに必要な学修を考慮のうえ単位が与えられます。

考え方（例）

2単位の講義・演習科目			1単位の実験・実習科目		1単位の体育の実技科目	
予習 2時間	週1回授業 2時間	復習 2時間	週1回授業 2時間	復習 1時間	週1回授業 2時間	授業1：自習0
授業1：自習2			授業2：自習1			

※学期連結の開講形式をとる授業科目や連続講義科目については、上記の考え方を倍にして考えてください。

〔単位の認定〕

履修登録を行い、その授業科目を履修し、試験に合格（60点以上）することにより、単位が与えられます。

ただし、その授業科目が開講されている期間の学期末まで在学している必要があります。

履修登録

1. 履修（学修）計画

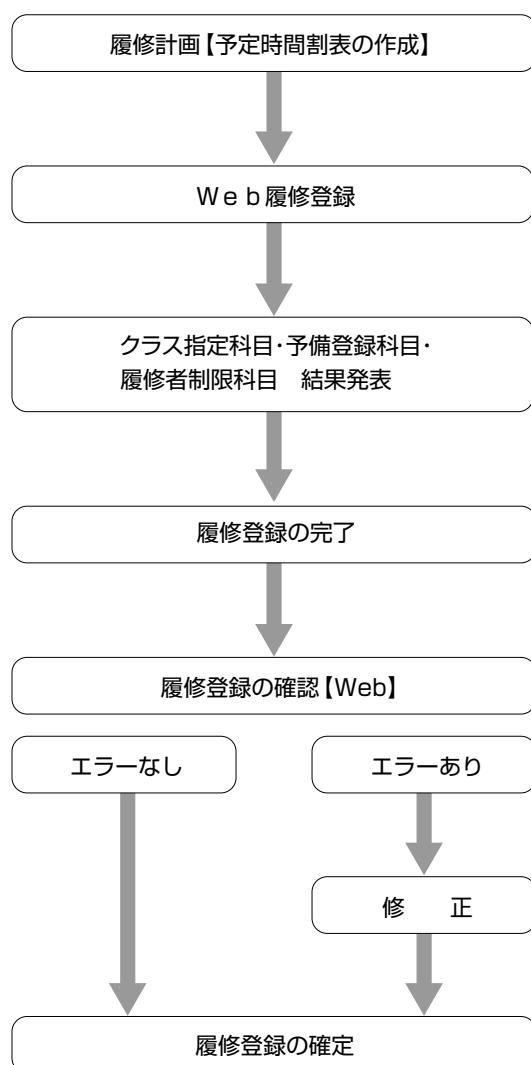
大学における学修の特徴は、多くの授業科目の中から学生一人ひとりが履修科目を選択できることです。大学での学び方を、自らはっきりと定め、履修要項や履修要項別冊ガイド、講義要項を熟読し、時間割表を活用して履修（学修）計画を立てましょう。

2. 履修登録とは

履修登録は、自らの履修（学修）計画に基づき、授業科目について履修（授業を受ける）の意志表示をすることであり、学修のスタート地点になります。

したがって、履修登録を行っていない授業科目については受講することができません。

3. 履修登録の流れ



4. 履修登録方法

履修登録する科目は、自ら決定し、Web登録してください。

履修登録は、春学期と秋学期の学期始めに年2回あり、定められた期間内にWeb上のシステム「Web履修登録システム」で行います。

ただし、以下のとおり履修登録方法が異なる科目がありますので注意してください。該当する科目や具体的な登録方法については、「履修要項別冊ガイド」に記載、または所定の電子掲示板（POST）にて案内しますので、よく確認して登録を行ってください。

クラス指定科目：人数制限等の関係から、あらかじめ指定（曜日時限を指定）されたクラスで履修する科目

予備登録科目：演習科目等、あらかじめ募集を行い、書類選考等により履修登録者を決定する科目

履修者制限科目：履修登録希望者が多く、人数制限の関係から、抽選により登録を許可する科目

抽選結果やクラス指定の結果については、各自で各科目的指示に従って確認してください。

なお、これらの結果発表後は、登録の変更ができない場合がありますので、よく検討したうえで登録するようにしてください。

また、抽選等に外れた場合のことも考えて履修計画を立てておいてください。

5. Web履修登録日程等

※履修要項別冊ガイドで日程を確認!!

[Web履修登録]

履修登録を行うにあたっては、自分が修得しなければならない授業科目をよく理解し、事前に講義要項で講義内容を確認し、自ら登録を行ってください。

Web履修登録期間

春学期：3月下旬～4月上旬（予定）

秋学期：9月下旬～10月上旬（予定）

[履修登録の確認]

Web履修登録のトップページから「履修申請チェック」のボタンをクリックして表示される「登録内容確認表」画面に記載されている科目が、実際に登録された履修科目です。

正確に登録されているか点検・確認してください。エラーメッセージのない科目も必ず確認してください。

Web履修登録確認期間

春学期：登録期間終了後、約1週間（予定） 秋学期：登録期間終了後、約1週間（予定）

※Web履修登録「登録内容確認表」画面から登録内容確認表をプリントアウトし、確認してください。

[登録科目の修正]

履修登録した科目については、エラーがある場合など、やむを得ない場合に限り、Web履修登録確認期間に変更を行うことができます。（一度登録した科目の安易な変更は、認められません。）

エラー等がある場合、上記確認期間にWeb履修登録「履修申請書」画面から修正を行ってください。

6. 履修登録単位数の制限

履修登録では、登録できる単位数に上限があります。

これは、過度な科目登録による理解度の低下を防ぐためです。定められた上限の範囲内で、一つひとつの科目の理解をより深めてください。

7. 履修登録の注意事項

①登録期間を過ぎると、履修登録は出来ません。病気その他やむを得ない理由で、所定の期日までに登録手続きができる場合は、事前に「履修登録願」を教学センターに提出し指示を受けてください。

②春学期の履修登録は、春学期開講科目、学期連結および通年開講科目が対象となります。春学期に秋学期開講科目を履

修登録することはできません。

③秋学期の履修登録は、秋学期開講科目が対象となります。

④秋学期履修登録時に、春学期に登録した学期連結科目および通年開講科目を変更することはできません。

⑤複数開講科目の重複登録禁止

複数開講科目を重複して登録することはできません。

⑥同一科目的重複登録禁止

修得済の授業科目を再度登録することはできません。(科目名が変更された場合も同一科目となります)

⑦その他、授業科目的詳細については、「**履修要項別冊ガイド**」でよく確認してください。

8. 履修ガイダンス

新学期・新セメスターを迎えるにあたり、まず、履修ガイダンスに出席しなければなりません。

履修ガイダンスでは、これから始まる学期における履修登録およびその他の手続き等重要な説明を行います。当日出席できないということがないよう、事前に日程を確認し、必ず出席してください。

9. 履修中止（ドロップ）制度

履修中止（ドロップ）制度とは、履修登録確定後に、下記理由により履修を放棄したい場合、不合格となることでGPAが下がることを回避するため、授業期間の途中に履修を中止することができる制度です。従って、履修登録確認期間に行うエラーが出ている科目等の“登録修正”と、この“履修中止（ドロップ）”とは異なります。

履修を中止した科目の替わりに、その単位数相当分の別の科目を登録することはできません。また、履修を中止した科目は、いかなる理由があっても、その学期中の復活はできません。

ただし、履修を中止した科目を、次学期以降に改めて履修することは可能です。

〔履修中止が認められる理由〕

- ①授業を受けたものの、授業内容が勉強したいものと違っていた場合
- ②授業スピードについていけるだけの事前知識が不足していた場合
- ③健康上の理由から履修科目を減らしたい場合
- ④その他、本学が特にやむを得ないと認めた場合

〔履修中止の願い出ができないケース〕

履修を中止することにより、履修登録科目のすべてがなくなる場合は、履修中止できません。

〔履修中止の願い出ができない科目〕

次の科目は、履修中止の願い出ができません。

- ①秋学期における通年・学期連結科目
- ②大学コンソーシアム京都単位互換科目
- ③教育実習
- ④介護等体験
- ⑤博物館実習
- ⑥インターンシップ
- ⑦O／O C F（オン／オフ・キャンパス・フェージョン）
- ⑧O／O C F－P B L
- ⑨外国語学部、文化学部、理学部の学生のみ、専門教育科目の必修科目

〔履修中止の願い出〕　※履修要項別冊ガイドで日程を確認!!

履修中止の願い出は、所定の期間に「履修中止願」を教学センターに提出してください。願い出期間後の申請および履修中止の取消は一切認めません。

また、履修中止の願い出後、履修登録確認表を配付しますので、必ず点検・確認してください。

履修中止願い出期間

春学期：6月上旬（予定）

秋学期：11月下旬（予定）

授業

1. 授業時間

本学の授業は、連続2時間（正味90分）を1時限として行います。授業の時間帯は下記のとおりです。

時限	時間帯
第1時限	9:00~10:30
第2時限	10:45~12:15
第3時限	13:15~14:45
第4時限	15:00~16:30
第5時限	16:45~18:15

通常の授業は週1時限で行われますが、短期間に行う集中講義もあります。

2. 出席の重要性

授業は、教員と学生が直接人間的なふれあいを通して学問を教え学ぶ場であり、学生生活の基本になるものです。したがって、授業への出席は重要であり、自主的な学問への探究心なくしてその成果を期待することはできません。ただし、定められた理由により授業を欠席した場合は、公欠扱いとなります。

〔公欠扱い〕

- ① 教職課程の教育実習及び介護等体験のため欠席した場合
 - ただし、介護等体験は、7日を限度とする。
 - 教職課程講座センター事務室に申し出で、指示に従い手続きをする。
- ② 博物館実習のため欠席した場合
 - 教学センターへ申し出で、指示に従い手続きをする。
- ③ 学校保健安全法に定める感染症罹患により欠席した場合
 - 教学センターへ申し出で、指示に従い手続きをする。
- ④ 学校保健安全法に定める感染症罹患の疑いにより医者（医療機関）から出校停止の指示を受けた場合
 - 教学センターへ申し出で、指示に従い手続きをする。
- ⑤ 裁判員制度により、裁判員候補者として呼出しを受けた場合、または裁判員に選任された場合
 - 教学センターへ申し出で、指示に従い手続きをする。

※学校保健安全法に定める感染症

- 第一種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る。）
- 第二種：インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核
- 第三種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、他の感染症

〔その他〕

- ① 3ヵ月以上欠席しなければならない場合
 - 教学センターへ申し出で、休学願を提出する。（学籍「休学」を参照）
- ② 授業回数の1/3以上欠席した場合
 - 出席回数不足により、単位が与えられない場合がある。

3. 休講

特別な理由による臨時の全学休講および教員の都合による休講については、所定の電子掲示板（POST）により伝達します。

休講の掲示がなく、30分待っても授業が行われない場合は、教学センターで確認してください。

〔交通機関がストライキを実施した場合の授業〕

JR(米原～西明石)、京阪電気鉄道、阪急電鉄、近畿日本鉄道の各京都線および京都市バス、京都市高速鉄道(地下鉄)のいずれかがストライキを実施した場合は、下記のとおり取り扱います。

- ①午前7時までに解除した場合は、平常どおり行います。
- ②午前7時までに解除せず、午前10時までに解除した場合は、午前中を休講とし、午後は平常どおり行います。
- ③午前10時までに解除しない場合は、終日休講となります。

上記以外の交通機関のストライキにより登校不能または遅刻した場合は、速やかに担当教員に直接届け出てください。

〔暴風警報が発令された場合の授業〕

次表の予報二次細分区域のいずれかにおいて暴風警報が発令された場合は、下記のとおり取り扱います。

- ①午前7時までに解除した場合は、平常どおり行います。
- ②午前7時までに解除せず、午前10時までに解除した場合は、午前中を休講とし、午後は平常どおり行います。
- ③午前10時までに解除しない場合は、終日休講となります。

④午前10時以後に発令された場合は、発令時点に行われている次の授業から休講とします。

なお、他の地区に警報が発令されて登校不能等が生じた場合は、速やかに担当教員に直接届け出てください。

また、教学センター長の判断により、警報発令前に休講とする場合もあります。その場合の連絡は所定の電子掲示板（POST）あるいは、大学のホームページにて行います。

予報二次細分区域

京都府南部区域における南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの区域

大阪府区域における北大阪、大阪市、東部大阪、泉州、南河内のいずれかの区域

滋賀県南部区域における近江南部、東近江、甲賀のいずれかの区域

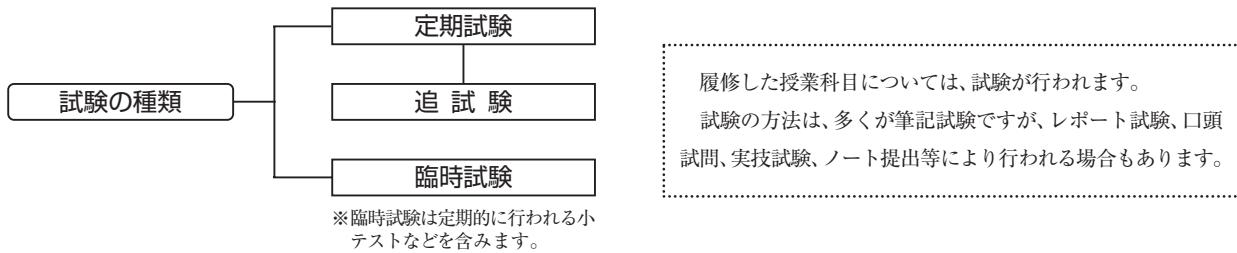
兵庫県南部区域における北播磨、阪神、播磨南東部のいずれかの区域

4. 補講

授業の進度あるいは休講を補う授業として、補講が行われる場合があります。この場合、直接担当教員が指示するほか所定の電子掲示板（POST）により伝達します。

試験

1. 試験の種類



2. 定期試験

一定の期間と時間割を定めて、春学期試験（春学期末）と秋学期試験（秋学期末）の2回実施されます。

試験の時間割は、通常の授業曜日、時間と異なることがあります。土曜日の午後であっても、試験が組まれることがあります。

また、試験時間帯は次の通りです。時間帯は通常の授業時間と異なります。

時限	時間帯
第1時限	9:30~10:30
第2時限	11:00~12:00
第3時限	13:00~14:00
第4時限	14:30~15:30
第5時限	16:00~17:00
第6時限	17:30~18:30

注：科目によっては、最長90分の試験時間となる場合もあります。

〔座席指定〕

試験には着席する位置が指定されている場合があります。

この場合は当該試験開始前に、教室の入口に学生証番号で着席位置が記された座席区分表が貼り出されますので、決められた位置に着席しなくてはなりません。

3. 追試験

追試験は「チャンスが2度ある」といった意味の制度ではありません。

規定の理由により定期試験を受験できなかった場合で、追試験期間中に受験が可能な場合願い出の対象となります。

願い出後、許可となれば追試験の受験資格が与えられますが、許可されたからといって自分に追試験を受験するかしないかの決定権が与えられたわけではありません。追試験が許可された方のためだけに特別に試験の機会を用意するので、自分の都合で受験しないということは認められません。十分注意してください。不明な場合は必ず教学センターに連絡・相談し、指示を仰いでください。

(1)定期試験を次の理由により受験できなかった場合、願い出で許可になれば追試験を受験することができます。

- ①教育実習および介護等体験（教職課程講座センターの証明書要。「授業」参照）
- ②博物館実習（教学センターの証明書要）
- ③卒業後の進路に関する試験（あらかじめ進路センターの指導を受け、所定の手続きが必要）
- ④裁判員候補者として呼出しを受けた場合または裁判員に選任された場合（公的証明書要）
- ⑤自己の責めによらない不慮の事故又は災害（公的証明書要）
- ⑥一親等・二親等の親族の死亡又は葬儀（公的証明書又は葬儀日程のわかるものが必要。原則2日間）
- ⑦病気又は負傷（診断書要）

※加療期間等の記載内容から当日受験できないことが読みとれる診断書に限る。

〈診断書〉

「体の調子が悪くてずっと家で寝ていた」では第三者に対して証明することができません。

公的な証明を必要としますので、必ず当日中に医者（医療機関）に診てもらい診断書を取得しておいてください。

- ⑧交通機関の遅延（交通機関の遅延証明書要）
- ⑨その他、本学が特にやむを得ないと認めた場合（教学センターの指定する証明書が必要）
- (2)臨時試験、レポート試験および体育教育科目の実習は、追試験の対象にはなりません。
- (3)追試験を受ける場合は、1科目につき1,000円の追試験料が必要です。ただし、教育実習、介護等体験、博物館実習、裁判員候補者として呼出しを受けた場合または裁判員に選任された場合、インターンシップ、本学主催の短期語学実習およびその他本学が特にやむを得ないと認めた場合は、追試験料を免除します。
- (4)受験手続—教学センターで交付する「追試験願」に所定事項を記入し、追試験料（1,000円×受験科目数）額面分の証紙を貼付し、当該科目の試験実施日を含めて5日以内（土・日・祝日を含む）に教学センターに提出してください。
- (5)追試験を受験できなかった場合、再度の追試験は行いません。また、追試験を願い出ながら自分の都合で受験しない場合は以後追試験の願い出を受理しないことがあります。
- (6)春学期追試験は8月（予定）、秋学期追試験は2月（予定）に行います。

4. 臨時試験

授業科目によっては、平常授業時に臨時の試験が随時行われ、成績に加味されます。
追試験の対象にはなりません。

5. 試験に関する注意事項

〔試験に関する伝達〕

定期試験に関する伝達は、所定の電子掲示板（POST）により伝達します。ただし、臨時試験については、授業担当者から直接口頭で伝達される場合もあります。

実施する授業科目および時間割は、試験期間開始の10日前頃に掲示により発表します。

なお、発表後も変更になる場合がありますので、掲示に注意してください。

※追試験については、別途、願い出許可者に指示します。

〔筆記試験〕

(1)受験の心得

受験に際しては次の点を遵守しなければなりません。

- ①筆箱および下敷は試験開始前にかたづけなければならない。
- ②携帯電話・ポケットベルは電源を切りカバンの中にかたづけなければならない。時計としての使用は認められない。
- ③受験中は、机上に学生証を提示しなければならない。（「学生証」参照）
- ④指定された日時および試験場で受験しなければならない。
- ⑤試験開始10分前には前列から詰めて着席し、静謐を保たなければならぬ。ただし座席指定の場合は、指示に従って着席しなければならない。
- ⑥解答用紙最下段の氏名欄等は、黒・濃紺色のペン又はボールペンで記入しなければならない。
- ⑦問題および解答用紙は必ず提出しなければならない。
- ⑧試験開始後40分経過するまでは退場できない。
- ⑨問題および解答用紙の提出は監督者の指示に従い、すべての物を持って、監督者が指定する出口から退場しなければならない。

(2)受験中の禁止事項

- ①許可なく物品・教科書・ノート類を貸借したとき。
- ②他人の答案をのぞき見て写したときおよび写させたとき。
- ③私語を行ったとき。
- ④持込許可物以外の持込みおよび参照（カンニングペーパー等）したとき。
- ⑤本人との替え玉受験を行ったとき。
- ⑥机上等への書き込みを行ったとき。
- ⑦解答用紙を持ち帰ったとき。
- ⑧不正な態度および監督者の指示に従わないとき。

禁止事項に反した者は不正行為とみなし、即時受験停止および当該科目の無効を命じられ、さらに、学則50条により退学、停学、謹慎等の懲戒を受けます。

(3)次の場合は、失格または無効となります。

- ①『受験の心得』『受験中の禁止事項』に反した場合
- ②履修登録をしていない科目を受験した場合
- ③試験開始後20分以上遅刻した場合
- ④休学又は停学・謹慎中に受験した場合
- ⑤試験において不正行為のあった場合

[レポート試験]

定期試験・臨時試験を問わず、レポート試験の実施される授業科目があります。レポート提出が課された場合は題目・枚数・提出期限・提出先等を確認し、指定どおりに提出しなければなりません。

提出方法：本学指定の用紙・表紙を使用してください。(本学指定の用紙、表紙は学内書店にて販売しています。)

表紙は全てペン又はボールペン(黒色又は紺色)で記入のうえ、指定された窓口へ本人が学生証を提示し、提出してください。

また、必ずレポートを完成させた状態で提出に来てください。

期限(時間)に遅れた場合は失格となります。

提出後のレポート差替え、変更、内容加筆訂正等は認めません。十分注意してください。

6. 受験に際してのアドバイス

例年よくある誤りについて例をあげて説明します。いずれも大事なことですので必ず認識しておいてください。

持込許可物での「自筆ノート」の解釈

“自筆ノート”とは、他人のノートをコピーしたもの・コピーを貼り付けたノート・『講義ノート』と称して売っている類のものではありません。“自筆ノート”とは自分で書いたノートのことです。

自分で書いたノート以外のノートの持ち込みは不正行為とみなし処分の対象となりますので注意してください。

※パソコンなどで作成されたものも認められません。

持込許可物での「六法(判例の付いていないもの)」の解釈

六法全書は出版社によって判例の付いているものがあります。

条文のあと等に判例が書かれていなければ、もう一度自分の六法を確認しておいてください。

「判例が付いていることを知らなかった」「判例が付いていても私は見ない」は通用しません。

レポート試験、筆記試験の両方を課される科目もあります

試験方法は一種類のみとは必ずしも限りません。なかには複数の試験が課される場合もあります。

「この科目はレポート試験だから、他は無いだろう」と安心せずに、必ず自分が履修登録している科目全てについて確認してください。

学業成績

1. 評価と点数

成績は、100点満点の60点以上を合格とし、授業が終了する当該学期末に科目所定の単位が与えられます。なお、その評価と点数の関係は、右記のとおりです。

一度修得した単位を取消すことはできません。

2010(平成22)年度入学者

	評価	点数
合格	秀	100点～90点
	優	89点～80点
	良	79点～70点
	可	69点～60点
不合格	※	59点以下
	K	試験欠席・棄権
	/	出席日数不足

※履修を中止した科目は、「W」と表示されます。

(GPAによる成績評価)

GPAとは、Grade Point Average (成績加重平均値) のことで、各科目の評点（100点満点）をグレードポイントに換算しなおし、その合計を科目の総単位数で割り、1単位のグレードポイントの平均値を算出するものです。

GPAは、履修登録したすべての科目を対象に算出します。ただし、履修を中止した科目および認定科目並びに卒業要件対象外の教職科目および自由科目は、算出対象から除きます。

高校まではすべての学生が同じ教科・科目を履修しますから、単純に成績を比較できました。ところが大学においては、学部・学科の専門教育科目や共通教育科目や教職科目など、個々の学生の所属や目標に応じて、履修する科目を選択する自由度が高く、異なる科目を修得した様々な学生を単純に比較することができません。多様な学習環境を持つ大学では「学ぶ量」だけではなく「学ぶ質」を端的に評価できる指標が必要であり、GPAはそれを提供する方法です。専門性や就学目標からくる履修状況の違いを吸収し、公平さを与えるながら学業成績評価の指標として使われるものであるといえます。

それだけに、学生諸君一人ひとりにとって、GPAとは自己の学習意欲とその成果を「学ぶ質」の面から客観的に捉えるとともに、今後、勉学意欲を一層かきたることにもつながります。

評点	グレードポイント
100～90点	4
89～80点	3
79～70点	2
69～60点	1
59点以下	
欠席又は棄権及び出席日数不足	0

$$GPA = \frac{\text{(科目のグレードポイント} \times \text{単位数)} \text{の和}}{\text{科目の単位数の和}}$$

例えば、コンピュータ基礎実習	(2単位) 95点	4 ポイント
歴史と人間	(2単位) 88点	3 ポイント
○○学講義	(4単位) 92点	4 ポイント
英語初級文法挑戦	(1単位) 75点	2 ポイント
○○●概論	(2単位) 65点	1 ポイント
△●○特論	(2単位) 欠席	0 ポイント
大学コンソーシアム京都科目	(2単位) 認定	ポイント対象外
高等学校教育実習	(3単位) 82点	ポイント対象外

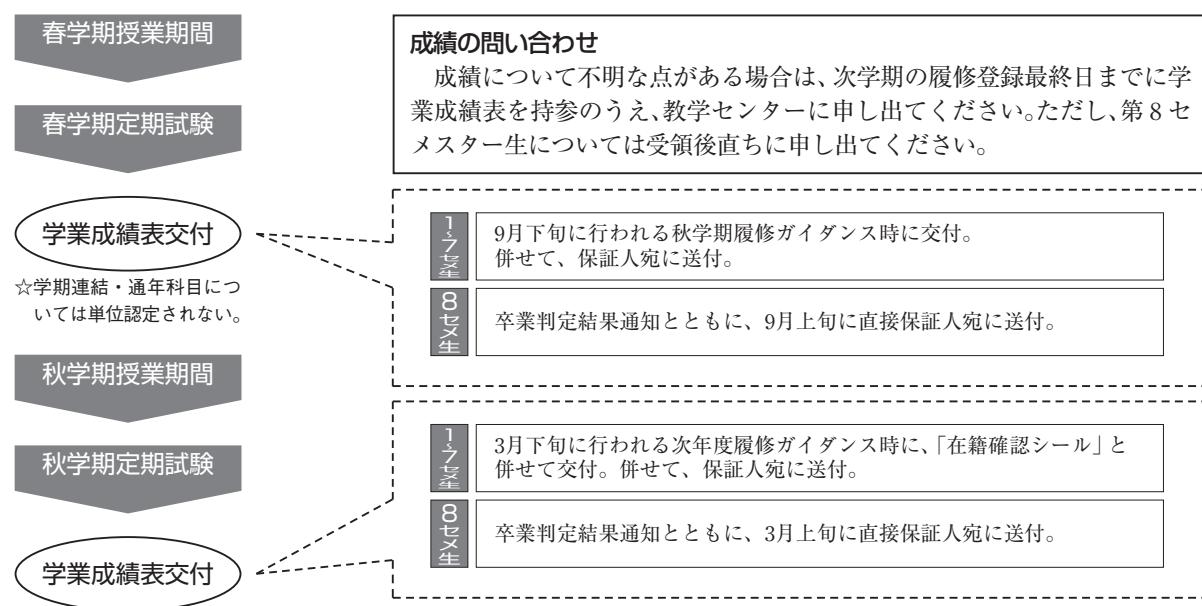
の評価を得た場合、GPAは次のように計算します。

$$GPA = \frac{(4 \times 2) + (3 \times 2) + (4 \times 4) + (2 \times 1) + (1 \times 2) + (0 \times 2)}{(4 \times 1) + (2 \times 4) + (1 \times 1)} = \frac{34}{13} \approx 2.61$$

最高点は4.00です。

学期ごとのGPAと在籍期間中の通算GPAを学業成績表に記載します。

2. 成績発表



〔成績証明書〕

成績証明書には、合格した授業科目の秀・優・良・可・N（認定）の評価のみを記載し、不合格になった科目および履修を中止した科目は記載されません。

また、GPAも記載されません。

卒業

1. 卒業要件

本学部に4年以上在学し、学部が定める教育課程により学修し、授業科目区分毎に定められた必要単位数を含め124単位以上を修得しなければなりません。

授業科目区分毎に定められる必要単位数は入学年度毎に定められています。

入学年度毎の必要単位数は各年度毎の「履修規定」を確認してください。

休学の期間は在籍していても在学期間には含めません。

卒業判定は、第8セメスター生に対して行われます。

2. 卒業時期

卒業の時期は、秋学期末（3月）または春学期末（9月）です。

秋学期末（3月）：秋学期終了時において卒業要件を充足した場合、卒業とします。

卒業判定結果については、3月上旬に保証人宛に通知します。

春学期末（9月）：春学期終了時において卒業要件を充足した場合、卒業とします。

卒業判定結果については、9月上旬に保証人宛に通知します。

3. 卒業の延期

春学期で卒業要件を充足した場合で、諸般の事情により秋学期末（3月）まで卒業の延期を願い出た場合は、これを認めます。ただし、秋学期の学費を納め履修登録を行うこととし、秋学期休学は認めません。

卒業の延期を希望する人は、指定された期日までに所定の願書を教学センターまで提出して許可を得なければなりません。

秋学期末（3月）卒業者の春学期末（9月）卒業延期はありません。

4. 卒業見込証明書の発行（7・8セメスター生）

【7セメスター生発行基準（春学期のみ）】

「在学期間」「卒業要件として定める専門教育科目、融合教育科目および共通教育科目」について、以下のすべての条件を満たした場合、申請により発行します。

- ・在学期間が3年（6セメスター）を超えていること。
- ・専門教育科目、融合教育科目および共通教育科目を含めて82単位以上修得していること。
- ・専門教育科目と融合教育科目をあわせて40単位以上修得していること。
- ・春学期履修登録可能単位数と秋学期履修登録可能単位数とを合わせて卒業要件単位数を充足することが可能であること。

【8セメスター生発行基準（春学期・秋学期共通）】

「在学期間」「卒業要件として定める専門教育科目、融合教育科目および共通教育科目」について、以下のすべての条件を満たした場合、申請により発行します。

- ・在学期間が3.5年（7セメスター）を超えていること。
- ・専門教育科目、融合教育科目および共通教育科目を含めて100単位以上修得していること。
- ・専門教育科目と融合教育科目をあわせて60単位以上修得していること。
- ・当該学期の履修登録により卒業要件単位数を充足することが可能であること。

〈発行時期〉

卒業見込証明書は履修登録することを前提に発行します。

したがって春学期、秋学期ともに必ず履修登録してください。

詳細な発行日程については所定の電子掲示板（POST）で確認してください。

学籍

学籍

1. 学籍上の氏名と身上変更等

〔学籍上の氏名〕

学籍上の氏名は、入学手続時に本人が届け出たもの（戸籍に記載されている氏名、外国籍の学生は登録原票記載事項証明書に記載されている本名又は通名）とします。

従って、本学が交付する各種証明書等は、これに基づいて取扱いますので、学籍上の氏名を無断で改めたり通名を用いることはできません。

〔身上変更・住所変更・保証人変更〕

身上等下記の事項に変更があったときは、所定用紙（教学センター備付）により教学センターに届け出てください。

なお、学生証記載事項に変更が生じる場合は、無料で学生証を再発行しますので、後日教学センターに受取りにきてください。新しい学生証は、旧学生証と交換に発行します。

変更事由	提出書類	提出先
本人の氏名等に変更があったとき ※本籍に変更があった場合は、都道府県のみ記入	身上変更届	
本人又は保証人の住所等に変更があったとき	住所変更届	
保証人（保護者）に変更があったとき	保証人変更届	
保証人（保護者）の氏名等に変更があったとき		教学センター

2. 修業年限・在学期間

〔修業年限〕

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な在学期間をいいます。

本学では4年です。

ただし、編・転入学した人の修業年限は次のとおりです。

修業年限	
第2年次に編・転入学した人	3年
第3年次に編・転入学した人	2年

〔在学期間〕

在学期間は、8年を超えることはできません。

休学中の期間は在学期間に含めません。

ただし、編・転入学、再入学、復籍、転学部及び転学科した人の在学期間は次のとおりです。

在学期間	
第2年次に編・転入学した人	7年
第3年次に編・転入学した人	6年
再入学した人	離籍前の在学期間と通算して8年
復籍した人	離籍前の在学期間と通算して8年
転学部した人	転学部する前の在学期間と通算して8年
転学科した人	転学科する前の在学期間と通算して8年

注意！ 休学した学期、退学および除籍となった学期は、在学期間に算入することはできません。ただし、遡及措置等により学期末日が退学および除籍の日となる学期は、在学期間に算入します。

3. 休学

病気その他やむをえない理由により3ヶ月以上就学できない場合は、教学センターに「休学願」を提出し許可を得なければなりません。ただし、病気による休学の場合は医師の「診断書」を、海外渡航による休学の場合は「渡航計画書」を添付してください。

休学できる期間は連続して2年以内、通算して4年以内です。

〔休学期間および休学中の学費〕

1年間または1学期間の全期間を休学する場合は次のとおりです。

休学期間	休学願提出期限	休学中の学費
1年間（4/1～3/31）	4/30	所定の在籍料 ※春学期・秋学期2期に分けて納入のこと。
春学期（4/1～春学期終了日）	4/30	所定の在籍料
秋学期（秋学期始業日～3/31）	10/31	所定の在籍料

注意！ 授業料は免除されますが、休学に必要な学費（在籍料）を納入しなければなりません。所定の期日までに納入がない場合は休学を取消し除籍します。

〔休学期間終了直前の手続き〕

休学期間終了直前（春学期は7月下旬、秋学期は1月下旬）に、休学期間後の修学について、本人及び保証人宛に「修学意志確認」の書類を送付します。

〔連続して休学する場合〕

休学期間終了後も引き続き休学を願い出る場合は、再度「休学願」を提出し許可を得なければなりません。修学意志確認書類に同封の「休学願」を、所定の期日までに教学センターに提出してください。

注意！ 連続して休学する場合の「所定期日」は、復学願提出期限日となります。

学籍取扱内規第11条参照

4. 復学

休学者が復学しようとする場合は、教学センターに「復学願」を提出し許可を得なければなりません。ただし、病気により休学していた場合は、復学しても支障ない旨の医師の「診断書」を添付してください。

復学を希望する学期	手続期間
春学期	2/1～2月末日
秋学期	8/1～8/31

学籍取扱内規第12条参照

5. 除籍

次のような場合は、除籍します。

- ①所定の納入期日までに学費を納入しない場合
- ②休学期間終了までに復学、休学延長、退学のいずれの手続きもとらなかった場合
- ③留学期間終了までに帰国、休学、退学のいずれの手続きもとらなかった場合
- ④休学期間が4年を超えてなお、復学または退学しない場合
- ⑤在学期間が8年を超えてなお、退学の手続きもとらなかった場合
- ⑥正当な理由がなく所定の手続きを怠り、修学意志がない場合

なお、除籍された人は学生証を直ちに返還してください。

〔除籍日〕

事由	除籍日
春学期学費未納者	前年度 3月31日付 ※ただし、学費分割延納者が1回目を納入して2回目を納入しなかった場合は、5月31日付
秋学期学費未納者	前春学期末日付 ※ただし、学費分割延納者が1回目を納入して2回目を納入しなかった場合は、11月30日付
その他	事由が該当する学期の前学期末日付

学籍取扱内規第14条参照

6. 復籍

除籍となった人は、除籍された年度内に限り、復籍を願い出ることができます。

〔復籍手続き〕

除籍となった人が復籍しようとする場合は、除籍された学期からその年度内の所定の手続期間に、「復籍願」を保証人連署のうえ、教学センターに提出してください。

復籍手数料として3,000円が必要です。(所定の振込用紙による郵便振込)

前年度3月31日付で除籍となった人は、復籍することはできません。

復籍を希望する学期	手続期間
春学期	2/1~2月末日
秋学期	8/1~8/31

注意！ 復籍を許可された人は、所定の日までに入学金以外の学費を納入しなければなりません。所定の日までに学費を納入しない場合は、復籍を取り消します。

※復籍を許可された人には、学生証を教学センターで再交付します。

学籍取扱内規第15条参照

7. 退学

病気その他やむを得ない理由により退学しようとする人は、「退学願」を保証人連署のうえ、学生証を添えて教学センターに提出し、許可を得なければなりません。

なお、当該学期履修科目の単位修得を希望する人は、当該学期末日付で退学願を提出しなければなりません。

学籍取扱内規第16条参照

8. 再入学

以下のいずれかに該当する人が、離籍した学期を含め3年以内に同一学部学科に再入学を希望する場合、選考のうえ許可することができます。

ただし、再入学しても残りの在学期間で卒業見込みがない人は、再入学を願出ることはできません。

①退学した人

②前年度3月31日付けで除籍となった人（除籍事由④および⑤の該当者は除く。）

③復籍願出期間内に復籍の手続をしなかった人

希望者は「再入学願」を保証人連署のうえ、「再入学志願票」「健康診断書」を教学センターに提出してください。

再入学手数料として35,000円が必要です。(所定の振込用紙による郵便振込)

再入学を希望する学期	手続期間
春学期	2/1~2月末日
秋学期	8/1~8/31

注意！ 再入学を許可された人は、所定の日までに入学金と学費を納入し、入学手続書類を教学センターに提出しなければなりません。所定の日までに入学手続を行わない場合は、再入学を取り消します。
なお、入学金の額は最初に入学した年度の入学金と同額とします。

※再入学を許可された人には、学生証を教学センターで再交付します。

学籍取扱内規第17条参照

9. 留学

ここでいう「留学」とは、本学の許可を得て、学籍が**在学の状態**で外国の大学において学修することをいい、休学による留学は該当しません。

出願資格及び出願手続の詳細については、在学留学ページを参照してください。

在学留学は、次の3種類です。

- ①本学と交流協定のある大学の学部へ交換留学する場合（**交換留学**）
- ②本学と交流協定のある大学の学部または大学付設の語学プログラムへ派遣留学する場合（**派遣留学**）
- ③修学の必要から、学生自身が留学先大学を選定し、学生の申請に基づき本学が留学と認めた場合（**認定留学**）

〔留学期間〕

留学期間は半年（派遣留学、認定留学）または1年（交換留学、派遣留学、認定留学）です。

始期 4月1日 または 秋学期始業日 終期 3月31日 または 春学期終了日

なお、留学先大学の事情により、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合でも、いずれかの日付に読み替えるものとします。

留学期間は、修業年限及び在学年数に算入されます。

1年を超えて引き続き留学する場合、その期間は休学扱いとなりますので、あらためて休学願および渡航計画書を教学センターに提出して許可を得なければなりません。

〔留学の届出〕

留学のため出国するときは、所定の「外国留学届」を指定された提出先に提出してください。

交換留学・派遣留学の場合：国際交流センター事務室

認定留学の場合 : 教学センター

〔留学期間中の学費〕

在学留学のため、留学期間中の学費は規定どおり全額納入しなければなりません。ただし、外国留学支援金を学費の一部に充当することができます。

〔留学許可の取消〕

次のいずれかに該当する人は、留学の許可を取り消すことがあります。また、留学が取り消された場合は、外国留学支援金は返還しなければなりません。

- ①学生査証が認められない場合
- ②本学または留学先大学の学則およびこれに係わる取扱規定に違反した場合
- ③修学の成果があがらないと認められた場合
- ④病気その他やむを得ない事由により留学を続けることができない場合

〔継続履修〕

秋学期から留学し、留学期間が当該年度を越える場合、留学前に履修している学期連結科目を帰国後も継続して履修することができます。ただし、継続履修を希望する場合は、留学前に教学センターに「継続履修願」を提出し、承認を得なければなりません。

〔帰国後の手続き〕

留学を終了して帰国した学生は、すみやかに「留学帰国届」を国際交流センター事務室に提出してください。

〔単位の認定〕

留学先の大学等で修得した単位のうち、適當と認められるものは、60単位を限度として、各学部の定めるところにより本学の卒業に必要な単位として認定を受けることができます。

10. 転学部

本学の他学部に転学部を志望する者は、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができます。

〔出願資格〕

第1年次終了時又は第2年次終了時の人とします。

転学部の資格条件の細部については、各学部毎に定められていますので、出願する前に必ず教学センターまでお問い合わせください。

なお、外国語学部英米語学科へ転学部を希望する場合、TOEICのスコアが500点程度、または、TOEFLのスコアが450点程度に達していない者は出願資格がありません。

〔出願手続き〕

「転学部願」（教学センター備付）に必要事項を記入し、保証人連署のうえ、1月31日までに教学センターに提出してください。

転学部手数料として5,000円が必要です。（所定の振込用紙による郵便振込）

〔転学部の時期〕

転学部の時期は学年始めとし、年度途中の転学部はできません。

転学部時の在学セメスターは、履修状況その他を考慮して決定します。

〔学生証〕

転学部を許可された人には、現学生証と引換えに学部変更した新しい学生証を教学センターで再交付します。

11. 転学科

本学の同一学部内での転学科を志望する者は、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することができます。

〔出願資格〕

第1年次終了時又は第2年次終了時の人とします。

なお、転学科の資格条件の細部については、各学部毎に定められていますので、出願する前に必ず教学センターまでお問い合わせください。

〔出願手続き〕

「転学科願」（教学センター備付）に必要事項を記入し、保証人連署のうえ、1月31日までに教学センターに提出してください。

転学科手数料として5,000円が必要です。（所定の振込用紙による郵便振込）

〔転学科の時期〕

転学科の時期は学年始めとし、年度途中の転学科はできません。

転学科時の在学セメスターは、履修状況その他を考慮して決定します。

12. 春学期末（9月末）卒業

春学期終了時において、卒業要件（4年以上在学し、所定の単位を修得すること）を充足した場合は、春学期末（9月末）卒業とします。

〔卒業の延期〕

- ①春学期で卒業要件を充足した人が、諸般の事情により秋学期末（3月末）まで卒業の延期を願い出た場合は、これを認めます。ただし、秋学期の履修登録をすることとし、秋学期休学は認めません。
- ②卒業の延期を希望する人は、指定された期日までに所定の願書を教学センターまで提出して許可を得なければなりません。
- ③卒業の延期が許可された人は、秋学期分の学費を納入してください。所定の期日までに学費が納入されない場合は、卒業延期の許可を取り消し、春学期末卒業とします。

13. 学費

〔納入期間〕

学費の納入は春学期と秋学期の2期に分けて納入してください。大学から4月上旬頃に春学期学費振込用紙を、10月上旬頃に秋学期学費振込用紙を保証人宛に送付しますので、それぞれ定められた期日までに納入してください。

春学期学費納入期日 4月30日
 秋学期学費納入期日 10月31日

〔納入方法〕

必ず本学指定の「学費振込用紙」を使い、電信扱いが利用できる金融機関（ゆうちょ銀行を除く）から送金してください。文書扱い、ATMからの振込、現金書留及び大学への持参は受け付けません。

〔納入金額〕

学費の納入金額については、「学則」（本冊子P.c-3～P.c-9）に掲載しています。

〔延納願〕

学費を納入期日までに納入できない場合は、所定の願出期間内に「学費延納願」又は「学費分割延納願」を保証人連署のうえ教学センターに提出し、願い出で許可を得れば、下表のとおり納期を延ばすことができます。ただし、復籍および再入学を許可された人については、学費延納（分割延納を含む）が認められません。

なお、分割延納の1回目、2回目の金額の内訳については、教学センターで確認してください。

		春学期	秋学期
願出期間		4/1～4/30	10/1～10/31
納入期日	延 納	5/31	11/30
	分割延納	1回目 5/31 2回目 7/5	1回目 11/30 2回目 12/25

14. 願出期日と納入期日

願出期日が休日（日・祝日）にあたる場合は、その翌日をもって願出期日とします。

学費の納入期日が金融機関の休業日（土・日・祝日）にあたる場合は、その翌営業日をもって納入期日とします。

大学コンソーシアム京都単位互換制度

大学コンソーシアム京都単位互換制度

1. 単位互換制度とは

大学コンソーシアム京都の単位互換制度は、京都地域の大学および短期大学が相互に単位互換協定を締結し、これらの大学に所属する学生が他大学の講義を受講し取得した単位をその学生が所属する大学の単位として認定できるようにするものです。

下記の要領で受講希望者を募集します。詳細については募集ガイダンスで説明しますので、希望者は必ず出席してください。

全ての科目に受講定員が設定されていますので、希望しても受講が認められない場合もあります。

また、出願に際しては通学時間などを十分考慮して履修が可能かどうか計画を立てるようにしてください。

2. ガイダンス日程等

※履修要項別冊ガイドで日程を確認!!

〔募集ガイダンス〕

履修ガイダンス期間に実施予定

募集ガイド等配付

〔受講出願期間〕

4月上旬を予定

〔出願票提出先〕

10号館 1階 教学センター

3. 出願資格

全学部 2年次以上。

修学意志が強く、履修許可になった場合、最後まで出席することが可能な者。

4. 登録の概要

履修	年間4単位まで出願可能。学部で定めている本学科目の履修登録上限単位数には含まれません。
単位認定	合格した科目は他大学で実際に履修した科目の開講期間にかかわらず、全て通年開講の集中講義科目として当該年度末に認定されます。したがって本学では春・秋学期ともに、履修登録をしているとみなされます（通年科目扱い）。1年間不在の場合、単位認定されませんので注意してください（休学した場合は認定されません）。認定された単位は共通教育科目として卒業に必要な単位に算入し、科目名は全て「大学コンソーシアム京都科目」の科目名で認定を意味する「N」を本学の学業成績表および成績証明書に表記します。

5. 登録上の注意事項

重複登録（本学で履修登録した科目と同一曜日時間帯に登録する事）や移動時間から受講が困難であると考えられる時間帯での登録はできません。特に、时限が異なる場合でも、本学の授業時間帯と他大学の授業時間帯は異なる可能性があることを留意してください。

なお、重複登録した場合は両方の科目とも無効になりますので注意してください。

教 育 課 程

履 修 方 法

法 律 学 科

法学部の教育目標（法律学科）

法律学科は、公正な判断力と法的な思考方法を獲得するために、法律の解釈と適用を学び、それを通じて、さまざまな具体的な問題に適正かつ妥当な結論を導き出し、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。

1. 系統だったカリキュラム編成

変転ただならぬ時代に対応するには、不变の基礎をふまえると同時に、高度な専門知識もマスターする必要があります。別掲のように多種多様な講義科目を用意するとともに、プログラム制を通じてそれらを系統的に配置しているのは、そのためです。

2. 基礎的な必修科目及び厳選された重点科目の指定

学生の自発的な勉学意欲を、順序正しい履修の水路に導くために、基礎的な科目についてはその修得を義務づけ、厳選した重点科目を指定しています。

3. 各種演習科目、外国書講読、双方向講義など少人数科目の重視

教師と学生との親密な討論こそ、大学教育の基礎であると思われます。意欲のある学生は、つねに何らかの講読や演習に所属することができ、また、1年次秋学期以降には、少人数定員制の双方向講義を受講することができます。

4. 履修相談体制の充実

学生の自主性を尊重した柔軟なカリキュラムが十分にその効果を發揮するためには、学生の勉学意欲に応えるきめ細やかな履修相談体制の充実が必要です。そのために本学部では、常設の開放的な履修相談室を設けています。

5. 大学院への進学

学部卒業後の進路の一つとして、大学院進学があります。本学では専門を生かすべく、弁護士・裁判官等の法曹を養成する法科大学院（法学既修者の2年制と法学未修者の3年制）と、研究者だけでなく広く専門的職業人（税理士、司法書士、公務員等）を養成する法学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）を設置しています。学部3年次からの飛び級入学制度もあり、効率よく勉強ができます。

履修規定（法律学科）

卒業に必要な最低修得単位数

卒業するためには、4年以上在学し、次の科目区分に従って、124単位以上修得しなければなりません。

科 目 区 分					最低修得単位数			
共通教育科目	人間科学教育科目	選 択						
	言語教育科目	選択必修	①	英語教育科目	8単位		8単位 (注1)	
			②	英語以外の外国語教育科目 ※同一言語に限る	8単位			
			③	英語教育科目 英語以外の外国語教育科目 ※同一言語に限る	4 単位	8 単位		
		選 択						
	体育教育科目	選 抹						
	キャリア形成支援教育科目	選 抹						
融合教育科目（注2）		選 抹						
専門教育科目		必 修	刑法I(総論) 民法I(概論・総則・物権)		8単位		80単位 以上	
		選 抹	演習科目は16単位まで ※		54単位 以上			

注1) 言語教育科目は、①～③のいずれかで8単位を修得しなければなりません。

注2) 融合教育科目区分には、次の科目を算入することができます。

①融合教育のための入門科目

②法学部生履修可とする他学部専門教育科目

※ 「プレップセミナー」「自由演習」「2年次演習」「3年次演習」「4年次演習」で16単位を超える部分については、卒業要件単位数（124単位）に算入することができます。

各年次の履修登録上限単位数

年次	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
単位数	24	24	24	24	24	24	24	24

ただし、次の科目は上記単位数には含まれません。

①卒業要件とならない自由（随意）科目

②大学コンソーシアム京都科目（単位互換科目）

③インターンシップ、セルフ・カルティベーション、O/OCF-PBL

④「キャリア・Re-デザインⅠ」、「キャリア・デザイン応用」

⑤海外語学実習

⑥「司法における外国語の役割」、「人事・労務インターンシップ」、「知的財産実習」

⑦博物館実習

共通教育科目

共通教育科目は、「人間科学教育科目」、「言語教育科目」、「体育教育科目」、「キャリア形成支援教育科目」からなり、全ての学生に開講している科目です。

入学年度ごとに定められている履修規定を十分に把握したうえで履修してください。

1. 人間科学教育科目

人間科学教育科目は、授業内容から人文、社会、自然、総合の4分野に区分しています。

また、この4分野を基本に人間科学教育科目の特徴を強調し、より学生が興味をもって科目を選択できるよう区分にテーマを設定しています。

幅広い教養を身に付けるためにも、学問的関連・関心に基づき、4分野からバランスよく履修することが望れます。

2. 言語教育科目

言語教育科目の中から、1言語または2言語を選択し、8単位を修得しなければなりません。

(1) 1言語で8単位を修得する場合

英語（1言語）で8単位を修得する場合

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 科 目	英語オーラルコミュニケーションA	2	8	1セメ生に限る
	英語オーラルコミュニケーションB	2		2セメ生に限る
	英語リーディングスキルA	2		1セメ生に限る
	英語リーディングスキルB	2		2セメ生に限る
	(全科目)	各1		1セメ生 履修不可

英語以外（1言語）で8単位を修得する場合

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 以 外	●●語エキスパートI	4	8	科目名の●●の中には、 ドイツ・フランス・中国・スペイン インドネシア・イタリア・韓国朝鮮 の各言語名があります。
	●●語エキスパートII	4		科目名の○○の中には、 ドイツ・フランス・中国・スペイン インドネシア・イタリア・韓国朝鮮 の各言語名があります。
	たのしく学ぶ○○語IA	1		
	たのしく学ぶ○○語IB	1		
	たのしく学ぶ○○語IIA	1		
	たのしく学ぶ○○語IIB	1		

(2) 2言語で8単位を修得する場合

英語4単位と英語以外の外国語（1言語）4単位を修得しなければなりません。

《英語4単位》

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 科 目	英語オーラルコミュニケーションA	2	4	1セメ生に限る
	英語オーラルコミュニケーションB	2		2セメ生に限る
	英語リーディングスキルA	2		1セメ生に限る
	英語リーディングスキルB	2		2セメ生に限る
	(全科目)	各1		1セメ生 履修不可

※英語コア科目については、「英語オーラルコミュニケーション」または「英語リーディングスキル」のどちらかを選択し、履修します。

《英語以外の外国語（1言語）4単位》

以下の科目において、一言語で4単位を修得しなければなりません。

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 以 外	たのしく学ぶ〇〇語ⅠA	1	4	科目名の〇〇の中には、 ドイツ・フランス・中国・ロシア・ スペイン・インドネシア・イタリ ア・韓国朝鮮・ベトナムの各言語 名が入ります。
	たのしく学ぶ〇〇語ⅠB	1		
	たのしく学ぶ〇〇語ⅡA	1		
	たのしく学ぶ〇〇語ⅡB	1		

(3) 余剰単位の扱い

言語教育科目で定める単位を超えて修得した単位は、卒業要件単位に算入します。

(4) 未修得者

◇英語の単位が未修得の場合

英語のコア科目は、1年次生のみ履修可能です。

単位が不足している場合は、英語のテーマ科目を履修し、不足単位数を修得しなければなりません。

◇英語以外の外国語の単位が未修得の場合

『たのしく学ぶ〇〇語ⅠA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅠB』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡB』のいずれかが未修得の場合、単位が不足している同じ科目を履修（※）するか、新たに言語を選択し、1言語で4単位を修得しなければなりません。

『〇〇語エキスパートⅠ』または『〇〇語エキスパートⅡ』で4単位を修得することも可能です。

（※）再履修者用クラス（1セメ生は履修不可）

『たのしく学ぶ〇〇語ⅠA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅠB』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡB』については、言語により、再履修者用のクラスも開講しています。

(5) 履修上の注意事項

言語および科目の選択は、入学時に希望の言語・科目を申請し、コンピュータ抽選により決定します。1セメ終了時ににおける言語変更および科目変更は、原則として認めません。

英語のテーマ科目は、1セメ生は履修できません。

英語のテーマ科目の履修にあたっては、英語のコア科目を履修した学生は、各自の英語レベルを所定の電子掲示板（POST）で発表（※）します。そのレベルを参考に各テーマ科目の資格要件を確認して申請してください。

（※）各自の英語レベルは、春学期「英語オーラルコミュニケーションA」「英語リーディングスキルA」の定期試験受験者には履修年度の秋学期履修登録期間中、秋学期「英語オーラルコミュニケーションB」「英語リーディングスキルB」の定期試験受験者には翌年度の春学期履修登録期間中に発表します。

英語科目のレベルの目安

レベルOC 1	質問の意図や表現したい内容がわかつても、口頭ではほとんど何も伝えることができない。挨拶や決まり文句などは知識として理解できている。
レベルOC 2	簡単な挨拶や決まり文句などは、実際の場面で使用することができる。ゆっくりとした速さならば、日常場面での簡単な会話内容を聞き取ることができる。
レベルOC 3	レストランでの注文やショッピングなどの場面で、ある程度適切な表現を使って自分の意思や依頼などを伝えることができる。ある程度長い文章でも、基本的な文構造と語彙を使用していれば、聞き取ることができる。
レベルOC 4	日常会話であれば、自然に近い速さの文章を聞き取ることができ、それに対して自分の意思をほぼ問題なく伝えることができる。英語の母語話者同士の会話でも、そのトピックやポイントはある程度理解できる。
レベルOC 5	様々な状況で、自然に近い速さの文章を聞き取ることができ、それに対して自分の意思をほぼ正確に伝えることができる。時事問題やビジネスのトピックでも、ある程度は自己表現ができる。英検準1級やTOEICのリスニング問題は簡単だと感じる。

※OC…英語オーラルコミュニケーション

レベルRS 1	基本的な文法知識が不足している。辞書を使用しながら高等学校で使用する教科書を読んでも、その内容を理解することが困難である。高校1~2年程度の英語でつまずいたと感じている。
レベルRS 2	数行にわたる文章のトピックやおおまかな内容が把握でき、辞書を使用すれば日常生活で使用される程度の英語を読み書きできる。高等学校で学習した語彙や文法事項のおおよそ半分程度は修得している。
レベルRS 3	基本的な文構造は正確に捉えられる。高校生用に書かれた文章は辞書を使用すれば、正確にその内容が把握できる。高等学校で学習した語彙や文法事項のおおよそ半分以上は修得している。
レベルRS 4	ほとんど辞書を使用しなくても、高等学校レベルの教科書は理解できる。辞書を使用すれば、母語話者向けにかけられた簡単なエッセイやフィクションの大まかな内容を把握できる。その他に、批評文、新聞、アカデミックな内容の文章など、ある程度まとまった分量の英文をこれまでに読んだことがある。
レベルRS 5	ほとんど辞書を使用しなくても、高校生や大学生向けに書かれた文章のおおまかな内容を把握できる。エッセイや物語の他にも、批評文、新聞、アカデミックな内容の文章、ビジネスレター、説明文、掲示文、報告書などにもある程度は触れたことがある。

※RS…英語リーディングスキル

【外国人留学生を対象とした言語教育科目】

科目名	単位数	配当年次	必修・選択別
日本語(語彙・読解) I	1	1	選択必修
日本語(語彙・読解) II	1	1	選択必修
日本語(聴解) I	1	1	選択必修
日本語(聴解) II	1	1	選択必修
日本語(口頭表現) I	1	1	選択必修
日本語(口頭表現) II	1	1	選択必修
日本語(作文) I	1	1	選択必修
日本語(作文) II	1	1	選択必修
日本語(読解と文章表現) III	1	2	選択
日本語(読解と文章表現) IV	1	2	選択
日本語コミュニケーション(話す・聞く) I	1	2	選択
日本語コミュニケーション(話す・聞く) II	1	2	選択
日本語コミュニケーション(読む・書く) I	1	2	選択
日本語コミュニケーション(読む・書く) II	1	2	選択
日本語コミュニケーション(実践) III	1	3	選択
日本語コミュニケーション(実践) IV	1	3	選択

①外国人留学生とみなされる学生のみ履修できます。

②言語教育科目の最低修得単位数は、選択必修科目の「日本語」を8単位修得しなければなりません。

ただし、入学時の日本語プレイスメントテストの結果等により日本語以外の他の言語（母語以外）を履修することを許可することがあります。

また、日本語選択必修科目と併せて交換留学生対象の総合日本語科目（選択科目）の履修を許可することもあります。

③3年次配当の『日本語コミュニケーション（実践）III』『日本語コミュニケーション（実践）IV』を履修するには2年次配当の選択科目『日本語コミュニケーション（話す・聞く）I』『日本語コミュニケーション（話す・聞く）II』と『日本語コミュニケーション（読む・書く）I』『日本語コミュニケーション（読む・書く）II』の中から2単位以上を修得していることが望ましい。

④修得した単位は、卒業要件単位に算入します。

【英語検定試験合格者等の単位認定制度】(編・転入学生および英語を母語とする外国人留学生を除く)

この制度は、TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定において下表に示す基準をクリアしている場合、一定水準以上の英語力を有しているとみなし、単位を認定する制度です。

①認定基準及び単位数

種類	2単位	4単位	6単位	8単位
TOEIC	500～579点	580～679点	680～749点	750点～
TOEFL (Internet-based test)	44～58点	59～71点	72～82点	83点～
TOEFL (computer-based test)	130～169点	170～199点	200～219点	220点～
TOEFL (paper-based test)	447～496点	497～532点	533～556点	557点～
実用英語技能検定	2級	準1級	—	1級

②認定科目的取扱

- a. 共通教育科目の「英語認定科目」(選択科目)として認定します。
- b. 認定した科目的成績評価は、認定を表す「N」と表記して認定します。
- c. 同一基準での資格・スコアの重複認定はできませんが、上位基準の資格やスコアによる追加認定は、既認定単位数を差し引いて認定することができます。

例) 新入生時 実用英語技能検定 2級 2 単位申請・認定
3年次生 TOEIC 600点 4 単位該当

差し引き 2 単位追加認定

- d. 認定単位は、最低修得単位数124単位のうち、8単位を限度に卒業要件単位として算入します。(履修登録上限単位数には、含まれません。)
- e. 一旦認定した科目の変更・取消しはできません。

③申請期間

申請の手続きは、春学期は5月、秋学期は10月を予定しております。申請の受付期間については、事前に所定の電子掲示板（POST）でお知らせします。

なお、申請した科目の単位認定は、各学期末とします。

④提出書類

- a. 検定試験合格者等に対する単位認定申請書（申請期間に教学センターで配付します。）
- b. TOEICまたはTOEFLのスコアカード（TOEIC-IP、TOEFL-ITPを含む）、実用英語技能検定合格証書の原本とコピー
- c. 1年次生春学期以外の申請時には、最新の学業成績表のコピー（成績証明書可）

⑤有効期限

入学前に取得した資格、スコアも認定することができますが、TOEIC・TOEFLのスコアの有効期限は、取得後2年以内とします。

【英語以外の外国语検定試験合格者の単位認定制度】(編・転入学生および各言語を母語とする外国人留学生を除く)

この制度は、下記表の検定試験において一定の基準をクリアしている場合、その言語において実力を有しているとみなし、単位を認定する制度です。

①認定基準及び単位数

検定試験の種類	2単位	4単位	6単位	8単位
ドイツ語技能検定試験	4級	3級	2級	準1級 1級
実用フランス語技能検定試験	4級	3級	準2級	2級 準1級 1級
中国語検定試験	4級	3級	2級	準1級 1級
ロシア語能力検定試験	4級	3級	2級	1級
スペイン語技能検定試験	5級	4級	3級	2級 1級
インドネシア語技能検定試験	E級	D級	C級	B級 A級
実用イタリア語検定試験	5級	4級	3級	2級 1級
ハングル能力検定試験	4級	3級	準2級	2級 1級

②認定科目の取扱

- a. 共通教育科目の「○○語認定科目」(選択科目)として認定します。
(○○の中には、各言語の名前が入ります。)
- b. 認定した科目の成績評価は、認定を表す「N」と表記して認定します。
- c. 認定単位は、最低修得単位数124単位のうち、8単位を限度に卒業要件単位として算入します。
(履修登録上限単位数には、含まれません。)
- d. 上記異なる言語の検定試験に合格した場合も認定単位の上限は8単位とします。
(履修登録上限単位数には、含まれません。)

上記異なる言語で資格を取得しても同一基準での資格・スコアの重複認定はできませんが、上位基準の資格やスコアによる追加認定は、既認定単位数を差し引いて認定することができます。

例) 新入生時 ドイツ語技能検定試験 4級 2単位申請・認定
3年次生 中国語検定試験 3級 4単位該当
差し引き 2単位追加認定

- e. 一旦認定した単位の取消しはできません。

③申請期間

申請の手続きは、春学期は5月、秋学期は10月を予定しております。申請の受付期間については、事前に所定の電子掲示板(POST)でお知らせします。

なお、申請した科目の単位認定は、各学期末とします。

④提出書類

- a. 検定試験合格者等に対する単位認定申請書(申請期間に教学センターで配付します。)
- b. 各検定試験合格証書の原本とコピー
- c. 1年次生春学期以外の申請時には、最新の学業成績表のコピー(成績証明書可)

⑤有効期限

入学前に取得した資格も認定することができますが、有効期限が設定されている検定試験に関しては、届け出日以前に失効している場合は対象外とします。

3. 体育教育科目

体育教育科目は、「講義科目」、「実習科目」、「演習科目」に区分しています。

(1) 『健康科学実習』

1年次生は、春学期または秋学期の指定されたクラスで履修してください。

なお、医師の指導等により運動が制限されている学生と、そのサポートを中心としたボランティア学習を希望する学生を対象にクラス（Hクラス）を設けています。Hクラスの履修希望者は、担当教員に申し出てクラス変更の手続きをしてください。

(2) 『スポーツ科学実習A』、『スポーツ科学実習B』

科目名に副題がついています。

副題が異なっていても『スポーツ科学実習A』、『スポーツ科学実習B』は、それぞれ1科目しか履修できません。

担当者のヒアリング等によって選考するがありますので、必ず、第一週目の授業に出席してください。

(3) 『健康科学演習A』、『健康科学演習B』

科目名に副題がついています。

副題が異なっていても『健康科学演習A』、『健康科学演習B』は、それぞれ1科目しか履修できません。

(4) 『スポーツ科学演習A』、『スポーツ科学演習B』

科目名に副題がついています。

副題が異なっていても『スポーツ科学演習A』、『スポーツ科学演習B』は、それぞれ1科目しか履修できません。

定員を超えた場合は、担当者のヒアリング等によって選考するがありますので、必ず、第一週目の授業に出席してください。

(5) スポーツ指導者育成科目（スポーツ指導者を目指していない学生も各自の興味に応じて科目を履修することができます。）

日本体育協会ではスポーツ振興の一環として、各種指導者認定を行い競技スポーツや地域スポーツの指導者育成事業を行っています。この資格を取得した者は、将来地域のスポーツクラブの指導者として、また特定競技の基礎的・専門的指導者として活動できることになります。

将来地域スポーツ指導者としての資格を取得するため、日本体育協会が認定するスポーツリーダー・指導員・上級指導員・ジュニアスポーツ指導員・スポーツプログラマー・コーチ・教師およびアスレティックトレーナー養成のための科目を開設しています。

これらの資格を取得するためには、日本体育協会で定めた「共通科目」と「専門科目」を修了する必要があります。

ただし、スポーツリーダーは、「共通科目」のみ修了すれば資格が得られます。

本学では、日本体育協会との協定により次表の○印の8科目全てを卒業までに単位取得し、日本体育協会へ申請（卒業年度に申請）すれば、「スポーツリーダー」、「指導員」、「上級指導員」、「ジュニアスポーツ指導員」または「スポーツプログラマー」の「共通科目」の講習と試験免除が受けられ、修了証明書が発行（審査料6,300円）されます。

また、○と◎印の10科目全てを卒業までに単位取得し、日本体育協会へ申請（卒業年度に申請）すれば、上記の資格の他に「コーチ」、「教師」および「アスレティックトレーナー」の「共通科目」の講習と試験免除が受けられ、修了証明書が発行（審査料10,500円）されます。

そして、卒業後、各都道府県が実施する「指導員」、「上級指導員」、「ジュニアスポーツ指導員」、「スポーツプログラマー」、「コーチ」、「教師」および「アスレティックトレーナー」の「専門科目」（競技種目・都道府県により設定が異なる）を受講し修了すれば、それぞれの資格が得られます。

■スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。

■指導員（旧C級スポーツ指導員）

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子供たちや初心者を対象に、競技別の専門的知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合せた指導にあたる。

特に発育発達期の子供に対しては、総合的な動き作りに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導や地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。

■上級指導員（旧B級スポーツ指導員）

地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。

事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割や地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中

心的な役割を担う。

広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にもあたる。

■ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動き作りの指導を行う。

■スポーツプログラマー

主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。

■コーチ

地域や広域スポーツセンターにおいて、有望な競技者育成のため、より高いレベルの実技指導を行う。

■教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う。

会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合せたサービスを提供する。

※この教師は、教育職員免許法に定められた保健体育の教員とは異なります。

■アスレティックトレーナー

スポーツドクターおよびコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・傷害の救急措置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる。

※詳細については、4月上旬に説明会を開催します。

スポーツ指導者育成科目

本学の開設科目（体育教育科目）		日本体育協会講習科目	
○	スポーツの心理	共通Ⅱ	スポーツの心理Ⅰ
		共通Ⅲ	スポーツの心理Ⅱ
○	スポーツ指導論	共通Ⅰ	指導者の役割Ⅰ 指導計画と安全管理
		共通Ⅲ	指導者の役割Ⅱ 競技者育成のための指導法
○	スポーツ医学Ⅰ	共通Ⅰ	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ
○	スポーツマネジメント	共通Ⅰ	文化としてのスポーツ
		共通Ⅱ	スポーツと法 スポーツ組織の運営と事業
○	スポーツと栄養	共通Ⅰ	スポーツと栄養
		共通Ⅲ	アスリートの栄養・食事
○	スポーツのスキル	共通Ⅰ	ジュニア期のスポーツ
		共通Ⅱ	対象に合わせたスポーツ指導
		共通Ⅲ	身体のしくみと働き
○	スポーツ社会学	共通Ⅰ	地域におけるスポーツ振興
		共通Ⅱ	社会の中のスポーツ
○	ウェイトトレーニングの理論と実際	共通Ⅰ	トレーニング論Ⅰ
○	スポーツ医学Ⅱ	共通Ⅲ	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ
○	スポーツのトレーニング論	共通Ⅲ	トレーニング論Ⅱ

4. キャリア形成支援教育科目

キャリア形成支援教育科目は、社会で通用する根幹的実力を養成することを目指して、豊かな人間的な能力（ヒューマンスキル）、概念的・論理的能力（コンセプチュアルスキル）、技術的・実践能力（テクニカルスキル）を総合的に育成していきます。

低学年時から発展的・体系的に受講することにより、理想の将来像を明らかにし、職業観・人生観を明確に定め、社会で実践する力をつけていくことができます。

専門教育科目（法律学科）

必修科目の履修について

専門教育科目のうち、「刑法Ⅰ（総論）」「民法Ⅰ（概論・総則・物権）」の2科目8単位を必修とします。必修科目は、予め指定された曜日・時限において履修しなければなりません。

必修科目の単位を所定の年次で修得できなかった場合は、次年度に優先して再履修しなければならず、このため他の科目的履修を犠牲にしなければならなくなるので、必修科目の単位は所定の年次で修得するよう留意してください。

プログラムについて

法学部の専門教育科目の履修にあたって、将来の進路および学問的関心に即した科目の系統的履修を促すよう、以下の5つのプログラムを準備しています。

すなわち、

- 〔プログラム1 司法プログラム〕法曹・司法書士に関連する科目
- 〔プログラム2 行政プログラム〕行政に関連する科目
- 〔プログラム3 企業関係法プログラム〕企業法務に関連する科目
- 〔プログラム4 国際ビジネス法プログラム〕国際取引・国際環境に関連する科目
- 〔プログラム5 法政歴史プログラム〕法政歴史に関連する科目

を各々重点的に履修するプログラムです。

専門教育科目は、必修2科目を除き、全て選択科目ですが、進路および関心に即した系統的履修のためには、プログラムに沿って履修することが効果的です。各プログラムの詳細については、プログラム制の説明（P.b-17～）を参照してください。

プログラムの登録と変更について

これらのプログラムは、2年次の始めに登録します。登録の変更を希望する者については、3年次秋学期の履修登録以前に審査の上、変更を認めることができます。

先修指定科目について

法学部専門教育科目には、先修指定（履修条件）を付しているものがあります。これは段階を追って学習することが特に必要である科目について、先に学ぶべき科目を履修しないと、次の科目を履修できないようにしたものです。

指定した科目の単位を修得していないと履修登録ができませんので、先修指定を付している科目を履修登録しようとする際には、自分が指定された科目の単位を修得しているかどうかよく確認してください。

また、先修要件を充たしていないために、自分が履修したいと思っている科目の履修ができないということを防ぐためにも、在学中の早い段階から、4年間でどの科目をどのような順序で学ぶかという長期的なビジョンをもって、セメスターごとの履修登録を行うことが重要です。

履修相談室について

履修全般に関する相談は、履修相談室（4号館1階）において受け付けています。時間割の作り方、プログラムの選択の仕方等、不明な点があれば相談してください。

演習科目について

- 1年次春学期に開講する「プレップセミナー」は、法学・政治学を学ぶにあたって必要な能力や知識を身につけるための基礎的な演習であり、予め割り当てられたクラスでの履修となります。
- 外国人留学生を対象とする「留学生プレップセミナー」は、予め承認された者に限り履修登録することができます。
- 2セメスター以上を対象とする「自由演習」は担当者別の選択科目で、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

- 2年次以上を対象とする「2年次演習」は担当者別の選択科目で、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。
- 3年次以上を対象とする「3年次演習」は担当者別の選択科目で、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。
- 4年次を対象とする「4年次演習」は「3年次演習」の修得者を対象として開講し、予め承認された者に限り履修登録することができます。
- 「プレップセミナー」「自由演習」「2年次演習」「3年次演習」「4年次演習」は計16単位までこれを法学部卒業に必要な専門教育科目（選択科目）の単位に算入することができます。16単位を超える部分については、卒業要件単位数（124単位）に算入することができます。
- 通年科目的「2年次演習」「3年次演習」を履修登録し、在学留学を希望する場合は、事前に教学センターに相談してください。

双方向講義について

双方向講義は、教員と学生が質疑応答しながら授業をすすめる対話型の少人数講義であり、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

外国書講読科目について

- 以下の科目を外国書講読科目と総称します。単位数はすべて2単位とします。

法学英書講読、政治学英書講読、法学独書講読、政治学独書講読、法学露書講読、政治学露書講読、

法学仏書講読、政治学仏書講読、法学伊書講読、政治学伊書講読、法学中書講読、政治学中書講読

- 法学英書講読と政治学英書講読については予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

○原書を読むために語学力を必要としますので、同言語の言語教育科目を少なくとも2単位以上修得しておいてください。

- 外国書講読科目の総修得単位数の上限は設けません。修得した単位は、すべて法学部卒業に必要な専門教育科目（選択科目）の単位に算入することができます。

他学部専門教育科目の履修について

他学部の専門教育科目を履修して単位を修得した場合は、融合教育科目として卒業要件単位数（124単位）に算入することができます。

他学部開講の専門教育科目には、当該学部の学生しか履修できない科目や履修者数を制限する科目がありますので、当該学部の履修要項別冊ガイド・講義要項等で確認してください。

大学院科目との合併授業の履修について

本学大学院法学研究科の授業科目のうち、下記科目については、学部学生も受講することができます。このため学生は、大学院科目として「先取り履修」をするか、学部科目として履修するかいずれかの履修方法を選択することができます。よく考えて履修登録してください。

注①同科目の履修にあたっては、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

②履修して単位を認定された場合は、法学部の卒業に必要な専門教育科目（選択科目）の単位として算入します。

③大学院科目として先取り履修を選んだ場合は、本学大学院法学研究科への進学後、「入学前単位」としても認めます。

学部科目として履修、修得した場合は、本学大学院法学研究科に進学したとしても「入学前単位」としては認めません。

④法学研究科学生の履修者がいなかった場合は、大学院科目名の科目としては休講扱いとします。この場合は、学部科目としての変更を特に認めます。

科目名(法学部専門教育科目)	科目名(法学研究科科目)	担当者	単位	配当年次
英文契約書作成	英文契約書作成演習	キャンデル	2単位	2年次
税法C（国際租税法）	国際租税法特論	辻	2単位	3年次

※ただし、「税法C（国際租税法）」と「国際租税法特論」については、「税法A（所得税法）」又は「税法B（法人税法）」の少なくともいずれか一科目を修得済、または履修中でなければ受講は許可されません。

卒業に必要な単位数に算入されない科目について

基本的には、教職課程に関する科目を履修し修得した単位は、卒業要件単位数に算入することはできません。

しかし、教職課程を登録したもので、共通教育科目の区分「教育と人間」の科目を履修し修得した単位は、卒業要件単位数に算入することができます。

また、これらの科目は履修登録上限単位数に含まれます。教職課程についてはP.b-79～を参照してください。

プログラム制（法律学科）

法学部の授業科目を履修する上で重要なポイントの一つがプログラム制です。これは①司法プログラム、②行政プログラム、③企業関係法プログラム、④国際ビジネス法プログラム、⑤法政歴史プログラムの5プログラムを設定し、学生諸君の進路希望および学問的関心に則した科目履修のガイドラインを提示するものです。全プログラムに共通の必修科目のほか、プログラム毎にそれぞれ最重点科目、重点科目を設けています。各プログラムの要件を満たさなくとも卒業は可能ですが、これに沿って履修すれば、将来の進路にアクセスすることが容易となるように科目設定している点に注目してください。

また、各プログラムの要件を満たせば、プログラム修了証を発行します。これは卒業を証明するものではありませんが、法学部（法律学科）において学生諸君がどのような進路希望と学問的関心の下にいかなる学問分野を履修したかを、より具体的に証するものです。

履修上の注意事項

- 自ら選んだプログラム表に沿って、系統的に履修してください。
- 最重点科目は、それぞれのプログラムにおいて最も重要な科目です。各プログラムで指定されている単位数を超えて修得した最重点科目の単位は、重点科目の指定単位数に算入します。
- プログラム修了の要件は次のとおりです。
 - ①2年次の始めにプログラム登録を行うこと。
 - ②必修科目8単位を修得すること。
 - ③最重点科目と重点科目を併せて50単位以上修得すること。
- プログラム修了証は、プログラムを修了した者の申請に基づき、確認後発行します。登録したプログラムを修了し、他のプログラムも修了した場合、それぞれのプログラムにつき修了証を発行します。

①司法プログラム

このプログラムは、法科大学院に進学し、法曹（弁護士・裁判官・検察官）を目指す学生諸君の履修の目安を示す目的で設定したものです。

法律学以外のバックグラウンドをもつ法曹の存在と活躍が社会から期待されていますが、法曹に必要な基礎知識やものの見方・感覚自体は、司法制度にかかわらずかなり普遍的なものです。法科大学院進学を希望する意欲的な学生諸君は、教養を高めると共に、このプログラムに沿って、早い段階から系統的な学習を行い、関係する本学の課外講座等も適宜利用しつつ、目標の実現に最適な準備を心がけて下さい。なお、このプログラムは、司法書士等の他の法律専門職を目指す学生諸君にも、同様に有意義な履修の指針を提供するものです。

科目の種別	科 目 名		必要単位
必修科目	[1年次以上]	[2年次以上]	8単位
	刑法Ⅰ(総論)★ 民法Ⅰ(概論・総則・物権)★		
法学部開講科目	プレッピセミナー 憲法A(統治機構論) 民法Ⅱ(債権各論) 裁判法★ 1年次双方向講義	2年次双方向講義A(23年度開講)★ 2年次双方向講義B(23年度開講)★ 民法Ⅲ(債権総論・担保物権) 民法Ⅳ(親族・相続) 刑法Ⅱ(各論)★ 憲法B(基本的人権論) 会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 刑事訴訟法★	50単位以上
		民法双方向講義□ 刑法双方向講義□ 憲法双方向講義□ 3年次演習★ 民事紛争処理論★□ 憲法C(司法審査論)※2 4年次民法双方向講義(25年度開講) 4年次刑法双方向講義(25年度開講) 4年次憲法双方向講義(25年度開講)	
重点科目		行政法総論A 行政法総論B 契約法発展※1 不法行為法発展※1	企業組織法 行政救済法※3 実践行政法 自由演習(刑事模擬裁判)□ 4年次演習 登記法★□ 土地家屋の調査と表示の登記□

無印は2単位科目、★印は4単位科目を示す。

※1 先修条件として、民法Ⅱ(債権各論)修得済

※2 先修条件として、憲法B(基本的人権論)修得済

※3 先修条件として、行政法総論AおよびB修得済

□配当年次は1年次または2年次ですが、3年次での履修を勧めます。

②行政プログラム

このプログラムは、各種の公務員となって公共の利益に奉仕しうる人材の育成に主眼を置き、このような趣旨に沿う履修の指針を示す目的で設定したものです。そのため、本プログラムは、主要な公務員試験科目との整合性を視野に入れて構成しています。これら諸科目を履修することにより、法学・政治学的な観点から社会問題を認識し、かつ、それに対処する政策を立案できる能力といった公務員に必須の素養を修得することができます。

その一方で、公務員の社会認識の方法や政策形成の過程を知ることは、行政職員をどう管理するかといった視点とも関連するため、国民一般にとっても重要です。従って、本プログラムは公務員志望以外の学生へも門戸を開放するものであり、そのことを明示するために「公務員プログラム」ではなく「行政プログラム」と銘打つものです。

科目の種別	科 目 名		必要単位
必修科目 法学部開講科目	[1年次以上]	[2年次以上]	8単位 50単位以上
	刑法I(総論)★ 民法I(概論・総則・物権)★		
	民法II(債権各論) プレッピングセミナー	憲法B(基本的人権論) 行政法総論A	
	憲法A(統治機構論) 政治学入門	行政組織法 実践行政法*2 行政学A 政治過程論A 政治機構論 地方自治論I	
		行政法総論B 行政救済法*1 行政学B 政治過程論B 地方自治法 地方自治論II	
		3年次演習★ 公共政策概論	
	裁判法★	法哲学A 都市と法政策*3 民法IV(親族・相続) 税法A(所得税法) 商法概論 会社法I 環境法A 2年次演習★ 政治学原論A 地方自治未来論 政治学英書講読 不法行為法発展 4年次演習	
		法哲学B 民法III(債権総論・担保物権) 刑法II(各論)★ 税法B(法人税法) 環境法B 会社法II 政治学原論B 法学英書講読 総合安全保障論	

無印は2単位科目、★印は4単位科目を示す。

*1 先修条件として、行政法総論AおよびB修得済

*2 先修条件として、行政法総論A・Bおよび行政救済法修得済

*3 先修条件として、行政法総論AおよびB修得済

③企業関係法プログラム

このプログラムは、現代社会の担い手である企業に将来の進路を定めようとする学生諸君のために、法学部の学生として求められる基礎的知見を修得する環境を提供する目的で設定したものです。

したがって、将来企業に就職し、あるいはこれを設立するなど、企業社会で活躍するために必要な諸科目を、民法・商法を中心に構成しています。もとより変転極まりない現代企業社会にあって、法学部出身者は企業活動の「導きの星」であり、企業もそれを学生諸君に期待しています。このプログラム表に沿って履修することで、グローバル化した現代社会において、将来、多様な能力を要求される企業人として生きるために、揺るぎない価値観に根ざした学問的知識を修得することを勧めます。

科目的種別	科 目 名		必要単位	
法学部開講科目	[1年次以上]		8単位	
	刑法 I (総論)★			
	民法 I (概論・総則・物権)★			
	プレッピセミナー	民法 III (債権総論・担保物権)		
	民法 II (債権各論)	契約法発展※1		
	裁判法★	商法概論		
		会社法 I		
		有価証券法		
		2年次演習★		
		3年次演習★		
法学部開講科目	[2年次以上]		50単位以上	
		会社法 II		
		法学英書講読		
		企業ファイナンス法		
		企業組織法		
	憲法 A (統治機構論)	憲法 B (基本的人権論)		
		税法 A (所得税法)		
		保険法		
		海商法		
		行政法総論 A		
重点科目	重		50単位以上	
	点			
	科			
	目			
	国際取引法 I (総論)	国際私法★		
	雇用関係法	労使関係法		
	社会保険法	社会福祉法		
	知的財産法 I (特許法・実用新案法)	知的財産法 II (商標法・商品取引)		
	知的財産法 III (著作権法・不正競争防止法・その他)	商法特殊講義(証券・商品取引)		
	民事紛争処理論★	行政救済法※3		
必修科目	最			
	重			
	点			
	科			
	目			
	4年次演習	登記法★		
	経済法★	税法 C (国際租税法)※4		
	英米法 II (私法)★			
	英文契約書作成			

無印は2単位科目、★印は4単位科目を示す。

※1 先修条件として、民法 II (債権各論) 修得済

※2 先修条件として、民法 II (債権各論) 修得済

※3 先修条件として、行政法総論 A および B 修得済

※4 先修条件として、税法 A (所得税法)・税法 B (法人税法) のいずれか修得済あるいは履修中

④国際ビジネス法プログラム

このプログラムは、国際化、ボーダレス化の傾向が顕著な現代社会にあって、世界に雄飛し、貿易実務に携わりたいと考えている学生諸君のために基礎的素養を提供すること狙いとして設定したものです。

したがって、国際取引法、外国法科目はもとより、わが国の商取引法に関する科目を中心に構成しています。

もっとも、そうした実務的法知識を持つだけでは、決して諸外国とのビジネスがうまくいくわけではありません。

それぞれの諸国の背景にある、政治、経済や文化に対する深い造詣があってこそ、互いの信頼関係が生まれ、円滑な取引を行っていくことができるものです。皮相的な法知識のみで満足することなく、広く深い教養を身につけることを勧めます。

科目の種別	科 目 名		必要単位	
法学部開講科目	必修科目	[1年次以上] 刑法 I (総論)★ 民法 I (概論・総則・物権)★	[2年次以上]	
			8 単位	
	最重要科目	プレッピセミナー 民法 II (債権各論)	民法 III (債権総論・担保物権) 商法概論 保険法 国際私法★ 知的財産法 I (特許法・実用新案法) 知的財産法 II (商標法・商品取引) 知的財産法 III (著作権法・不正競争防止法・その他) 2 年次演習★ 3 年次演習★	国際取引法 I (総論) 国際取引法 II (国際私法) 法学英書講読
	重点科目	政治学入門	会社法 I 有価証券法 英米法 II (私法)★ 国際法 B (国家管轄権) 国際取引法 III (英米)★ 国際取引法 V (アジア・商事) ドイツ法 I 経済法★ 日本の法律 法学露書講読 法学仏書講読 法学伊書講読 法学中書講読 憲法 B (基本的人権論) 企業組織法 税法 C (国際租税法)*	会社法 II 商法特殊講義(証券・商品取引) 国際法 A (総論) 国際法 G (国際機構法) 国際取引法 IV (アジア・民事) 国際取引法 VI (EU)★ ドイツ法 II 民事紛争処理論★ 政治学露書講読 政治学仏書講読 政治学伊書講読 政治学中書講読 企業ファイナンス法 4 年次演習 英文契約書作成
			50 単位以上	

無印は 2 単位科目、★印は 4 単位科目を示す。

※先修条件として、税法 A (所得税法)・税法 B (法人税法) のいずれか修得済あるいは履修中

⑤法政歴史プログラム

今日、国際的な政治的・経済的環境が急速に変化する中、日本社会は先行きの読めない不透明感に覆われ混迷を深めています。またそれにともなって、従来の政治枠組や公共観からの脱却が活発な議論の対象となっています。これらは政治的課題であるとともに、広く思想的課題であるといってよいでしょう。

本プログラムは、このような現況に対応し、社会のあり方・公共性のあり方について歴史に深く学ぶことで、新しい時代を的確に把握する目を養うものです。

そのため本プログラムは、法学・政治学という区分を越え、幅広く歴史系の諸学問を中心として構成しています。

またとくに、近現代についての法政史的・政治史的考察を通じて現代社会についての認識を深め、問題意識を養うことに重きをおいています。

「公共」といった視角からの幅広い社会的・文化的知識や、教職を志す上での素養を修得したい学生に向いたプログラムです。

科目的種別	科目名		必要単位
必修科目 法学部開講科目	[1年次以上]	[2年次以上]	8単位 50単位以上
	刑法I(総論)★		
	民法I(概論・総則・物権)★		
	プレッピセミナー	憲法B(基本的人権論)	
	政治学入門	日本法制史A	
	憲法A(統治機構論)	東洋法制史A	
		西洋法制史A	
		公共政策と市民社会	
		比較政治学A	
		日本政治史A	
重点科目			
		日本政治思想史	
		ナショナリズム論	
		2年次演習★	
		3年次演習★	
		公共政策概論	
		日本近現代法史	
重点科目		法哲学A	50単位以上
		法社会学A	
		日本外交史A	
		西洋外交史A	
		アジア政治外交史A	
		西洋政治史A	
		西洋政治思想史	
		政治学双方向講義	
		法学英書講読	
		法学独書講読	

無印は2単位科目、★印は4単位科目を示す。

履 修 方 法

法 政 策 学 科

法学部の教育目標（法政策学科）

法政策学科は、高い公共意識と政策的な思考方法を獲得するために、法律学と政治学の融合に基づく政策学を学び、それを通じて、問題を発見しその解決に向かって実践的に取り組んでいくことのできる人材を育成することを目的としています。

1. 系統だったカリキュラム編成

変転ただならない時代に対応するには、不变の基礎をふまえると同時に、高度な専門知識もマスターする必要があります。別掲のように多種多様な講義科目を用意するとともに、プログラム制を通じてそれらを系統的に配置しているのは、そのためです。

2. 基礎的な必修・選択必修科目及び厳選された重点科目の指定

学生の自発的な勉学意欲を、順序正しい履修の水路に導くために、基礎的な科目についてはその修得を義務づけ、厳選した重点科目を指定しています。

3. 各種演習科目、外国書講読、双方向講義、フィールド・リサーチなど少人数科目の重視

教師と学生との親密な討論こそ、大学教育の基礎であると思われます。意欲のある学生は、つねに何らかの講読や演習に所属することができ、また、2年次以降には、少人数定員制の双方向講義を受講することができます。

4. 履修相談体制の充実

学生の自主性を尊重した柔軟なカリキュラムが十分にその効果を發揮するためには、学生の勉学意欲に応えるきめ細やかな履修相談体制の充実が必要です。そのために本学部では、常設の開放的な履修相談室を設けています。

5. 大学院への進学

学部卒業後の進路の一つとして、大学院進学があります。本学では専門を生かすべく、弁護士・裁判官等の法曹を養成する法科大学院（法学既修者の2年制と法学未修者の3年制）と、研究者だけでなく広く専門的職業人（税理士、司法書士、公務員等）を養成する法学研究科（博士前期課程2年、博士後期課程3年）を設置しています。学部3年次からの飛び級入学制度もあり、効率よく勉強ができます。

事項
履修
一般

学籍

京都単位
大学コンソーシアム
互換制度

法律
学科

法政
学科

カフ
リレ
キユ
シラ
ブル

養日
成本
コ語
一教
ス員

ブグ
ローバ
ル・
ジャパン

在学
留学
制度

教職
課程

規程

履修規定（法政策学科）

卒業に必要な最低修得単位数

卒業するためには、4年以上在学し、次の科目区分に従って、124単位以上修得しなければなりません。

科 目 区 分				最低修得単位数			
共通教育科目	人間科学教育科目	選 択				24 単位 以上 124 単位 以上	
	言語教育科目	選択必修	①	英語教育科目	8単位	8単位 (注1)	
			②	英語以外の外国語教育科目 ※同一言語に限る	8単位		
			③	英語教育科目 英語以外の外国語教育科目 ※同一言語に限る	4 単位 4 単位		
	選 択					80 単位 以上	
	体育教育科目	選 抹					
	キャリア形成支援教育科目	選 抹					
融合教育科目 (注2)		選 抹				80 単位 以上	
専門教育科目		必 修	刑法I(総論) 民法I(概論・総則・物権)		8単位		
		選択必修	憲法A(統治機構論) 日本近現代法史 政治学入門 法社会学A 公共政策概論 4年次演習		4単位 以上	54単位以上	
		選 抹	演習科目は16単位まで ※				

注1) 言語教育科目は、①～③のいずれかで8単位を修得しなければなりません。

注2) 融合教育科目区分には、次の科目を算入することができます。

①融合教育のための入門科目

②法学部生履修可とする他学部専門教育科目

※ 「プレップセミナー」「自由演習」「2年次演習」「3年次演習」「4年次演習」で16単位を超える部分については、卒業要件単位(124単位)に算入することができます。

各年次の履修登録上限単位数

年次	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
	学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
単位数	24	24	24	24	24	24	24	24

ただし、次の科目は上記単位数には含まれません。

- ①卒業要件とならない自由(随意)科目
- ②大学コンソーシアム京都科目(単位互換科目)
- ③インターンシップ、セルフ・カルティベーション、O/OCF-PBL
- ④「キャリア・Re-デザインⅠ」、「キャリア・デザイン応用」
- ⑤海外語学実習
- ⑥「司法における外国語の役割」、「人事・労務インターンシップ」、「知的財産実習」
- ⑦博物館実習

共通教育科目

共通教育科目は、「人間科学教育科目」、「言語教育科目」、「体育教育科目」、「キャリア形成支援教育科目」からなり、全ての学生に開講している科目です。

入学年度ごとに定められている履修規定を十分に把握したうえで履修してください。

1. 人間科学教育科目

人間科学教育科目は、授業内容から人文、社会、自然、総合の4分野に区分しています。

また、この4分野を基本に人間科学教育科目の特徴を強調し、より学生が興味をもって科目を選択できるよう区分にテーマを設定しています。

幅広い教養を身に付けるためにも、学問的関連・関心に基づき、4分野からバランスよく履修することが望れます。

2. 言語教育科目

言語教育科目の中から、1言語または2言語を選択し、8単位を修得しなければなりません。

(1) 1言語で8単位を修得する場合

英語（1言語）で8単位を修得する場合

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 科 目	英語オーラルコミュニケーションA	2	8	1セメ生に限る
	英語オーラルコミュニケーションB	2		2セメ生に限る
	英語リーディングスキルA	2		1セメ生に限る
	英語リーディングスキルB	2		2セメ生に限る
	(全科目)	各1		1セメ生 履修不可

英語以外（1言語）で8単位を修得する場合

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 以 外	●●語エキスパートI	4	8	科目名の●●の中には、 ドイツ・フランス・中国・スペイン インドネシア・イタリア・韓国朝鮮 の各言語名があります。
	●●語エキスパートII	4		科目名の○○の中には、 ドイツ・フランス・中国・スペイン インドネシア・イタリア・韓国朝鮮 の各言語名があります。
	たのしく学ぶ○○語IA	1		
	たのしく学ぶ○○語IB	1		
	たのしく学ぶ○○語IIA	1		
	たのしく学ぶ○○語IIB	1		

(2) 2言語で8単位を修得する場合

英語4単位と英語以外の外国語（1言語）4単位を修得しなければなりません。

《英語4単位》

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 科 目	英語オーラルコミュニケーションA	2	4	1セメ生に限る
	英語オーラルコミュニケーションB	2		2セメ生に限る
	英語リーディングスキルA	2		1セメ生に限る
	英語リーディングスキルB	2		2セメ生に限る
	(全科目)	各1		1セメ生 履修不可

※英語コア科目については、「英語オーラルコミュニケーション」または「英語リーディングスキル」のどちらかを選択し、履修します。

《英語以外の外国語（1言語）4単位》

以下の科目において、一言語で4単位を修得しなければなりません。

科目区分	科 目 名	単位数	最低修得単位数	備 考
英 語 以 外	たのしく学ぶ〇〇語ⅠA	1	4	科目名の〇〇の中には、 ドイツ・フランス・中国・ロシア・ スペイン・インドネシア・イタリ ア・韓国朝鮮・ベトナムの各言語 名が入ります。
	たのしく学ぶ〇〇語ⅠB	1		
	たのしく学ぶ〇〇語ⅡA	1		
	たのしく学ぶ〇〇語ⅡB	1		

(3) 余剰単位の扱い

言語教育科目で定める単位を超えて修得した単位は、卒業要件単位に算入します。

(4) 未修得者

◇英語の単位が未修得の場合

英語のコア科目は、1年次生のみ履修可能です。

◇英語以外の外国語の単位が未修得の場合

『たのしく学ぶ〇〇語ⅠA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅠB』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡB』のい
ずれかが未修得の場合、単位が不足している同じ科目を履修（※）するか、新たに言語を選択し、1言語で4単位を
修得しなければなりません。

『〇〇語エキスパートⅠ』または『〇〇語エキスパートⅡ』で4単位を修得することも可能です。

（※）再履修者用クラス（1セメ生は履修不可）

『たのしく学ぶ〇〇語ⅠA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅠB』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡA』『たのしく学ぶ〇〇語ⅡB』につい
ては、言語により、再履修者用のクラスも開講しています。

(5) 履修上の注意事項

言語および科目の選択は、入学時に希望の言語・科目を申請し、コンピュータ抽選により決定します。1セメ終了時に
おける言語変更および科目変更は、原則として認めません。

英語のテーマ科目は、1セメ生は履修できません。

英語のコア科目を履修した学生は、各自の英語レベルを所定の電子掲示板（POST）で発表（※）します。そのレベル
を参考に各テーマ科目の資格要件を確認して申請してください。

（※）各自の英語レベルは、春学期「英語オーラルコミュニケーションA」「英語リーディングスキルA」の定期試験受験者
には履修年度の秋学期履修登録期間中、秋学期「英語オーラルコミュニケーションB」「英語リーディングスキルB」の
定期試験受験者には翌年度の春学期履修登録期間中に発表します。

英語科目のレベルの目安

レベルOC 1	質問の意図や表現したい内容がわかつても、口頭ではほとんど何も伝えることができない。挨拶や決まり文句などは知識として理解できている。
レベルOC 2	簡単な挨拶や決まり文句などは、実際の場面で使用することができる。ゆっくりとした速さならば、日常場面での簡単な会話内容を聞き取ることができる。
レベルOC 3	レストランでの注文やショッピングなどの場面で、ある程度適切な表現を使って自分の意思や依頼などを伝え ることができる。ある程度長い文章でも、基本的な文構造と語彙を使用していれば、聞き取ることができる。
レベルOC 4	日常会話であれば、自然に近い速さの文章を聞き取ることができ、それに対して自分の意思をほぼ問題なく伝 えることができる。英語の母語話者同士の会話でも、そのトピックやポイントはある程度理解できる。
レベルOC 5	様々な状況で、自然に近い速さの文章を聞き取ることができ、それに対して自分の意思をほぼ正確に伝えるこ とができる。時事問題やビジネスのトピックでも、ある程度は自己表現ができる。英検準1級やTOEICのリス ニング問題は簡単だと感じる。

※OC…英語オーラルコミュニケーション

レベルRS 1	基本的な文法知識が不足している。辞書を使用しながら高等学校で使用する教科書を読んでも、その内容を理解することが困難である。高校1~2年程度の英語でつまずいたと感じている。
レベルRS 2	数行にわたる文章のトピックやおまかなかみが把握でき、辞書を使用すれば日常生活で使用される程度の英語を読み書きできる。高等学校で学習した語彙や文法事項のおおよそ半分程度は修得している。
レベルRS 3	基本的な文構造は正確に捉えられる。高校生用に書かれた文章は辞書を使用すれば、正確にその内容が把握できる。高等学校で学習した語彙や文法事項のおおよそ半分以上は修得している。
レベルRS 4	ほとんど辞書を使用しなくても、高等学校レベルの教科書は理解できる。辞書を使用すれば、母語話者向けにかけられた簡単なエッセイやフィクションの大まかなかみを把握できる。その他に、批評文、新聞、アカデミックな内容の文章など、ある程度まとまった分量の英文をこれまでに読んだことがある。
レベルRS 5	ほとんど辞書を使用しなくとも、高校生や大学生向けに書かれた文章のおまかなかみを把握できる。エッセイや物語の他にも、批評文、新聞、アカデミックな内容の文章、ビジネスレター、説明文、掲示文、報告書などにもある程度は触れたことがある。

※RS…英語リーディングスキル

【外国人留学生を対象とした言語教育科目】

科目名	単位数	配当年次	必修・選択別
日本語(語彙・読解) I	1	1	選択必修
日本語(語彙・読解) II	1	1	選択必修
日本語(聴解) I	1	1	選択必修
日本語(聴解) II	1	1	選択必修
日本語(口頭表現) I	1	1	選択必修
日本語(口頭表現) II	1	1	選択必修
日本語(作文) I	1	1	選択必修
日本語(作文) II	1	1	選択必修
日本語(読解と文章表現) III	1	2	選択
日本語(読解と文章表現) IV	1	2	選択
日本語コミュニケーション(話す・聞く) I	1	2	選択
日本語コミュニケーション(話す・聞く) II	1	2	選択
日本語コミュニケーション(読む・書く) I	1	2	選択
日本語コミュニケーション(読む・書く) II	1	2	選択
日本語コミュニケーション(実践) III	1	3	選択
日本語コミュニケーション(実践) IV	1	3	選択

①外国人留学生とみなされる学生のみ履修できます。

②言語教育科目の最低修得単位数は、選択必修科目の「日本語」を8単位修得しなければなりません。

ただし、入学時の日本語プレイスメントテストの結果等により日本語以外の他の言語（母語以外）を履修することを許可することができます。

また、日本語選択必修科目と併せて交換留学生対象の総合日本語科目（選択科目）の履修を許可することもあります。

③3年次配当の『日本語コミュニケーション（実践）III』『日本語コミュニケーション（実践）IV』を履修するには2年次配当の選択科目『日本語コミュニケーション（話す・聞く）I』『日本語コミュニケーション（話す・聞く）II』と『日本語コミュニケーション（読む・書く）I』『日本語コミュニケーション（読む・書く）II』の中から2単位以上を修得していることが望ましい。

④修得した単位は、卒業要件単位に算入します。

【英語検定試験合格者等の単位認定制度】(英語を母語とする外国人留学生を除く)

この制度は、TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定において下表に示す基準をクリアしている場合、一定水準以上の英語力を有しているとみなし、単位を認定する制度です。

①認定基準及び単位数

種類	2単位	4単位	6単位	8単位
TOEIC	500～579点	580～679点	680～749点	750点～
TOEFL (Internet-based test)	44～58点	59～71点	72～82点	83点～
TOEFL (computer-based test)	130～169点	170～199点	200～219点	220点～
TOEFL (paper-based test)	447～496点	497～532点	533～556点	557点～
実用英語技能検定	2級	準1級	—	1級

②認定科目的取扱

- a. 共通教育科目の「英語認定科目」(選択科目)として認定します。
- b. 認定した科目的成績評価は、認定を表す「N」と表記して認定します。
- c. 同一基準での資格・スコアの重複認定はできませんが、上位基準の資格やスコアによる追加認定は、既認定単位数を差し引いて認定することができます。

例) 新入生時 実用英語技能検定 2級 2 単位申請・認定
3年次生 TOEIC 600点 4 単位該当
差し引き 2 単位追加認定

- d. 認定単位は、最低修得単位数124単位のうち、8単位を限度に卒業要件単位として算入します。(履修登録上限単位数には、含まれません。)
- e. 一旦認定した科目の変更・取消しはできません。

③申請期間

申請の手続きは、春学期は5月、秋学期は10月を予定しております。申請の受付期間については、事前に所定の電子掲示板(POST)等でお知らせします。

なお、申請した科目の単位認定は、各学期末とします。

④提出書類

- a. 検定試験合格者等に対する単位認定申請書(申請期間に教学センターで配付します。)
- b. TOEICまたはTOEFLのスコアカード(TOEIC-IP、TOEFL-ITPを含む)、実用英語技能検定合格証書の原本とコピー
- c. 1年次生春学期以外の申請時には、最新の学業成績表のコピー(成績証明書可)

⑤有効期限

入学前に取得した資格、スコアも認定することができますが、TOEIC・TOEFLのスコアの有効期限は、取得後2年以内とします。

【英語以外の外国语検定試験合格者の単位認定制度】(各言語を母語とする外国人留学生を除く)

この制度は、下記表の検定試験において一定の基準をクリアしている場合、その言語において実力を有しているとみなし、単位を認定する制度です。

①認定基準及び単位数

検定試験の種類	2単位	4単位	6単位	8単位
ドイツ語技能検定試験	4級	3級	2級	準1級 1級
実用フランス語技能検定試験	4級	3級	準2級	2級 準1級 1級
中国語検定試験	4級	3級	2級	準1級 1級
ロシア語能力検定試験	4級	3級	2級	1級
スペイン語技能検定試験	5級	4級	3級	2級 1級
インドネシア語技能検定試験	E級	D級	C級	B級 A級
実用イタリア語検定試験	5級	4級	3級	2級 1級
ハングル能力検定試験	4級	3級	準2級	2級 1級

②認定科目の取扱

- a. 共通教育科目の「○○語認定科目」(選択科目)として認定します。
(○○の中には、各言語の名前が入ります。)
- b. 認定した科目の成績評価は、認定を表す「N」と表記して認定します。
- c. 認定単位は、最低修得単位数124単位のうち、8単位を限度に卒業要件単位として算入します。
(履修登録上限単位数には、含まれません。)
- d. 上記異なる言語の検定試験に合格した場合も認定単位の上限は8単位とします。
(履修登録上限単位数には、含まれません。)

上記異なる言語で資格を取得しても同一基準での資格・スコアの重複認定はできませんが、上位基準の資格やスコアによる追加認定は、既認定単位数を差し引いて認定することができます。

例) 新入生時 ドイツ語技能検定試験 4級 2単位申請・認定
3年次生 中国語検定試験 3級 4単位該当
差し引き 2単位追加認定

- e. 一旦認定した単位の取消しはできません。

③申請期間

申請の手続きは、春学期は5月、秋学期は10月を予定しております。申請の受付期間については、事前に所定の電子掲示板（POST）等でお知らせします。

なお、申請した科目の単位認定は、各学期末とします。

④提出書類

- a. 検定試験合格者等に対する単位認定申請書（申請期間に教学センターで配付します。）
- b. 各検定試験合格証書の原本とコピー
- c. 1年次生春学期以外の申請時には、最新の学業成績表のコピー（成績証明書可）

⑤有効期限

入学前に取得した資格も認定することができますが、有効期限が設定されている検定試験に関しては、届け出日以前に失効している場合は対象外とします。

3. 体育教育科目

体育教育科目は、「実習科目」、「演習科目」、「講義科目」に区分しています。

(1) 『健康科学実習』

1年次生は、春学期または秋学期の指定されたクラスで履修してください。

なお、医師の指導等により運動が制限されている学生と、そのサポートを中心としたボランティア学習を希望する学生を対象にクラス（Hクラス）を設けています。Hクラスの履修希望者は、担当教員に申し出てクラス変更の手続きをしてください。

(2) 『スポーツ科学実習A』、『スポーツ科学実習B』

科目名に副題がついています。

副題が異なっていても『スポーツ科学実習A』、『スポーツ科学実習B』は、それぞれ1科目しか履修できません。

担当者のヒアリング等によって選考するがありますので、必ず、第一週目の授業に出席してください。

(3) 『健康科学演習A』、『健康科学演習B』

科目名に副題がついています。

副題が異なっていても『健康科学演習A』、『健康科学演習B』は、それぞれ1科目しか履修できません。

(4) 『スポーツ科学演習A』、『スポーツ科学演習B』

科目名に副題がついています。

副題が異なっていても『スポーツ科学演習A』、『スポーツ科学演習B』は、それぞれ1科目しか履修できません。

定員を超えた場合は、担当者のヒアリング等によって選考するがありますので、必ず、第一週目の授業に出席してください。

(5) スポーツ指導者育成科目（スポーツ指導者を目指していない学生も各自の興味に応じて科目を履修することができます。）

日本体育協会ではスポーツ振興の一環として、各種指導者認定を行い競技スポーツや地域スポーツの指導者育成事業を行っています。この資格を取得した者は、将来地域のスポーツクラブの指導者として、また特定競技の基礎的・専門的指導者として活動できることになります。

将来地域スポーツ指導者としての資格を取得するため、日本体育協会が認定するスポーツリーダー・指導員・上級指導員・ジュニアスポーツ指導員・スポーツプログラマー・コーチ・教師およびアスレティックトレーナー養成のための科目を開設しています。

これらの資格を取得するためには、日本体育協会で定めた「共通科目」と「専門科目」を修了する必要があります。

ただし、スポーツリーダーは、「共通科目」のみ修了すれば資格が得られます。

本学では、日本体育協会との協定により次表の○印の8科目全てを卒業までに単位取得し、日本体育協会へ申請（卒業年度に申請）すれば、「スポーツリーダー」、「指導員」、「上級指導員」、「ジュニアスポーツ指導員」または「スポーツプログラマー」の「共通科目」の講習と試験免除が受けられ、修了証明書が発行（審査料6,300円）されます。

また、○と◎印の10科目全てを卒業までに単位取得し、日本体育協会へ申請（卒業年度に申請）すれば、上記の資格の他に「コーチ」、「教師」および「アスレティックトレーナー」の「共通科目」の講習と試験免除が受けられ、修了証明書が発行（審査料10,500円）されます。

そして、卒業後、各都道府県が実施する「指導員」、「上級指導員」、「ジュニアスポーツ指導員」、「スポーツプログラマー」、「コーチ」、「教師」および「アスレティックトレーナー」の「専門科目」（競技種目・都道府県により設定が異なる）を受講し修了すれば、それぞれの資格が得られます。

■スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。

■指導員（旧C級スポーツ指導員）

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子供たちや初心者を対象に、競技別の専門的知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合せた指導にあたる。

特に発育発達期の子供に対しては、総合的な動き作りに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導や地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。

■上級指導員（旧B級スポーツ指導員）

地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。

事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割や地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う。

広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にもあたる。

■ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動き作りの指導を行う。

■スポーツプログラマー

主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。

■コーチ

地域や広域スポーツセンターにおいて、有望な競技者育成のため、より高いレベルの実技指導を行う。

■教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う。

会員（顧客）が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合せたサービスを提供する。

※この教師は、教育職員免許法に定められた保健体育の教員とは異なります。

■アスレティックトレーナー

スポーツドクターおよびコーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・傷害の救急措置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等にあたる。

※詳細については、4月上旬に説明会を開催します。

スポーツ指導者育成科目

本学の開設科目（体育教育科目）		日本体育協会講習科目	
○	スポーツの心理	共通Ⅱ	スポーツの心理Ⅰ
		共通Ⅲ	スポーツの心理Ⅱ
○	スポーツ指導論	共通Ⅰ	指導者の役割Ⅰ 指導計画と安全管理
		共通Ⅲ	指導者の役割Ⅱ 競技者育成のための指導法
○	スポーツ医学Ⅰ	共通Ⅰ	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ
○	スポーツマネジメント	共通Ⅰ	文化としてのスポーツ
		共通Ⅱ	スポーツと法 スポーツ組織の運営と事業
○	スポーツと栄養	共通Ⅰ	スポーツと栄養
		共通Ⅲ	アスリートの栄養・食事
○	スポーツのスキル	共通Ⅰ	ジュニア期のスポーツ
		共通Ⅱ	対象に合わせたスポーツ指導
		共通Ⅲ	身体のしくみと働き
○	スポーツ社会学	共通Ⅰ	地域におけるスポーツ振興
		共通Ⅱ	社会の中のスポーツ
○	ウェイトトレーニングの理論と実際	共通Ⅰ	トレーニング論Ⅰ
○	スポーツ医学Ⅱ	共通Ⅲ	スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ
○	スポーツのトレーニング論	共通Ⅲ	トレーニング論Ⅱ

4. キャリア形成支援教育科目

キャリア形成支援教育科目は、社会で通用する根幹的実力を養成することを目指して、豊かな人間的な能力（ヒューマンスキル）、概念的・論理的能力（コンセプチュアルスキル）、技術的・実践能力（テクニカルスキル）を総合的に育成していくきます。

低学年時から発展的・体系的に受講することにより、理想の将来像を明らかにし、職業観・人生観を明確に定め、社会で実践する力をつけていくことができます。

専門教育科目（法政策学科）

必修科目の履修について

専門教育科目のうち、「刑法Ⅰ（総論）」「民法Ⅰ（概論・総則・物権）」の2科目8単位を必修とします。必修科目は、予め指定された曜日・時限において履修しなければなりません。

必修科目の単位を所定の年次で修得できなかった場合は、次年度に優先して再履修しなければならず、このため他の科目的履修を犠牲にしなければならなくなるので、必修科目の単位は所定の年次で修得するよう留意してください。

選択必修科目の履修について

専門教育科目のうち、「憲法A（統治機構論）」「政治学入門」「公共政策概論」「日本近現代法史」「法社会学A」「4年次演習」の6科目中2科目4単位以上を選択必修科目とします。

プログラムについて

法学部（法政策学科）の専門教育科目の履修にあたって、将来の進路および学問的関心に即した科目の系統的履修を促すよう、以下の5つのプログラムを準備しています。

すなわち、

[プログラム1 人間の安全保障プログラム]	人間の安全保障に関連する科目
[プログラム2 社会安全プログラム]	社会安全に関連する科目
[プログラム3 社会政策プログラム]	社会政策に関連する科目
[プログラム4 行政プログラム]	行政に関連する科目
[プログラム5 法政歴史プログラム]	法政歴史に関連する科目

を各々重点的に履修するプログラムです。

専門教育科目は、必修2科目、選択必修科目（6科目中2科目以上の選択）を除き、選択科目ですが、進路および関心に即した系統的履修のためには、プログラムに沿って履修することが効果的です。各プログラムの詳細については、プログラム制の説明（P.b-37～）を参照してください。

プログラムの登録と変更について

これらのプログラムは、2年次の始めに登録します。登録の変更を希望する者については、3年次秋学期の履修登録以前に審査の上、変更を認めることができます。

先修指定科目について

法学部専門教育科目には、先修指定（履修条件）を付しているものがあります。これは段階を追って学習することが特に必要である科目について、先に学ぶべき科目を履修しないと、次の科目を履修できないようにしたものです。

指定した科目的単位を修得していないと履修登録ができませんので、先修指定を付している科目を履修登録しようとする際には、自分が指定された科目的単位を修得しているかどうかよく確認してください。

また、先修要件を充たしていないために、自分が履修したいと思っている科目的履修ができないということを防ぐためにも、在学中の早い段階から、4年間でどの科目をどのような順序で学ぶかという長期的なビジョンをもって、セメスターごとの履修登録を行うことが重要です。

履修相談室について

履修全般に関する相談は、履修相談室（4号館1階）において受け付けています。時間割の作り方、プログラムの選択の仕方等、不明な点があれば相談してください。

演習科目について

- 1年次春学期に開講する「プレップセミナー」は、法学・政治学を学ぶにあたって必要な能力や知識を身につけるための基礎的な演習であり、予め割り当てられたクラスでの履修となります。
- 2セメスター以上を対象とする「自由演習」は担当者別の選択科目で、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。
- 2年次以上を対象とする「2年次演習」は担当者別の選択科目で、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。
- 3年次以上を対象とする「3年次演習」は担当者別の選択科目で、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。
- 4年次を対象とする「4年次演習」は「3年次演習」の修得者を対象として開講し、予め承認された者に限り履修登録することができます。
- 「プレップセミナー」「自由演習」「2年次演習」「3年次演習」「4年次演習」は、計16単位までこれを法学部卒業に必要な専門教育科目（選択科目）の単位に算入することができます。16単位を超える部分については、卒業要件単位数（124単位）に算入することができます。
- 通年科目的「2年次演習」「3年次演習」を履修登録し、在学留学を希望する場合は、事前に教学センターに相談してください。

実習科目について

実習科目として「フィールド・リサーチ」（3年次以上配当）が開講されます。この講義では、現場での経験を踏まえて問題発見・問題解決の能力を養います。各プログラムで開講され、1クラスは20名程度で、原則、学外での体験型学修を実施します。内容は、インターンシップ的なものからヒアリング調査まで幅広く行われます。なお、実習の具体的な時間数は科目により異なります。また科目によっては、先に当該プログラムの特定科目的単位取得がフィールド・リサーチ受講の条件になっていることもあるので、1・2年次生から計画的に学修することを勧めます。

双方向講義について

双方向講義は、教員と学生が質疑応答しながら授業をすすめる対話型の少人数講義であり、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

外国書講読科目について

- 以下の科目を外国書講読科目と総称します。単位数はすべて2単位とします。

法学英書講読、政治学英書講読、法学独書講読、法学仏書講読、法学中書講読、政治学中書講読

- 法学英書講読と政治学英書講読については予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

○原書を読むために語学力を必要としますので、同言語の言語教育科目を少なくとも2単位以上修得しておいてください。

- 外国書講読科目の総修得単位数の上限は設けません。修得した単位は、すべて法学部卒業に必要な専門教育科目（選択科目）の単位に算入することができます。

他学部専門教育科目の履修について

他学部の専門教育科目を履修して単位を修得した場合は、融合教育科目として卒業要件単位数（124単位）に算入することができます。

他学部開講の専門教育科目には、当該学部の学生しか履修できない科目や履修者数を制限する科目がありますので、履修要項別冊ガイド・講義要項等で確認してください。

大学院科目との合併授業の履修について

本学大学院法学研究科の授業科目のうち、下記科目については、学部学生も受講することができます。このため学生は、大学院科目として「先取り履修」するか、学部科目として履修するかいずれのかの履修方法を選択することができます。よく考えて履修登録してください。

注①同科目の履修にあたっては、予め履修の応募を行い、承認された者に限り履修登録することができます。

②履修して単位を認定された場合は、法学部の卒業に必要な専門教育科目（選択科目）の単位として算入します。

③大学院科目として先取り履修を選んだ場合は、本学大学院法学研究科への進学後、「入学前単位」としても認めます。

学部科目として履修、修得した場合は、本学大学院法学研究科に進学したとしても「入学前単位」としては認めません。

④法学研究科学生の履修者がいなかった場合は、大学院科目名の科目としては休講扱いとします。この場合は、学部科目としての登録変更を特に認めます。

科目名(法学部専門教育科目)	科目名(法学研究科科目)	担当者	単位	配当年次
英文契約書作成	英文契約書作成演習	キャンデル	2 単位	2 年次
税法C（国際租税法）	国際租税法特論	辻	2 単位	3 年次

※ただし、「税法C（国際租税法）」と「国際租税法特論」については、「税法A（所得税法）」または「税法B（法人税法）」の少なくともいずれか一科目を修得済、または履修中でなければ受講は許可されません。

卒業に必要な単位数に算入されない科目について

基本的には、教職課程に関する科目を履修し修得した単位は、卒業要件単位数に算入することはできません。

しかし、教職課程を登録したもので、共通教育科目の区分「教育と人間」の科目を履修し修得した単位は、卒業要件単位数に算入することができます。

また、これらの科目は履修登録上限単位数に含まれます。教職課程についてはP.b-79～を参照してください。

プログラム制（法政策学科）

法学部の授業科目を履修する上で重要なポイントの一つがプログラム制です。これは①人間の安全保障プログラム、②社会安全プログラム、③社会政策プログラム、④行政プログラム、⑤法政歴史プログラムの5プログラムを設定し、学生諸君の進路希望および学問的関心に則した科目履修のガイドラインを提示するものです。全プログラムに共通の必修科目・選択必修科目のほか、プログラム毎にそれぞれ最重点科目、重点科目を設けています。各プログラムの要件を満たさなくとも卒業は可能ですが、これに沿って履修すれば、将来の進路にアクセスすることが容易となるように科目設定している点に注目してください。

また、各プログラムの要件を満たせば、プログラム修了証を発行します。これは卒業を証明するものではありませんが、法学部において学生諸君がどのような進路希望と学問的関心の下にいかなる学問分野を履修したかを、より具体的に証するものです。

履修上の注意事項

- 自ら選んだプログラム表に沿って、系統的に履修してください。
- 最重点科目は、それぞれのプログラムにおいて最も重要な科目です。各プログラムで指定されている単位数を超えて修得した最重点科目の単位は、重点科目の指定単位数に算入します。
- プログラムの修了の要件は次のとおりです。
 - ① 2年次の始めにプログラム登録を行うこと。
 - ② 必修科目8単位を修得すること。
 - ③ 選択必修科目6科目中2科目4単位以上を修得すること。
 - ④ 最重点科目と重点科目を併せて50単位以上修得すること。
- プログラム修了証は、プログラムを修了した者の申請に基づき、確認後発行します。登録したプログラムを修了し、他のプログラムも修了した場合、それぞれのプログラムにつき修了証を発行します。

①人間の安全保障プログラム

このプログラムは、世界及び人類全体が平和と安全の確保のためにどうすればよいか、そして、日本は、そのために世界の中でどのように行動すべきか、といった政策論を考察する目的で設定したものです。これは、対外的な外交や防衛、国内の治安関連だけでなく、開発援助、文化交流その他国際社会での活躍（国際機関職員や国際協力NGOなど）に興味を持つ学生諸君のために履修上の指針を提供するものです。

「安全保障」は、軍事を主体とした「国防」に限らず、経済やエネルギー問題も含む「総合安全保障」へ、更に、国家概念に基づく制度の限界から人間個人の安全を考え直す「人間の安全保障」へと、拡大し発展しています。

この幅広い安全保障領域を理解するために、国際政治と国際法を中心に科目が構成され、その上で政策関連の科目が設定されています。このプログラムに沿って履修することで、グローバル化した現代社会に生きる我々にとって必要でかつ基礎的な政策思考的知見を修得することができます。

科目的種別	科 目 名		必要単位
必修科目	[1年次以上] 刑法 I (総論) ★ 民法 I (概論・総則・物権) ★	[2年次以上]	8 単位
	憲法 A (統治機構論) 政治学入門	公共政策概論 日本近現代法史 法社会学 A 4 年次演習	
法学部開講科目		人間の安全保障論 グローバリズム論 公共政策と市民社会 国際政治学 A 比較政治学 A 国際法 A (総論) 国際法 C (国際人権法) 国際法 E (国際安全保障法) 国際法 G (国際機構法) 2 年次演習★	4 単位以上
		平和機構政策 総合安全保障論 国際政治学 B 比較政治学 B 国際法 B (国家管轄権) 国際法 D (国際責任・紛争処理) 国際法 F (国際人道法) 政治学双方向講義 3 年次演習★ フィールド・リサーチ(人間の安全保障) ※	50 単位以上
重点科目	プレップセミナー	日本政治史 A 日本外交史 A 西洋外交史 A 西洋政治思想史 政治学原論 A アジア政治外交史 A 行政学 A ナショナリズム論 政治学英書講読	
		日本政治史 B 日本外交史 B 西洋外交史 B 政治学原論 B アジア政治外交史 B 行政学 B 法学英書講読 憲法 B (基本的人権論)	

無印は 2 単位科目、★印は 4 単位科目を示す。

※本プログラム履修者の中から一定の単位取得者のみに限定。

②社会安全プログラム

このプログラムは、警察官、消防士、家庭裁判所調査官、法曹やNPO等、社会安全の分野で将来貢献をしようとする学生に履修の指針を示す目的で設定したものです。

従来の国家や警察の安全保障機能には限界があることが理解され、住民との連携による犯罪予防や少年非行予防の対策を樹立する政策、あるいは、家庭、学校、共同体との連携による犯罪対策を構想する政策の必要性が提言されるようになってきました。

そこで、本プログラムでは、①社会安全保障の目標、活動、政策と理念、それを実現する仕組みのあり方について学び、②市民生活および家庭生活における紛争や脅威に、法がいかに対処できるかについて学び、③犯罪の実態および犯罪対策の現状を踏まえ、社会学、統計学、心理学、教育学などの隣接諸科学の成果を基盤として総合的に検討し、政策を提言する能力を養うことを目標とします。

科目的種別	科 目 名		必要単位	
必修科目	[1年次以上] 刑法 I (総論) ★ 民法 I (概論・総則・物権) ★	[2年次以上]	8 単位	
選択必修科目	憲法 A (統治機構論) 政治学入門	公共政策概論 日本近現代法史 法社会学 A 4 年次演習	4 単位以上	
法学部開講科目	プレップセミナー	社会安全政策 I (総論) 刑法 II (各論) ★ 刑事訴訟法 ★ 刑事政策 被害者学 2 年次演習 ★ フィールド・リサーチ(社会安全) ジェンダーと法	社会安全政策 II (各論) 刑法 III (特別刑法) 犯罪学 犯罪社会学 家族法政策※1 3 年次演習 ★ 刑事司法と精神医療 医事法	50 単位以上
重点科目	民法 II (債権各論) 裁判法 ★	憲法 B (基本の人権論) 民法 III (債権総論・担保物権) 会社法 I 行政法総論 A 行政救済法※2 法哲学 A 行政学 A 公共政策と市民社会 雇用関係法 地方自治法 法学英書講読	民法 IV (親族・相続) 会社法 II 行政法総論 B 法哲学 B 行政学 B 社会保障政策 社会福祉法 政治学英書講読	

無印は 2 単位科目、★印は 4 単位科目を示す。

※1 先修条件として、民法 IV (親族・相続) 修得済

※2 先修条件として、行政法総論 A および B 修得済

③社会政策プログラム

今日の日本は、グローバル化や少子高齢化社会に対応するべく、さまざまな社会制度・社会政策の立て直しが急がれます。格差問題、官民関係のあり方、ワークライフバランスの見直しなど、日本人の生き方そのものが問いかれており、また、環境を守りつつ先進社会をどう維持するか、ということも大きな課題です。

こうした今日的問題に応えるのは、社会保障や雇用に関する制度論の分野であり、環境法をはじめとする行政法・行政学分野であり、さらに広く政治学・政策学的な知見です。本プログラムは、企業、行政、NPO等で公共性のある仕事を志す学生、あるいは社会政策全般に携わる政治・行政分野を志望する学生を想定し、法律・政治・実務を総合的に学ぶよう設計しています。

本プログラムは、社会政策論を法制度面から学ぶ実践的なものであるとともに、公と私のバランスをどうとらえ、新しい時代の公共性をどう制度的に構築するか、という規範的思考を鍛えるプログラムでもあります。

科目的種別	科 目 名		必要単位
必修科目	[1年次以上] 刑法 I (総論) ★ 民法 I (概論・総則・物権) ★	[2年次以上]	8 単位
選択必修科目	憲法 A (統治機構論) 政治学入門	公共政策概論 日本近現代法史 法社会学 A 4 年次演習	4 単位以上
法学部開講科目	プレップセミナー	憲法 B (基本的人権論) 公共政策と市民社会 政治過程論 A 西洋政治思想史 行政学 A 行政法総論 A 雇用関係法 社会保険法 地方自治法 2 年次演習★	社会保障政策 政治過程論 B 日本政治思想史 行政学 B 行政法総論 B 労使関係法 社会福祉法 社会政策双方向講義 3 年次演習★
重点科目		ジェンダーと法 法哲学 A 環境法 A 政治学原論 A 日本政治史 A 西洋政治史 A 比較政治学 A 労働保険法 実践行政法※2 フィールド・リサーチ(社会保障政策) 家族法政策※3 医事法 地方自治論 I 政治学英書講読	法哲学 B 環境法 B 政治学原論 B 日本政治史 B 西洋政治史 B 比較政治学 B 行政救済法※1 社会政策特殊講義 地方自治論 II 法学英書講読

無印は 2 単位科目、★印は 4 単位科目を示す。

※1 先修条件として、行政法総論 A および B 修得済

※2 先修条件として、行政法総論 A・B および行政救済法修得済

※3 先修条件として、民法 IV (親族・相続) 修得済

④行政プログラム

このプログラムは、各種の公務員となって公共の利益に奉仕しうる人材の育成に主眼を置き、このような趣旨に沿う履修の指針を示す目的で設定したものです。そのため、本プログラムは、主要な公務員試験科目との整合性を視野に入れて構成しています。これら諸科目を履修することにより、法学・政治学的な観点から社会問題を認識し、かつ、それに対処する政策を立案できる能力といった公務員に必須の素養を修得することができます。

その一方で、公務員の社会認識の方法や政策形成の過程を知ることは、行政職員をどう管理するかといった視点とも関連するため、国民一般にとっても重要です。従って、本プログラムは公務員志望以外の学生へも門戸を開放するものであり、そのことを明示するために「公務員プログラム」ではなく「行政プログラム」と銘打つものです。

科目的種別	科 目 名			必要単位
法学部開講科目	必修科目	[1年次以上]	[2年次以上]	8単位
		刑法I(総論)★ 民法I(概論・総則・物権)★		
	選択必修科目	憲法A(統治機構論) 政治学入門	公共政策概論 日本近現代法史 法社会学A 4年次演習	4単位以上
		民法II(債権各論) プレッピングセミナー	憲法B(基本的人権論) 行政法総論A 行政組織法 実践行政法※2 行政学A 政治過程論A 政治機構論 地方自治論I 環境法A フィールド・リサーチ(環境政策)※3 2年次演習★	
	重点科目		行政法総論B 行政救済法※1 行政学B 政治過程論B 地方自治法 地方自治論II 環境法B 3年次演習★	50単位以上
		裁判法★	法哲学A 都市と法政策※1 民法IV(親族・相続) 税法A(所得税法) 商法概論 会社法I 社会保険法 雇用関係法 政治学原論A 地方自治未来論 政治学英書講読 不法行為法発展※4	
			法哲学B 民法III(債権総論・担保物権) 刑法II(各論)★ 税法B(法人税法) 会社法II 社会福祉法 労使関係法 政治学原論B 法学英書講読 総合安全保障論	

無印は2単位科目、★印は4単位科目を示す。

※1 先修条件として、行政法総論AおよびB修得済

※2 先修条件として、行政法総論A・Bおよび行政救済法修得済

※3 先修条件として、環境法AおよびB修得済

※4 先修条件として、民法II(債権各論)修得済

⑤法政歴史プログラム

今日、国際的な政治的・経済的環境が急速に変化する中、日本社会は先行きの読めない不透明感に覆われ混迷を深めています。またそれにともなって、従来の政治枠組や公共観からの脱却が活発な議論の対象となっています。これらは政治的課題であるとともに、広く思想的課題であるといってよいでしょう。

本プログラムは、このような現況に対応し、社会のあり方・公共性のあり方について歴史に深く学ぶことで、新しい時代を的確に把握する目を養うものです。

そのため本プログラムは、法学・政治学という区分を越え、幅広く歴史系の諸学問を中心として構成しています。またとくに、近現代についての法政史的・政治史的考察を通じて現代社会についての認識を深め、問題意識を養うことに重きをおいています。

「公共」といった視角からの幅広い社会的・文化的知識や、教職を志す上での素養を修得したい学生に向いたプログラムです。

科目的種別	科目名		必要単位
必修科目	[1年次以上] 刑法 I (総論)★ 民法 I (概論・総則・物権)★	[2年次以上]	8単位
	憲法 A (統治機構論) 政治学入門	公共政策概論 日本近現代法史 法社会学 A 4年次演習	
法学部開講科目	プレップセミナー	憲法 B (基本的人権論) 日本法制史 A 東洋法制史 A 西洋法制史 A 公共政策と市民社会 比較政治学 A 日本政治史 A 西洋政治史 A 西洋政治思想史 ナショナリズム論 2年次演習★ フィールド・リサーチ(法政歴史)	4単位以上
重点科目		法哲学 A 法社会学 B 日本外交史 A 西洋外交史 A アジア政治外交史 A 国際政治学 A 政治学原論 A 政治学双方向講義 法学英書講読 法学独書講読 法学中書講読	50単位以上

無印は2単位科目、★印は4単位科目を示す。

フレキシブルカリキュラム

フレキシブルカリキュラム

フレキシブルカリキュラムとは

社会の高度化・複雑化・専門化等が進む現代、社会が直面するさまざまな課題に柔軟に対応していくことが不可欠です。そのうえで将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野で、総合的な判断を下すことのできる能力を養っていかなければなりません。

本学では、建学の精神と、文系・理系の全学部がワンキャンパスに集中している総合大学の特色を活かしたフレキシブルカリキュラムを実現しています。専門分野を問わず、学部の枠を越えて柔軟（フレキシブル）に学びを広げ、自らの専門とは異なる分野との融合教育を推進する、本学独自のカリキュラムです。

自学部と他学部との専門領域の融合教育を積極的に学ぼうとする学生のため、次の科目およびプログラムを用意しています。

融合教育のための入門科目

他学部専門教育の学びを進めるには、まずその基礎を学ぶことが重要なことから、**融合教育のための入門科目**を用意しています。

これらの科目は、専門分野が異なる学部学生を対象として開講しています。したがって、同じ専門分野の学部学生は履修することができません。例えば、「民法入門A（概論・総則）」は、より法学に近づくために設けた科目であり、民法を専門のひとつとする法学部生は、履修することができません。

融合教育のための入門科目の中には、特定の専門教育科目を履修するための先修条件（履修条件）となっている科目があります。

先修条件（履修条件）は、段階的・体系的な学習が求められる科目について設定されています（例：法学部専門教育科目「裁判法」を履修するためには、「民法入門A（概論・総則）」を修得しておく必要がある）。4年間の履修計画に大きく影響するため、十分に把握しておくことが必要です。

プログラム

フレキシブルカリキュラムをわかり易く具体化して、体系立てた学びのプログラムです。

これらのプログラムは、学部を問わず履修が可能です。

【学部融合プログラム】

現代社会が持つ様々な課題を解決するためには、専門的かつ複合的な思考力が必要です。学部間の専門教育を効率よく融合させることで、専門的な知識をしみこむように習得し、深い理解へと導くプログラムです。

具体的には、次の3つのプログラムを用意しています。

- 司法外国語プログラム（中国語）
- 知財エキスパートプログラム
- 人事・労務プログラム

【テーマプログラム】

達成すべき目標を設定し、そこまでの明確な道筋を示すプログラムです。体系的に段階を踏み学び進めることで、専門性の高い能力の開花を促します。

具体的には、次の4つのプログラムを用意しています。

- 図書館司書プログラム
- 学芸員プログラム
- 司書教諭プログラム
- 外国語ステップアッププログラム

プログラムを履修するためには、プログラム登録が必要です。

プログラム登録をはじめ、履修方法、修了要件、修了証の発行などの詳細については、各プログラムの説明会で確認してください。

司法外国語プログラム（中国語）

◇目的

日本社会の国際化に伴って、残念ながら、外国人による犯罪も増加しています。外国人犯罪を適正に捜査・裁判し、被疑者・被告人となる外国人の人権を守るために、捜査や裁判において警察官・検察官・弁護人・裁判官などとの円滑なコミュニケーションが欠かせません。このようなコミュニケーションの仲介となる役割を果たせる人材を育成するのが、司法外国語プログラムの目的です。

本プログラムを修了することによって、司法通訳人や外国人犯罪捜査にあたる警察官となるための基礎的な能力（高度な語学力、犯罪や司法に関する知識や理解力、通訳人としての職業倫理）を養成することができます。

さらに、法曹・行政書士・入国管理局職員・海上保安官などとして、外国人を対象とする司法や行政に関わりたいと考えている方にも、有用なプログラムです。

外国人司法の場で需要が最も多い、中国語を対象とします。

◇履修条件

中国語エキスパート科目を1年次春学期から履修してください。1年次に中国語エキスパート科目を履修していないが本プログラムの登録を希望する者は、本プログラム主任（法学部 須賀博志先生）に相談してください。

本プログラムの主要科目「司法における外国語の役割」「捜査通訳演習」「法廷通訳・翻訳演習」を履修するには、プログラム登録が必要です。1年次秋学期（11月頃）に実施する説明会に出席し、プログラム登録申請をしてください。登録定員は25名です。申請者多数の場合には、申請書と成績などで選抜します。

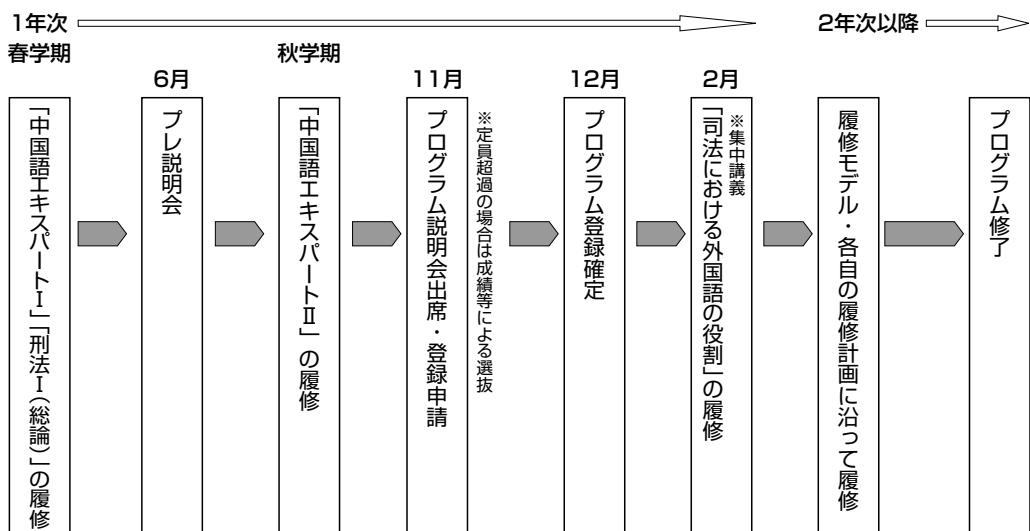
選択必須科目の中国語コミュニケーション論E・F・K・Lを履修登録するためには、中国語検定3級以上を取得しているか、それに相当する中国語力が必要です。

語学力養成のためには、留学するのが一番です。中国への留学を強く薦めます。

中国語を母語とする留学生は、科目構成が異なります。構成科目表は中国人留学生用を参照してください。

中国人留学生は、選択必修科目の「日本語I・II」をしっかりと学修しておいてください。

◇プログラム修了までのスケジュール



◇修了証の発行

次頁の構成表の中に記載されている「必須科目」すべてと、「選択必須科目」8科目のうち4科目を修得した者に、修了証を発行します。「関連科目」は、より深く、より幅広く学びたいときに、履修してください。履修した「関連科目」は、修了証に記載します。

【中国人留学生】

次頁の構成表の中に記載されている「必須科目」すべてと、「選択必須科目」4科目のうち2科目を修得した者に、修了証を発行します。「関連科目」は、より深く、より幅広く学びたいときに、履修してください。履修した「関連科目」は、修了証に記載します。

◇構成

必修プログラム	科 目 名	単 位	配当年次 〔当該年次以上は履修可能〕	科 目 区 分 (卒業要件算入等については、各学部の履修規定で確認のこと)	備 考
必 須 科 目	中国語エキスパートⅠ	4	1	共通教育科目	
	中国語エキスパートⅡ	4	1	共通教育科目	
	中国語エキスパート発展ⅠA	1	1	共通教育科目	
	中国語エキスパート発展ⅡA	1	1	共通教育科目	
	中国語エキスパート発展ⅠB	1	1	共通教育科目	
	中国語エキスパート発展ⅡB	1	1	共通教育科目	
	刑法Ⅰ(総論)	4	1	法学部専門教育科目	
	刑法Ⅱ(各論)	4	2	法学部専門教育科目	
	刑事訴訟法	4	2	法学部専門教育科目	
	司法における外国語の役割	2	1	法学部専門教育科目	注)1. 注)3.
	刑事司法と外国人	2	2	法学部専門教育科目	注)4.
	捜査通訳演習	2	3	外国語学部専門教育科目	注)3.
	法廷通訳・翻訳演習	2	3	外国語学部専門教育科目	注)3.
選択必須科目	検定で学ぶ中国語(初級)Ⅰ	1	1	共通教育科目	いづれか2科目以上選択履修
	検定で学ぶ中国語(初級)Ⅱ	1	1	共通教育科目	
	検定で学ぶ中国語(中級)Ⅰ	1	1	共通教育科目	
	検定で学ぶ中国語(中級)Ⅱ	1	1	共通教育科目	
	中国語コミュニケーション論E	2	3	外国語学部専門教育科目	注)2. いづれか2科目以上選択履修
	中国語コミュニケーション論F	2	3	外国語学部専門教育科目	
	中国語コミュニケーション論K	2	3	外国語学部専門教育科目	
	中国語コミュニケーション論L	2	3	外国語学部専門教育科目	
関連科目	中国語会話(上級)Ⅰ	1	1	共通教育科目	
	中国語会話(上級)Ⅱ	1	1	共通教育科目	
	検定中国語(上級)Ⅰ	1	2	外国語学部専門教育科目	
	検定中国語(上級)Ⅱ	1	2	外国語学部専門教育科目	
	犯罪と社会A	2	2	共通教育科目	
	犯罪と社会B	2	2	共通教育科目	
	犯罪学	2	2	法学部専門教育科目	
	刑事政策	2	2	法学部専門教育科目	
	法学中書講読	2	2	法学部専門教育科目	
	中国文化論A(現代中国論)Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
	中国文化論A(現代中国論)Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	
	中国文化論B(中国伝統文化)Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
	中国文化論B(中国伝統文化)Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	

- 注) 1. 秋学期定期試験終了後に行われる集中講義です。中国留学等と時期が重なった場合は次年度に履修してください。
 2. 中国語コミュニケーション論は、E・FとK・Lの組み合わせで、隔年開講されます。
 3. 本プログラム登録者のみ履修可能です。
 4. 外部から講師を招聘して実施します。本プログラム登録者または事前面接許可者のみ履修可能です。

◇履修モデル

*履修モデルは、段階的に学修をすすめるための目安です。実際の配当年次と異なる場合があります。

	1年次	2年次	3~4年次
教 育 共 通 科 目	【必須科目】 中国語エキスパートⅠ、Ⅱ	【必須科目】 中国語エキスパート発展ⅠA、ⅠB 中国語エキスパート発展ⅡA、ⅡB 【選択必須科目】 検定で学ぶ中国語(初級)Ⅰ、Ⅱ 検定で学ぶ中国語(中級)Ⅰ、Ⅱ 【関連科目】 中国語会話(上級)Ⅰ、Ⅱ 犯罪と社会A、B	
專 門 教 育 科 目 部	【必須科目】 刑法Ⅰ(総論) 司法における外国語の役割	【必須科目】 刑法Ⅱ(各論) 刑事訴訟法 刑事司法と外国人 【関連科目】 犯罪学 刑事政策 法学中書講読	
專 門 教 育 科 目 部		【関連科目】 中国文化論A(現代中国論)Ⅰ、Ⅱ 中国文化論B(中国伝統文化)Ⅰ、Ⅱ	【必須科目】 捜査通訳演習 法廷通訳・翻訳演習 【選択必須科目】 中国語コミュニケーション論E、F、K、L 【関連科目】 検定中国語(上級)Ⅰ、Ⅱ

◇構成【中国人留学生用】

必修 プログラム	科 目 名	单 位	配当年次 当該年次 以上は 履修可能	科 目 区 分 (卒業要件算入等については、各学部の履修規定で確認のこと)	備 考
必 需 科 目	日本語(読解と文章表現)Ⅲ	1	2	共通教育科目	
	日本語(読解と文章表現)Ⅳ	1	2	共通教育科目	
	日本語コミュニケーション(話す・聞く)Ⅰ	1	2	共通教育科目	
	日本語コミュニケーション(話す・聞く)Ⅱ	1	2	共通教育科目	
	日本語コミュニケーション(読む・書く)Ⅰ	1	2	共通教育科目	
	日本語コミュニケーション(読む・書く)Ⅱ	1	2	共通教育科目	
	刑法Ⅰ(総論)	4	1	法学部専門教育科目	
	刑法Ⅱ(各論)	4	2	法学部専門教育科目	
	刑事訴訟法	4	2	法学部専門教育科目	
	司法における外国語の役割	2	1	法学部専門教育科目	注)1. 注)3.
選 択 必 需 科 目	刑事司法と外国人	2	2	法学部専門教育科目	注)4.
	捜査通訳演習	2	3	外国語学部専門教育科目	注)3.
	法廷通訳・翻訳演習	2	3	外国語学部専門教育科目	注)3.
	中国語コミュニケーション論E	2	3	外国語学部専門教育科目	注)2. いずれか2科目以上 選択履修
関 連 科 目	中国語コミュニケーション論F	2	3	外国語学部専門教育科目	
	中国語コミュニケーション論K	2	3	外国語学部専門教育科目	
	中国語コミュニケーション論L	2	3	外国語学部専門教育科目	
	日本語コミュニケーション(実践)Ⅲ	1	3	共通教育科目	
	日本語コミュニケーション(実践)Ⅳ	1	3	共通教育科目	
	犯罪と社会A	2	2	共通教育科目	

注) 1. 秋学期定期試験終了後に行われる集中講義です。

2. 中国語コミュニケーション論は、E・FとK・Lの組み合わせで、隔年開講されます。

3. 本プログラム登録者のみ履修可能です。

4. 外部から講師を招聘して実施します。本プログラム登録者または事前面接許可者のみ履修可能です。

◇履修モデル【中国人留学生用】

*履修モデルは、段階的に学修をすすめるための目安です。実際の配当年次とは異なる場合があります。

	1年次	2年次	3～4年次
共通教育科目		<p>【必須科目】 日本語(読解と文章表現)Ⅲ、Ⅳ 日本語コミュニケーション(話す、聞く)Ⅰ、Ⅱ 日本語コミュニケーション(読む、書く)Ⅰ、Ⅱ</p> <p>【関連科目】 犯罪と社会A、B</p>	<p>【関連科目】 日本語コミュニケーション(実践)Ⅲ、Ⅳ</p>
専門教育科目部	<p>【必須科目】 刑法Ⅰ(総論) 司法における外国語の役割</p>	<p>【必須科目】 刑法Ⅱ(各論) 刑事訴訟法 刑事司法と外国人</p> <p>【関連科目】 犯罪学 刑事政策 法学中書講読</p>	
専門教育科目部			<p>【必須科目】 捜査通訳演習 法廷通訳・翻訳演習</p> <p>【選択必須科目】 中国語コミュニケーション論E、F、K、L</p>

知財エキスパートプログラム

◇目的

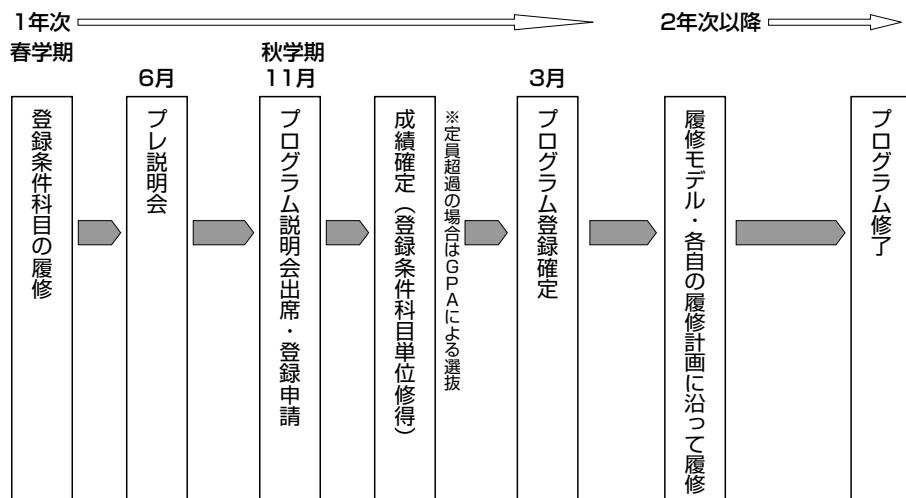
弁理士という職種を知っていますか。もし知らないても、特許権（更に商標権や著作権などをも含めて知的財産権（知財）と呼ばれます）という言葉は聞かれたことはあるでしょう。特許権は特許庁に出願・登録することによって有効になりますが、弁理士はその事務を発明者に代わって行う仕事です。それだけでなく、特許権侵害訴訟などにおいて弁護士とともに代理人としても活躍します。このように、弁理士は特許のエキスパートなのですが、特許を扱う仕事は弁理士だけが行っているのではありません。企業、特にメーカーにとって、自社内で行われた発明について特許をとり、それを管理することが、近年非常に重要になってきています。企業へ就職後、そのような部署に配属されることになれば、当然に特許・知財分野の知識が必要とされます。そしてその知識は、文系・理系両面にわたるものであることが要求されます。特許の取得やその管理は法律分野の仕事ですが、それを行うためには、対象となる発明品そのものに対する理解が必要となってくるからです。

本プログラムは、弁理士の資格取得を念頭に置きつつ、知財関連の基礎知識を提供し、実務演習を加えて、弁理士を中心とする知財関連職種にかかる職業観を養成することを目的としています。上記のように、この分野では文系・理系両面の知識が要求されますから、本プログラムも、文系・理系双方の学部に開かれたものとなります。一拠点総合大学という本学の利点を生かして、文理両系の学生がともに学び、学習・研究の上で交流を深めるというのも、本プログラムの目的の一つです。

◇履修条件

本プログラムを履修するには、プログラム登録が必要です。1年次秋学期（11月頃）に実施する説明会に出席し、プログラム登録申請をしてください。ただし、本プログラムを履修するにあたり、民法の基礎的な知識を修得していることを必要とするため、登録条件科目である「民法I（概論・総則・物権）」の単位を修得できた者のみプログラム登録を認めます。登録定員は50名です。登録条件を満たした申請者が50名を超える場合には、秋学期終了時点でのGPAの順で選抜する予定です。

◇プログラム修了までのスケジュール



◇修了証の発行

次頁の構成表の中に記載されている「基幹科目」のうち、「知的財産実務演習」を含む10単位以上を修得し、かつ「重点科目」と併せて20単位以上を修得した者に、修了証を発行します。

◇構成

必修プログラム	科目名	単位	配当年次 当該年次 以上は 履修可能	科目区分 (卒業要件算入等については、各学部の履修規定で確認のこと)	履修条件	備考
件登録目録	民法 I (概論・総則・物権)	4	1	法学部専門教育科目		
基幹科目	知的財産法 I (特許法・実用新案法)	2	2	法学部専門教育科目		
	知的財産法 II (商標法・意匠法)	2	2	法学部専門教育科目		注)2.
	知的財産法 III (著作権法・不正競争防止法・その他)	2	2	法学部専門教育科目		
	産業社会と知的財産	2	2	法学部専門教育科目		注)2.
	知的財産実務演習	4	3	法学部専門教育科目	本プログラム登録者、「知的財産法 I・II」修得済	
	知的財産実習	2	3	法学部専門教育科目	本プログラム登録者、「知的財産法 I・II」修得済、「知的財産実務演習」修得済または履修中	
重点科目	社会と統計 A	2	1	共通教育科目		注)1.
	社会と統計 B	2	1	共通教育科目		注)1.
	生活の中の物理	2	1	共通教育科目		注)1.
	コンピュータと情報知財	2	1	共通教育科目		注)1.
	コンピュータと情報倫理	2	1	共通教育科目		注)1.
	民法 II (債権各論)	2	1	法学部専門教育科目		注)1.
	裁判法	4	1	法学部専門教育科目		注)1.
	民法 III (債権総論・担保物権)	2	2	法学部専門教育科目		
	契約法発展	2	2	法学部専門教育科目	「民法 II (債権各論)」修得済	
	不法行為法発展	2	2	法学部専門教育科目	「民法 II (債権各論)」修得済	
	民事紛争処理論	4	2	法学部専門教育科目		
	行政法総論 A	2	2	法学部専門教育科目		
	行政法総論 B	2	2	法学部専門教育科目		
	経済法	4	2	法学部専門教育科目		
	国際私法	4	2	法学部専門教育科目		
	英文契約書作成	2	2	法学部専門教育科目		履修制限あり
	行政救済法	2	3	法学部専門教育科目	「行政法総論 A・B」修得済	
	実践行政法	2	3	法学部専門教育科目	「行政法総論 A・B」 「行政救済法」修得済	
	大学数学の基礎	2	1	理学部専門教育科目	本プログラム登録者	注)3.

注) 1. 1年次配当の重点科目は、1年次で履修した後に本プログラムに登録した場合にも、プログラム修了要件単位にカウントします。

2. 履修制限がありますが、本プログラム登録者を優先します。「産業社会と知的財産」は実務家講師を招聘して実施。
3. 理学部生以外は2年次以降で履修可能です。

◇履修モデル

*履修モデルは、段階的に学修をすすめるための目安です。実際の配当年次と異なる場合があります。

	1年次	2年次	3~4年次
教育科目通	【重点科目】 コンピュータと情報知財 コンピュータと情報倫理	【重点科目】 社会と統計 A、B 生活の中の物理	
専門教育科目部	【登録条件科目】 民法 I (概論・総則・物権)	【基幹科目】 知的財産法 I (特許法・実用新案法) 知的財産法 II (商標法・意匠法) 知的財産法 III (著作権法・不正競争防止法・その他) 産業社会と知的財産 【重点科目】 民法 II (債権各論) 裁判法 民法 III (債権総論・担保物権) 契約法発展 不法行為法発展 民事紛争処理論 行政法総論 A、B 経済法 国際私法 英文契約書作成	【基幹科目】 知的財産実務演習 知的財産実習 【重点科目】 行政救済法 実践行政法
理学部		【重点科目】 大学数学の基礎	

人事・労務プログラム

◇目的

企業や団体を経営するには、4つの要素（ヒト・モノ・カネ・情報）が必要だといわれます。そのうち、「ヒト」に関する業務すなわち人事業務を扱う専門家を養成することが、人事・労務プログラムの目的です。

人事業務のエキスパートとして代表的なのは、国家資格である「社会保険労務士（社労士）」でしょう。本プログラムでは、社労士試験に合格するために基礎となる学問的素養を身につけるとともに、幅広い社労士業務に対応しうるための理論的基礎を学び、インターンシップや実務家の講義を通じて業務の実際にも触れてみることができます。

社労士資格までは望まないが、企業や団体の人事・総務部門で働きたいという方にも、有用なプログラムです。

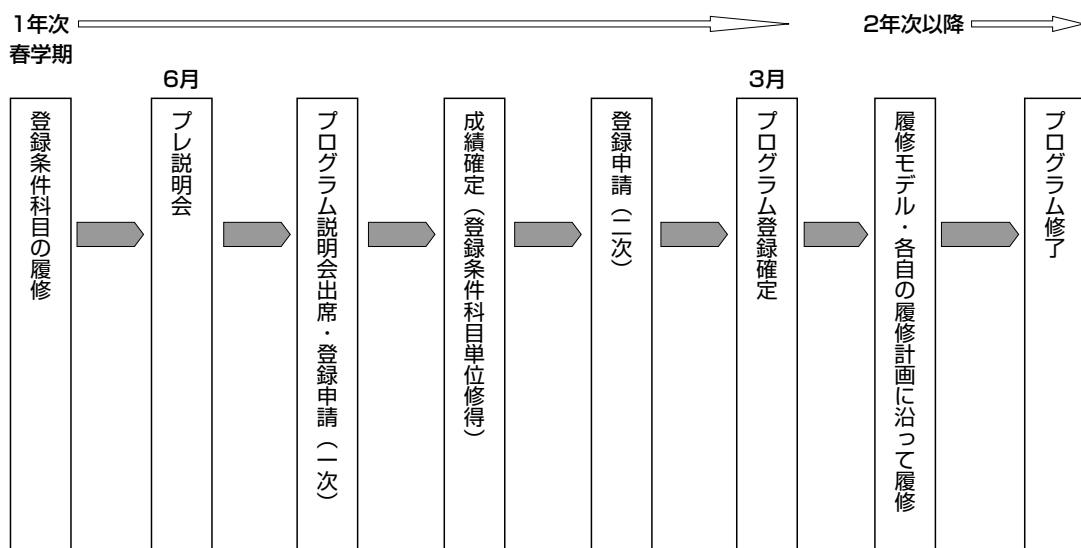
◇履修条件

本プログラムのいくつかの主要科目を履修し、プログラム修了証を得るには、プログラム登録が必要です。1年次秋学期に実施する説明会に出席し、プログラム登録申請をしてください。申請後、次頁構成表の「登録条件科目」の単位を修得できた者に、プログラム登録を認めます。

基幹科目のうち実務家によるリレー講義「人事・労務の実務」と「実践労働法演習」は、プログラム登録者を優先します。演習科目にはそれぞれ定員を設けたため、履修希望者多数の場合は、成績などで選抜します。

プログラムの履修と並行して、ぜひ、社労士試験に挑戦してください。もっとも、本プログラムで社労士試験の受験指導を行うわけではありませんので、課外講座の「社会保険労務士講座」を受講することを強く薦めます。

◇プログラム修了までのスケジュール



◇修了証の発行

プログラム登録をした上で、次の科目の単位を修得した者に、プログラム修了証を発行します。

- ① 基礎科目・基幹科目すべて
- ② 演習科目 4科目のうち 1科目 2単位以上
- ③ 関連科目のうち 5科目 10単位以上

◇構成

必修プログラム	科目名	単位	配当年次 〔当該年次以上は 履修可能〕	科目区分 (卒業要件算入等については、各学部の履修規定で確認のこと)	履修条件	備考
登録科目	民法 I (概論・総則・物権)	4	1	法学部専門教育科目		
科基礎	やさしい経営学 I	2	2	融合教育のための入門科目		
	やさしい経営学 II	2	2	融合教育のための入門科目		
基幹科目	経営管理論	2	2	経営学部専門教育科目		注)1.
	人的資源管理基礎	2	2	経営学部専門教育科目		注)1.
	人的資源管理応用	2	2	経営学部専門教育科目		注)1.
	民法 II (債権各論)	2	1	法学部専門教育科目		
	雇用関係法	2	2	法学部専門教育科目		
	社会保険法	2	2	法学部専門教育科目		
	人事・労務の実務	2	2	法学部専門教育科目		注)2.
	税法 A (所得税法)	2	2	法学部専門教育科目		
	労働保険法	2	3	法学部専門教育科目		
	人事・労務インターンシップ	2	2	法学部専門教育科目	本プログラム登録者	履修制限あり
演習科目	2年次演習	4	2	法学部専門教育科目		履修制限あり 社会法分野のみ対象
	実践労働法演習	2	3	法学部専門教育科目		注)3.
	3年次演習	4	3	法学部専門教育科目		履修制限あり 社会法分野のみ対象
	労働経済学 A	2	2	経済学部専門教育科目		
関連科目	労働経済学 B	2	2	経済学部専門教育科目		
	企業経済論 A	2	2	経済学部専門教育科目		履修制限あり
	企業経済論 B	2	2	経済学部専門教育科目		履修制限あり
	中小企業論 A	2	3	経済学部専門教育科目		
	中小企業論 B	2	3	経済学部専門教育科目		
	不平等の経済学	2	3	経済学部専門教育科目		
	家計の経済学 A	2	3	経済学部専門教育科目		
	家計の経済学 B	2	3	経済学部専門教育科目		
	産業社会学	2	3	経済学部専門教育科目		
	社会保障論	2	3	経済学部専門教育科目		
	経営組織論(マクロ)	2	2	経営学部専門教育科目		注)1.
	経営組織論(ミクロ)	2	2	経営学部専門教育科目		注)1.
	組織におけるメンタルヘルス	2	2	経営学部専門教育科目		注)1.
	組織構造論	2	3	経営学部専門教育科目		注)1.
	産業組織心理学	2	3	経営学部専門教育科目		注)1.
	契約法発展	2	2	法学部専門教育科目	「民法 II (債権各論)」修得済	
	不法行為法発展	2	2	法学部専門教育科目	「民法 II (債権各論)」修得済	
	労使関係法	2	2	法学部専門教育科目		隔年開講
	社会福祉法	2	2	法学部専門教育科目		隔年開講
	行政法総論 A	2	2	法学部専門教育科目		
	行政法総論 B	2	2	法学部専門教育科目		
	会社法 I	2	2	法学部専門教育科目		
	会社法 II	2	2	法学部専門教育科目		
	税法 B (法人税法)	2	2	法学部専門教育科目		隔年開講
	企業組織法	2	3	法学部専門教育科目	「会社法 I・II」を修得済である ことが望ましい	
	行政救済法	2	3	法学部専門教育科目	「行政法総論 A・B」修得済	

注) 1. 履修制限があります。履修を認められなかった場合は教学センターへ申し出て下さい。

2. 実務家講師を招聘して実施。履修制限がありますが、本プログラム登録者を優先します。

3. 履修制限がありますが、本プログラム登録者を優先します。

◇履修モデル

*履修モデルは、段階的に学修をすすめるための目安です。実際の配当年次と異なる場合があります。

	1年次	2年次	3~4年次
入門たための融合教育科目		【基礎科目】 やさしい経営学Ⅰ・Ⅱ	
専門教育科目	【登録条件科目】 〔J〕民法Ⅰ(概論・総則・物権) 【演習科目】 〔J〕2年次演習 〔J〕人事・労務インターンシップ 【関連科目】 〔E〕労働経済学A、B 〔E〕企業経済論A、B 〔J〕税法B(法人税法) 〔J〕会社法Ⅰ、Ⅱ 〔J〕労使関係法 〔J〕社会福祉法 〔J〕契約法発展 〔J〕不法行為法発展 〔J〕行政法総論A、B	【基幹科目】 〔B〕人的資源管理基礎 〔B〕人的資源管理応用 〔B〕経営管理論 〔J〕民法Ⅱ(債権各論) 〔J〕雇用関係法 〔J〕社会保険法 〔J〕人事・労務の実務 〔J〕税法A(所得税法) 【演習科目】 〔J〕実践労働法演習 〔J〕3年次演習 【関連科目】 〔E〕中小企業論A、B 〔E〕不平等の経済学 〔E〕家計の経済学A、B 〔E〕産業社会学 〔E〕社会保障論 〔B〕経営組織論(マクロ) 〔B〕経営組織論(ミクロ) 〔B〕組織におけるメンタルヘルス 〔B〕組織構造論 〔B〕産業組織心理学 〔J〕企業組織法 〔J〕行政救済法	【基幹科目】 〔J〕労働保険法 【演習科目】 〔J〕実践労働法演習 〔J〕3年次演習 【関連科目】 〔E〕中小企業論A、B 〔E〕不平等の経済学 〔E〕家計の経済学A、B 〔E〕産業社会学 〔E〕社会保障論 〔B〕経営組織論(マクロ) 〔B〕経営組織論(ミクロ) 〔B〕組織におけるメンタルヘルス 〔B〕組織構造論 〔B〕産業組織心理学 〔J〕企業組織法 〔J〕行政救済法

〔E〕は経済学部専門教育科目 〔B〕は経営学部専門教育科目 〔J〕は法学部専門教育科目

図書館司書プログラム

◇目的

公共図書館などに専門的職員として置かれる司書の資格を取得するためのプログラムです。

司書は、都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択・発注・受入から、分類・目録作成・貸出業務・読書案内などを行なう専門的職員です。

司書となる資格については、図書館法第5条第2号に「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」と定められています。

司書資格取得に必要な科目を修得すれば、卒業と同時に資格を得ることができます。

本プログラムを履修し、国際化・情報化・生涯学習時代という現代の状況下で活躍できる司書としての能力を身につけてください。

◇履修条件

図書館で働きたいという、強い意志のある者。

本プログラムを履修し、資格を取得するには、プログラム登録する必要があります。詳細については4月初めのプログラム説明会に出席し確認してください。

◇修了証書の発行

卒業要件を満たし、本プログラム所定の必修科目26単位、選択必修科目2単位以上、計28単位以上を修得した者には、「図書館司書課程修了証書」を発行します。

◇構成

法令上の科目		
	科 目 名	単位
必 修 科 目	生涯学習概論	1
	図書館概論	2
	図書館経営論	1
	図書館サービス論	2
	情報サービス概説	2
	レファレンスサービス演習	1
	情報検索演習	1
	図書館資料論	2
	専門資料論	1
	資料組織概説	2
	資料組織演習	2
	児童サービス論	1
必修科目の合計単位数		18
選 択 科 目	図書及び図書館史	1
	資料特論	1
	コミュニケーション論	1
	情報機器論	1
	図書館特論	1
	うち2科目以上	2

- 注) 1. 本プログラム登録者のみ履修可能です。
 2. 「情報サービス概説」修得済みの者のみ履修可能です。
 3. 「資料組織概説」修得済みの者のみ履修可能です。
 4. 図書館資料論Bは、法令上の科目「専門資料論」「資料特論」の内容をあわせもつ科目です。
 5. 文化学部生以外の学生は、所定の期間内にWeb履修登録画面から申請してください。

◇履修モデル (実状を考えて作った一つのモデルです。科目ごとの配当年次と一部異なっています。)

	1年次	2年次	3~4年次
共 通 教 育 科 目	社会教育論		
文化学部 専門教育科目	図書館情報学概論 図書館経営論 図書館サービス論	図書館資料論A 図書及び図書館史	図書館資料論B 情報サービス概説 レファレンスサービス演習 児童サービス論 コミュニケーション理論

※太字は必修科目です。

学芸員プログラム

◇目的

博物館・美術館などに専門的職員として置かれる学芸員の資格を取得するためのプログラムです。

学芸員は、博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集・保管・展示や調査研究、その他これと関連する事業について専門的な職務に従事します。また、埋蔵文化財などに関わる発掘調査員という進路が考えられます。

博物館法第5条第1号に「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目的単位を修得したもの」と定められています。学芸員資格取得に必要な科目を履修し単位を修得すれば、卒業と同時に資格を得ることができます。

国際化・情報化・生涯学習時代という現在の状況で活躍できる学芸員としての能力を身につけてください。歴史資料・美術品・文化財などを将来に伝える意義のある仕事です。

◇履修条件

博物館・美術館などで働きたいという、強い意志のある者。

大切な文化財・文化遺産を、後世まで守り伝えていこうという強い思いのある者。

本プログラムを履修し、資格を取得するには、プログラム登録する必要があります。詳細については4月初めのプログラム説明会に出席し確認してください。

なお、学芸員の資格を取れば、博物館や美術館の正職員にそく採用されるというわけではありません。現状は、学芸員としての採用は、学部を卒業しただけでは厳しく、大学院修士課程修了以上がほとんどです。

真面目に取り組まない学生には、博物館実習を認めません。

◇実習費

博物館実習には、学外施設へ支払う実習費のほか、入館料等、合計2万円程度の費用が必要となります。

◇修了証書の発行

卒業要件を満たし、本プログラム所定の必修科目23単位、選択科目6単位以上、計29単位以上を修得した者には、「学芸員課程修了証書」を発行します。

◇構成

法令上の科目		
科 目 名	単位	
生涯学習概論	1	
教育学概論	1	
博物館概論	2	
博物館経営論	1	
博物館情報論	1	
博物館資料論	2	
博物館実習	3	
視聴覚教育メディア論	1	
必修科目の合計単位数	12	

- 注) 1. 本プログラム登録者のみ履修可能です。
 2. 「博物館概論」「博物館資料論」を含む本プログラム必修科目14単位以上修得した者のみ履修可能です。
 3. 文化学部生以外の学生は、所定の期間内にWeb履修登録画面から申請してください。
 4. 「日本史入門」修得済みの者のみ履修可能です。

必 修 科 目	本学における開講科目		配当年次 (当該年次 以上は 履修可能)	科目区分 (卒業要件算入等については、各学部の履修規定で確認のこと)	備 考 (プログラム必修 等)
	科 目 名	単位			
社会教育論	2	1	共通教育科目		
教育原論	2	2	共通教育科目		
博物館概論	2	1	文化学部専門教育科目	注) 1.	
博物館経営・情報論	2	1	文化学部専門教育科目	注) 1.	
—	—	—			
博物館資料論	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.	
博物館実習A	1	3	文化学部専門教育科目	注) 1. 注) 2.	
博物館実習B	2	3	文化学部専門教育科目	注) 1. 注) 2.	
視聴覚メディア論	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.	
文化財入門	2	1	文化学部専門教育科目	注) 3.	
日本史入門	2	1	文化学部専門教育科目	注) 3.	
考古学入門	2	1	文化学部専門教育科目	注) 3.	
芸術入門	2	1	文化学部専門教育科目	注) 3.	
必修科目の合計単位数	23				
日本文化史概説A	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
日本文化史概説B	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
日本文化交流史概説	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
日本文化交流史特論	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
アジア文化論A	2	3	文化学部専門教育科目	注) 3.	
古代西アジア文化論A	2	3	文化学部専門教育科目	注) 3.	
漢文入門	2	1	文化学部専門教育科目	注) 3.	
日本史料講読	1	3	文化学部専門教育科目	注) 3. 注) 4.	
考古学A	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
考古学B	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
文化人類学	2	1	文化学部専門教育科目	注) 3.	
美術史A	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
美術史B	2	2	文化学部専門教育科目	注) 3.	
うち6単位以上	6				

◇履修モデル (実状を考えて作った一つのモデルです。科目ごとの配当年次と一部異なっています。)

	1年次	2年次	3年次	4年次
共 通 教 育 科 目	社会教育論	教育原論		
文化学部 専門教育科目	博物館概論 博物館経営・情報論 文化財入門 日本史入門 考古学入門 芸術入門	視聴覚メディア論 博物館資料論 漢文入門 文化人類学 日本文化史概説A、日本文化史概説B 考古学A、考古学B、美術史A、美術史B	博物館実習A(事前・事後指導) 日本文化交流史概説 日本文化交流史特論 アジア文化論A 古代西アジア文化論A 日本史料講読	博物館実習B

※太字は必修科目です。

司書教諭プログラム

◇目的

学校図書館等で専門的業務を行う教員としての資格（司書教諭資格）取得をめざすプログラムです。

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校など学校の図書館や図書室で、図書の収集・整理・管理・貸出や、児童・生徒への読書案内、教員への参考資料案内などの専門的な仕事を行う、教員のことです。現在の学校教育では、児童や生徒が自ら学ぶ力を持つことが求められています。その重要な拠点が、学校図書館です。

教員免許状とあわせて、所定の科目を履修・単位修得することにより、司書教諭の資格が取得できます。

◇履修条件

小学校・中学校・高等学校の教員として、さらに学校図書館等の運営や読書指導にも積極的に取り組みたいという意欲のある者。

本プログラムを履修し、資格を取得するには、プログラム登録する必要があります。卒業及び教員免許状の取得がないと、結果的にこの資格は取得できないので、まずは学部の授業や教職関係の授業をきちんと履修し、そのうえで計画的にこのプログラムの科目を履修してください。

なお、司書教諭の資格をとれば、そく学校図書館に就職できるわけではありません。教員採用試験などに合格する必要があります。

◇修了証書の発行

教員免許状を取得し、本プログラム所定の必修科目12単位を修得した者が、卒業後に本学を通して文部科学省に申請します。文部科学省が発行した「学校図書館司書教諭講習修了証書」は、卒業から約一年後にみなさんの手元に届きます。きちんと手続きをしてください。

◇構成

	法令上の科目	
	科目名	単位
必修科目	学校経営と学校図書館	2
	学校図書館メディアの構成	2
	学習指導と学校図書館	2
	読書と豊かな人間性	2
	情報メディアの活用	2
	必修科目の合計単位数	10

	本学における開講科目		配当年次 (当該年次以上は 履修可能)	科目区分 (卒業要件算入等については、 各学部の履修規定で確認のこと)	備考 (プログラム必修等)
	科目名	単位			
必修科目	学校経営と学校図書館	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.
	図書館資料論A	2	1	文化学部専門教育科目	注) 1.
	資料組織概説	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.
	学習指導と学校図書館	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.
	読書と豊かな人間性	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.
	視聴覚教育	2	1	共通教育科目	注) 1. 注) 2.
選択科目	視聴覚メディア論	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1. 注) 2.
	必修科目の合計単位数	12			
	児童サービス論	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.
	資料組織演習	2	3	文化学部専門教育科目	注) 1. 注) 3.
	情報サービス概説	2	2	文化学部専門教育科目	注) 1.

注) 1. 本プログラム登録者のみ履修可能です。

2. 「視聴覚教育」と「視聴覚メディア論」は2科目のうち1科目選択必修です。

3. 「資料組織概説」修得済みの者のみ履修可能です。

◇履修モデル（実状を考えて作った一つのモデルです。科目ごとの配当年次と一部異なっています。）

	1年次	2年次	3年次	4年次
共通教育科目		視聴覚教育		
文化学部専門教育科目		図書館資料論A 学校経営と学校図書館 学習指導と学校図書館 視聴覚メディア論	資料組織概説 読書と豊かな人間性 情報サービス概説 児童サービス論	資料組織演習

※太字は必修科目です。ただし、「視聴覚教育」と「視聴覚メディア論」は選択必修科目です。

外国語ステップアッププログラム

◇目的

外国語ステップアッププログラムでは、最初に週4回の「エキスパート」科目で新たに学ぶ外国語の基礎をしっかりと固めたあと、2年次以降、様々な選択科目を履修して語学力を磨き、ハイレベルな語学運用能力を身につけていきます。1年間エキスパート科目で勉強した人をさらにのばす「エキスパート発展」科目、各言語の検定試験を準備する授業、ネイティブ教員も担当する会話やLL機器による授業、語学力を専門分野で生かすための準備となる講読の授業などがあります。各人のレベルにあった科目を選択できるように、初級・中級・上級のクラスを設け、在学期間を通して計画的な外国語学習が可能になるように配慮しています。

また、最初は週2回の「たのしく学ぶ○○語」の授業で、基礎的な語学力を身につけることから出発して、2年目以降、自分のペースで選択した科目を履修していくこともできます。

選択できる外国語はドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、インドネシア語、イタリア語、韓国朝鮮語の8言語です。経済・法・外国語・文化学部にはこれらの外国語を使う専門教育科目もあり、一定のレベルに到達したら、そうした専門教育科目を積極的に履修して実践的な語学力をいっそう高めることができます。さらに、在学留学などの制度を活かして、海外での学習をつめば、各人の専門分野での知識と合わせて、国際機関、NGO、商社等、海外で活躍する語学スペシャリストとなることも可能になってくるでしょう。

◇履修条件

講義要項で講義目的、授業の到達目標等を確認し、自分のレベルに適した科目から履修することが重要です。

外国語学部専門教育科目「○○語コミュニケーション論A～P」は、習得した語学力を応用して実力をさらに高める内容です。履修にはハイレベルの語学力が必要です。また、これらの科目を履修するには、初回の授業に出席し、担当者の承諾を得てください。

経済学部専門教育科目的ドイツ語・フランス語・中国語の「経済書講読」の科目を履修するためには、該当する言語の科目を4単位以上修得しているか、あるいはそれと同等レベルの語学力が必要です。

プログラム修了証を得るには、プログラム説明会に出席し、プログラム登録をする必要があります。プログラム説明会の日程については、所定の電子掲示板（POST）でお知らせします。

◇修了証の発行

各言語の科目一覧の中から同一言語で中心科目を14単位以上含んで、合計20単位以上修得した者には、本学から『外国語ステップアッププログラム「○○語」修了証明書』を卒業時に発行します。

(○○の中には、ドイツ・フランス・中国・スペイン・インドネシア・イタリア・韓国朝鮮の各言語が入ります。)

◇「ドイツ語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	ドイツ語エキスパートⅠ、ドイツ語エキスパートⅡ	各 4	初習者向け
	たのしく学ぶドイツ語Ⅰ A、たのしく学ぶドイツ語Ⅱ A	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶドイツ語Ⅰ B、たのしく学ぶドイツ語Ⅱ B	各 1	初習者向け
	ドイツ語Ⅰ 1・2	4	初習者向け、文化学部生のみ対象
	ドイツ語会話(初級)Ⅰ、ドイツ語会話(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	ドイツ語L L(初級)Ⅰ、ドイツ語L L(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	検定で学ぶドイツ語(初級)Ⅰ、検定で学ぶドイツ語(初級)Ⅱ	各 1	
	ドイツ語会話(中級)Ⅰ、ドイツ語会話(中級)Ⅱ	各 1	
	ドイツ語講読Ⅰ、ドイツ語講読Ⅱ	各 1	
	ドイツ語Ⅱ 1・2	2	文化学部生のみ対象
関 係 科 目	ドイツ語L L(中級)Ⅰ、ドイツ語L L(中級)Ⅱ	各 1	
	ドイツ語エキスパート発展Ⅰ A、ドイツ語エキスパート発展Ⅱ A	各 1	
	ドイツ語エキスパート発展Ⅰ B、ドイツ語エキスパート発展Ⅱ B	各 1	
	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
	ドイツ語コミュニケーション論A～P	各 2	
	検定ドイツ語(上級)Ⅰ、検定ドイツ語(上級)Ⅱ	各 1	
	《経済学部専門教育科目》		
	独語経済書講読Ⅰ-A、独語経済書講読Ⅰ-B	各 2	
関 係 科 目	独語経済書講読Ⅱ-A、独語経済書講読Ⅱ-B	各 2	
	《法学部専門教育科目》		
	政治学独書講読、法学独書講読	各 2	
	《文化学部専門教育科目》		
	ドイツ語文化講読A、ドイツ語文化講読B	各 2	

◇ 「フランス語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	フランス語エキスパートⅠ、フランス語エキスパートⅡ	各 4	初習者向け
	たのしく学ぶフランス語ⅠA、たのしく学ぶフランス語ⅡA	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶフランス語ⅠB、たのしく学ぶフランス語ⅡB	各 1	初習者向け
	フランス語Ⅰ・2	4	初習者向け、文化学部生のみ対象
	フランス語会話(初級)Ⅰ、フランス語会話(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	フランス語LL(初級)Ⅰ、フランス語LL(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	検定で学ぶフランス語(初級)Ⅰ、検定で学ぶフランス語(初級)Ⅱ	各 1	
	フランス語会話(中級)Ⅰ、フランス語会話(中級)Ⅱ	各 1	
	フランス語講読Ⅰ、フランス語講読Ⅱ	各 1	
	フランス語Ⅰ・2	2	文化学部生のみ対象
	検定で学ぶフランス語(中級)Ⅰ、検定で学ぶフランス語(中級)Ⅱ	各 1	
	フランス語LL(中級)Ⅰ、フランス語LL(中級)Ⅱ	各 1	
	フランス語エキスパート発展ⅠA、フランス語エキスパート発展ⅡA	各 1	
	フランス語エキスパート発展ⅠB、フランス語エキスパート発展ⅡB	各 1	
	フランス語会話(上級)Ⅰ、フランス語会話(上級)Ⅱ	各 1	
関 係 科 目	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
	フランス語コミュニケーション論A～P	各 2	
	検定フランス語(上級)Ⅰ、検定フランス語(上級)Ⅱ	各 1	
	《経済学部専門教育科目》		
	仏語経済書講読Ⅰ-A、仏語経済書講読Ⅰ-B	各 2	
	仏語経済書講読Ⅱ-A、仏語経済書講読Ⅱ-B	各 2	
	《法学部専門教育科目》		
	政治学仏書講読、法学仏書講読	各 2	
	《文化学部専門教育科目》		
	フランス語文化講読A、フランス語文化講読B	各 2	
	《外国語学部専門教育科目》		
	フランス語学概論Ⅰ、フランス語学概論Ⅱ	各 2	
	フランス語学A(フランス語音声学・音韻論)Ⅰ、フランス語学A(フランス語音声学・音韻論)Ⅱ	各 2	
	フランス語学B(フランス語統語・意味論)Ⅰ、フランス語学B(フランス語統語・意味論)Ⅱ	各 2	
	フランス語学C(フランス語歴史言語学)Ⅰ、フランス語学C(フランス語歴史言語学)Ⅱ	各 2	
	フランス文化概論Ⅰ、フランス文化概論Ⅱ	各 2	
	フランス文化論A(フランス文化特論)Ⅰ、フランス文化論A(フランス文化特論)Ⅱ	各 2	
	フランス文化論BⅠ、フランス文化論BⅡ	各 2	
	フランス文化論CⅠ、フランス文化論CⅡ	各 2	

◇ 「中国語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	中国語エキスパートⅠ、中国語エキスパートⅡ	各 4	初習者向け
	たのしく学ぶ中国語ⅠA、たのしく学ぶ中国語ⅡA	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶ中国語ⅠB、たのしく学ぶ中国語ⅡB	各 1	初習者向け
	中国語Ⅰ・2	4	初習者向け、文化学部生のみ対象
	中国語会話(初級)Ⅰ、中国語会話(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	中国語LL(初級)Ⅰ、中国語LL(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	検定で学ぶ中国語(初級)Ⅰ、検定で学ぶ中国語(初級)Ⅱ	各 1	
	中国語会話(中級)Ⅰ、中国語会話(中級)Ⅱ	各 1	
	中国語講読Ⅰ、中国語講読Ⅱ	各 1	
	中国語Ⅱ・2	2	文化学部生のみ対象
	検定で学ぶ中国語(中級)Ⅰ、検定で学ぶ中国語(中級)Ⅱ	各 1	
	中国語LL(中級)Ⅰ、中国語LL(中級)Ⅱ	各 1	
	中国語エキスパート発展ⅠA、中国語エキスパート発展ⅡA	各 1	
	中国語エキスパート発展ⅠB、中国語エキスパート発展ⅡB	各 1	
	中国語会話(上級)Ⅰ、中国語会話(上級)Ⅱ	各 1	
検定試験認定単位	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
	中国語コミュニケーション論A～P	各 2	
	検定中国語(上級)Ⅰ、検定中国語(上級)Ⅱ	各 1	

区分	科 目 名	単位数	備 考
関 係 科 目	《経済学部専門教育科目》		
	中国語経済書講読	2	
	《法学部専門教育科目》		
	政治学中書講読、法学中書講読	各 2	
	《文化学部専門教育科目》		
	中国語文化講読 A、中国語文化講読 B	各 2	
	《外国語学部専門教育科目》		
	中国語学概論 I、中国語学概論 II	各 2	
	中国語学 A (中国語音韻学) I、中国語学 A (中国語音韻学) II	各 2	
	中国語学 B (中国語語法論) I、中国語学 B (中国語語法論) II	各 2	
科 目	中国語学 C (中国社会言語学) I、中国語学 C (中国社会言語学) II	各 2	
	中国文化概論 I、中国文化概論 II	各 2	
	中国文化論 A (現代中国論) I、中国文化論 A (現代中国論) II	各 2	
	中国文化論 B (中国伝統文化) I、中国文化論 B (中国伝統文化) II	各 2	
	中国文化論 C (日中文化比較) I、中国文化論 C (日中文化比較) II	各 2	
	中国文学概論 I、中国文学概論 II	各 2	
	中国文学 A (中国現代文学) I、中国文学 A (中国現代文学) II	各 2	
	中国文学 B (中国古典文学) I、中国文学 B (中国古典文学) II	各 2	
	中国文学 C (中国文学の諸相) II	2	
	広東語 I - I・II、広東語 II - I・II	各 2	

◇ 「ロシア語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	たのしく学ぶロシア語 I A、たのしく学ぶロシア語 II A	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶロシア語 I B、たのしく学ぶロシア語 II B	各 1	初習者向け
	ロシア語会話(初級) I、ロシア語会話(初級) II	各 1	初習者向け
	検定で学ぶロシア語(初級) I、検定で学ぶロシア語(初級) II	各 1	
	ロシア語会話(中級) I、ロシア語会話(中級) II	各 1	
	ロシア語講読 I、ロシア語講読 II	各 1	
	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
	ロシア語コミュニケーション論 A～P	各 2	
関 係 科 目	検定ロシア語(上級) I、検定ロシア語(上級) II	各 1	
	《法学部専門教育科目》		
	政治学露書講読、法学露書講読	各 2	
	《外国語学部専門教育科目》		
	ロシア語学概論 I、ロシア語学概論 II	各 2	
	ロシア語学 A I、ロシア語学 A II	各 2	
関 係 科 目	ロシア語学 B I、ロシア語学 B II	各 2	
	ロシア文学・文化概論 I、ロシア文学・文化概論 II	各 2	
	ロシア文化論 A I、ロシア文化論 A II	各 2	

◇「スペイン語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	スペイン語エキスパートⅠ、スペイン語エキスパートⅡ	各 4	初習者向け
	たのしく学ぶスペイン語ⅠA、たのしく学ぶスペイン語ⅡA	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶスペイン語ⅠB、たのしく学ぶスペイン語ⅡB	各 1	初習者向け
	スペイン語Ⅰ・2	4	初習者向け、文化学部生のみ対象
	スペイン語会話(初級)Ⅰ、スペイン語会話(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	スペイン語LL(初級)Ⅰ、スペイン語LL(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	検定で学ぶスペイン語(初級)Ⅰ、検定で学ぶスペイン語(初級)Ⅱ	各 1	
	スペイン語講読Ⅰ、スペイン語講読Ⅱ	各 1	
	スペイン語Ⅰ・2	2	文化学部生のみ対象
	スペイン語LL(中級)Ⅰ、スペイン語LL(中級)Ⅱ	各 1	
関 係 科 目	スペイン語エキスパート発展ⅠA、スペイン語エキスパート発展ⅡA	各 1	
	スペイン語エキスパート発展ⅠB、スペイン語エキスパート発展ⅡB	各 1	
	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
	スペイン語コミュニケーション論A～P	各 2	
	検定スペイン語(上級)Ⅰ、検定スペイン語(上級)Ⅱ	各 1	
	《文化学部専門教育科目》		
	スペイン語文化講読A、スペイン語文化講読B	各 2	
	アメリカ事情B	2	

◇「インドネシア語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	インドネシア語エキスパートⅠ、インドネシア語エキスパートⅡ	各 4	初習者向け
	たのしく学ぶインドネシア語ⅠA、たのしく学ぶインドネシア語ⅡA	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶインドネシア語ⅠB、たのしく学ぶインドネシア語ⅡB	各 1	初習者向け
	インドネシア語会話(初級)Ⅰ、インドネシア語会話(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	インドネシア語会話(中級)Ⅰ、インドネシア語会話(中級)Ⅱ	各 1	
	インドネシア語エキスパート発展ⅠA、インドネシア語エキスパート発展ⅡA	各 1	
	インドネシア語エキスパート発展ⅠB、インドネシア語エキスパート発展ⅡB	各 1	
	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
関 係 科 目	インドネシア語コミュニケーション論A～P	各 2	
	検定インドネシア語(上級)Ⅰ、検定インドネシア語(上級)Ⅱ	各 1	
	《外国語学部専門教育科目》		
	インドネシア語学概論Ⅰ、インドネシア語学概論Ⅱ	各 2	
	インドネシア語学AⅠ、インドネシア語学AⅡ	各 2	
	インドネシア語学BⅠ、インドネシア語学BⅡ	各 2	
	インドネシア文学・文化概論Ⅰ、インドネシア文学・文化概論Ⅱ	各 2	
	インドネシア文化論AⅠ、インドネシア文化論AⅡ	各 2	
	インドネシア文化論BⅠ、インドネシア文化論BⅡ	各 2	
	インドネシア文学AⅠ、インドネシア文学AⅡ	各 2	

◇ 「イタリア語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	イタリア語エキスパートⅠ、イタリア語エキスパートⅡ	各 4	初習者向け
	たのしく学ぶイタリア語ⅠA、たのしく学ぶイタリア語ⅡA	各 1	初習者向け
	たのしく学ぶイタリア語ⅠB、たのしく学ぶイタリア語ⅡB	各 1	初習者向け
	イタリア語Ⅰ・Ⅱ	4	初習者向け、文化学部生のみ対象
	イタリア語会話(初級)Ⅰ、イタリア語会話(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	イタリア語LL(初級)Ⅰ、イタリア語LL(初級)Ⅱ	各 1	初習者向け
	検定で学ぶイタリア語(初級)Ⅰ、検定で学ぶイタリア語(初級)Ⅱ	各 1	
	イタリア語会話(中級)Ⅰ、イタリア語会話(中級)Ⅱ	各 1	
	イタリア語講読Ⅰ、イタリア語講読Ⅱ	各 1	
	イタリア語Ⅰ・Ⅱ	2	文化学部生のみ対象
関 係 科 目	イタリア語LL(中級)Ⅰ、イタリア語LL(中級)Ⅱ	各 1	
	イタリア語エキスパート発展ⅠA、イタリア語エキスパート発展ⅡA	各 1	
	イタリア語エキスパート発展ⅠB、イタリア語エキスパート発展ⅡB	各 1	
	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《外国語学部専門教育科目》		
	イタリア語コミュニケーション論A～P	各 2	
	検定イタリア語(上級)Ⅰ、検定イタリア語(上級)Ⅱ	各 1	
	《法学部専門教育科目》		
	政治学伊書講読、法学伊書講読	各 2	
中 心 科 目	《文化学部専門教育科目》		
	イタリア語文化講読A、イタリア語文化講読B	各 2	
	《外国語学部専門教育科目》		
	イタリア語学概論Ⅰ、イタリア語学概論Ⅱ	各 2	
	イタリア語学AⅠ、イタリア語学AⅡ	各 2	
	イタリア語学BⅠ、イタリア語学BⅡ	各 2	
	イタリア文学・文化概論Ⅰ、イタリア文学・文化概論Ⅱ	各 2	
	イタリア文化論AⅠ、イタリア文化論AⅡ	各 2	
	イタリア文学AⅠ、イタリア文学AⅡ	各 2	

◇ 「韓国朝鮮語」科目一覧

区分	科 目 名	単位数	備 考
中 心 科 目	韓国朝鮮語エキスパートⅠ、韓国朝鮮語エキスパートⅡ	各 4	
	たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅠA、たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅡA	各 1	
	たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅠB、たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅡB	各 1	
	韓国朝鮮語会話(初級)Ⅰ、韓国朝鮮語会話(初級)Ⅱ	各 1	
	韓国朝鮮語LL(初級)Ⅰ、韓国朝鮮語LL(初級)Ⅱ	各 1	
	検定で学ぶ韓国朝鮮語(初級)Ⅰ、検定で学ぶ韓国朝鮮語(初級)Ⅱ	各 1	
	韓国朝鮮語会話(中級)Ⅰ、韓国朝鮮語会話(中級)Ⅱ	各 1	
	韓国朝鮮語講読Ⅰ、韓国朝鮮語講読Ⅱ	各 1	
	韓国朝鮮語エキスパート発展ⅠA、韓国朝鮮語エキスパート発展ⅡA	各 1	
	韓国朝鮮語エキスパート発展ⅠB、韓国朝鮮語エキスパート発展ⅡB	各 1	
関 係 科 目	検定試験認定単位	2・4・6・8	
	外国留学特殊科目	上限 8	
	《経済学部専門教育科目》		
	韓国朝鮮語経済書講読	2	
中 心 科 目	《人間科学教育科目(全学共通)》		
	韓国朝鮮の歴史A、韓国朝鮮の歴史B	各 2	
	韓国の文化と社会A、韓国の文化と社会B	各 2	

◇履修モデル

		1年次	2~4年次
ドイツ語	共通教育科目	たのしく学ぶドイツ語ⅠA たのしく学ぶドイツ語ⅡA たのしく学ぶドイツ語ⅠB たのしく学ぶドイツ語ⅡB ドイツ語エキスパートⅠ ドイツ語エキスパートⅡ ドイツ語会話(初級)Ⅰ ドイツ語会話(初級)Ⅱ ドイツ語LL(初級)Ⅰ ドイツ語LL(初級)Ⅱ (2年次以降に選択することも可能)	(各自のレベルに合った科目を選択する) ドイツ語エキスパート発展ⅠA ドイツ語エキスパート発展ⅠB 検定で学ぶドイツ語(初級)Ⅰ ドイツ語会話(中級)Ⅰ ドイツ語LL(中級)Ⅰ ドイツ語講読Ⅰ
	専門教育科目	〔C〕ドイツ語Ⅰ 1・2	(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔E〕独語経済書講読Ⅰ-A 〔E〕独語経済書講読Ⅱ-A 〔J〕政治学独書講読 〔L〕ドイツ語コミュニケーション論A~P 〔L〕検定ドイツ語(上級)Ⅰ 〔C〕ドイツ語Ⅱ 1・2 〔C〕ドイツ語文化講読A 《在学留学》

〔E〕は経済学部専門教育科目 〔J〕は法学部専門教育科目 〔L〕は外国語学部専門教育科目 〔C〕は文化学部専門教育科目

		1年次	2~4年次
フランス語	共通教育科目	たのしく学ぶフランス語ⅠA たのしく学ぶフランス語ⅡA たのしく学ぶフランス語ⅠB たのしく学ぶフランス語ⅡB フランス語エキスパートⅠ フランス語エキスパートⅡ フランス語会話(初級)Ⅰ フランス語会話(初級)Ⅱ フランス語LL(初級)Ⅰ フランス語LL(初級)Ⅱ (2年次以降に選択することも可能)	(各自のレベルに合った科目を選択する) フランス語エキスパート発展ⅠA フランス語エキスパート発展ⅠB 検定で学ぶフランス語(初級)Ⅰ 検定で学ぶフランス語(中級)Ⅰ フランス語会話(中級)Ⅰ フランス語会話(上級)Ⅰ フランス語LL(中級)Ⅰ フランス語講読Ⅰ
	専門教育科目	〔C〕フランス語Ⅰ 1・2	(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔E〕仏語経済書講読Ⅰ-A 〔E〕仏語経済書講読Ⅱ-A 〔J〕政治学仏書講読 〔L〕フランス語コミュニケーション論A~P 〔L〕検定フランス語(上級)Ⅰ 〔L〕フランス語学概論Ⅰ 〔L〕フランス語学A(フランス語音声学・音韻論)Ⅰ 〔L〕フランス語学B(フランス語統語・意味論)Ⅰ 〔L〕フランス語学C(フランス語歴史言語学)Ⅰ 〔L〕フランス文化概論Ⅰ 〔L〕フランス文化論A(フランス文化特論)Ⅰ 〔L〕フランス文化論BⅠ 〔L〕フランス文化論CⅠ 〔C〕フランス語Ⅱ 1・2 〔C〕フランス語文化講読A 《在学留学》

〔E〕は経済学部専門教育科目 〔J〕は法学部専門教育科目 〔L〕は外国語学部専門教育科目 〔C〕は文化学部専門教育科目

		1年次	2~4年次
中国語	共通教育科目	たのしく学ぶ中国語ⅠA たのしく学ぶ中国語ⅡA たのしく学ぶ中国語ⅠB たのしく学ぶ中国語ⅡB 中国語エキスパートⅠ 中国語エキスパートⅡ 中国語会話(初級)Ⅰ 中国語会話(初級)Ⅱ 中国語LL(初級)Ⅰ 中国語LL(初級)Ⅱ (2年次以降に選択することも可能)	(各自のレベルに合った科目を選択する) 中国語エキスパート発展ⅠA 中国語エキスパート発展ⅠB 検定で学ぶ中国語(初級)Ⅰ 検定で学ぶ中国語(中級)Ⅰ 中国語会話(中級)Ⅰ 中国語会話(上級)Ⅰ 中国語LL(中級)Ⅰ 中国語講読Ⅰ
	専門教育科目	〔C〕中国語Ⅰ 1・2	(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔E〕中国語経済書講読 〔J〕政治学中書講読 〔L〕中国語コミュニケーション論A~P 〔J〕法学中書講読

		1年次	2～4年次
中 國 語 科 目	専 門 教 育 科 目		
		<p>〔L〕検定中国語(上級) I 〔L〕中国語学概論 I 〔L〕中国語学 A(中国語音韻学) I 〔L〕中国語学 B(中国語語法論) I 〔L〕中国語学 C(中国社会言語学) I 〔L〕中国文化概論 I 〔L〕中国文化論 A(現代中国論) I 〔L〕中国文化論 B(中国伝統文化) I 〔L〕中国文化論 C(日中文化比較) I 〔L〕中国文学概論 I 〔L〕中国文学 A(中国現代文学) I 〔L〕中国文学 B(中国古典文学) I 〔L〕中国文学 C(中国文学の諸相) II 〔L〕広東語 I - I・II 〔C〕中国語 II 1・2 〔C〕中国語文化講読 A 《在学留学》 </p>	<p>〔L〕検定中国語(上級) II 〔L〕中国語学概論 II 〔L〕中国語学 A(中国語音韻学) II 〔L〕中国語学 B(中国語語法論) II 〔L〕中国語学 C(中国社会言語学) II 〔L〕中国文化概論 II 〔L〕中国文化論 A(現代中国論) II 〔L〕中国文化論 B(中国伝統文化) II 〔L〕中国文化論 C(日中文化比較) II 〔L〕中国文学概論 II 〔L〕中国文学 A(中国現代文学) II 〔L〕中国文学 B(中国古典文学) II 〔L〕広東語 II - I・II 〔C〕中国語文化講読 B </p>

〔E〕は経済学部専門教育科目 〔J〕は法学部専門教育科目 〔L〕は外国語学部専門教育科目 〔C〕は文化学部専門教育科目

		1年次	2～4年次
口 シ ア 語	共 通 教 育 科 目		
		<p>たのしく学ぶロシア語 I A たのしく学ぶロシア語 II A たのしく学ぶロシア語 I B たのしく学ぶロシア語 II B ロシア語会話(初級) I ロシア語会話(初級) II (2年次以降に選択することも可能)</p>	<p>(各自のレベルに合った科目を選択する) 検定で学ぶロシア語(初級) I ロシア語会話(中級) I ロシア語講読 I 検定で学ぶロシア語(初級) II ロシア語会話(中級) II ロシア語講読 II </p>
専 門 教 育 科 目			
			<p>(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔J〕政治学露書講読 〔L〕ロシア語コミュニケーション論 A～P 〔L〕検定ロシア語(上級) I 〔L〕ロシア語学概論 I 〔L〕ロシア語学 A I 〔L〕ロシア語学 B I 〔L〕ロシア文学・文化概論 I 〔L〕ロシア文化論 A I 〔J〕法学露書講読 〔L〕検定ロシア語(上級) II 〔L〕ロシア語学概論 II 〔L〕ロシア語学 A II 〔L〕ロシア語学 B II 〔L〕ロシア文学・文化概論 II 〔L〕ロシア文化論 A II 《在学留学》 </p>

〔J〕は法学部専門教育科目 〔L〕は外国語学部専門教育科目

		1年次	2～4年次
スペイン語	共 通 教 育 科 目		
		<p>たのしく学ぶスペイン語 I A たのしく学ぶスペイン語 II A たのしく学ぶスペイン語 I B たのしく学ぶスペイン語 II B スペイン語エキスパート I スペイン語エキスパート II スペイン語会話(初級) I スペイン語会話(初級) II スペイン語LL(初級) I スペイン語LL(初級) II (2年次以降に選択することも可能)</p>	<p>(各自のレベルに合った科目を選択する) スペイン語エキスパート発展 I A スペイン語エキスパート発展 I B 検定で学ぶスペイン語(初級) I スペイン語LL(中級) I スペイン語講読 I スペイン語エキスパート発展 II A スペイン語エキスパート発展 II B 検定で学ぶスペイン語(初級) II スペイン語LL(中級) II スペイン語講読 II </p>
専 門 教 育 科 目		〔C〕スペイン語 I 1・2	<p>(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔L〕スペイン語コミュニケーション論 A～P 〔L〕検定スペイン語(上級) I 〔L〕スペイン語学概論 I 〔L〕スペイン語学 A I 〔L〕スペイン語学 B I 〔L〕スペイン文学・文化概論 I 〔L〕スペイン文化論 A I 〔C〕スペイン語 II 1・2 〔C〕スペイン語文化講読 A 〔C〕スペイン語文化講読 B 〔L〕スペイン語学概論 II 〔L〕スペイン語学 A II 〔L〕スペイン語学 B II 〔L〕スペイン文学・文化概論 II 〔L〕スペイン文化論 A II 〔C〕スペイン語文化講読 B 《在学留学》 </p>

〔L〕は外国語学部専門教育科目 〔C〕は文化学部専門教育科目

		1年次	2~4年次
インドネシア語	共通教育科目	たのしく学ぶインドネシア語ⅠA たのしく学ぶインドネシア語ⅡA たのしく学ぶインドネシア語ⅠB たのしく学ぶインドネシア語ⅡB インドネシア語エキスパートⅠ インドネシア語エキスパートⅡ インドネシア語会話(初級)Ⅰ インドネシア語会話(初級)Ⅱ (2年次以降に選択することも可能)	(各自のレベルに合った科目を選択する) インドネシア語エキスパート発展ⅠA インドネシア語エキスパート発展ⅠB インドネシア語エキスパート発展ⅡA インドネシア語エキスパート発展ⅡB インドネシア語会話(中級)Ⅰ インドネシア語会話(中級)Ⅱ
	専門教育科目		(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔L〕インドネシア語コミュニケーション論A~P 〔L〕検定インドネシア語(上級)Ⅰ 〔L〕インドネシア語学概論Ⅰ 〔L〕インドネシア語学AⅠ 〔L〕インドネシア語学BⅠ 〔L〕インドネシア文学・文化概論Ⅰ 〔L〕インドネシア文化論AⅠ 〔L〕インドネシア文化論BⅠ 〔L〕インドネシア文学AⅠ 〔L〕インドネシア文学BⅠ 〔L〕検定インドネシア語(上級)Ⅱ 〔L〕インドネシア語学概論Ⅱ 〔L〕インドネシア語学AⅡ 〔L〕インドネシア語学BⅡ 〔L〕インドネシア文学・文化概論Ⅱ 〔L〕インドネシア文化論AⅡ 〔L〕インドネシア文化論BⅡ 〔L〕インドネシア文学AⅡ 〔L〕インドネシア文学BⅡ 《在学留学》

〔L〕は外国語学部専門教育科目

		1年次	2~4年次
イタリア語	共通教育科目	たのしく学ぶイタリア語ⅠA たのしく学ぶイタリア語ⅡA たのしく学ぶイタリア語ⅠB たのしく学ぶイタリア語ⅡB イタリア語エキスパートⅠ イタリア語エキスパートⅡ イタリア語会話(初級)Ⅰ イタリア語会話(初級)Ⅱ イタリア語LL(初級)Ⅰ イタリア語LL(初級)Ⅱ (2年次以降に選択することも可能)	(各自のレベルに合った科目を選択する) イタリア語エキスパート発展ⅠA イタリア語エキスパート発展ⅠB 検定で学ぶイタリア語(初級)Ⅰ イタリア語会話(中級)Ⅰ イタリア語LL(中級)Ⅰ イタリア語講読Ⅰ イタリア語エキスパート発展ⅡA イタリア語エキスパート発展ⅡB 検定で学ぶイタリア語(初級)Ⅱ イタリア語会話(中級)Ⅱ イタリア語LL(中級)Ⅱ イタリア語講読Ⅱ
	専門教育科目	〔C〕イタリア語Ⅰ 1・2	(各自のレベルに合った科目を選択する) 〔J〕政治学伊書講読 〔L〕イタリア語コミュニケーション論A~P 〔L〕検定イタリア語(上級)Ⅰ 〔L〕イタリア語学概論Ⅰ 〔L〕イタリア語学AⅠ 〔L〕イタリア語学BⅠ 〔L〕イタリア文学・文化概論Ⅰ 〔L〕イタリア文化論AⅠ 〔L〕イタリア文学AⅠ 〔C〕イタリア語Ⅱ 1・2 〔C〕イタリア語文化講読A 〔J〕法学伊書講読 〔L〕イタリア語学概論Ⅱ 〔L〕イタリア語学AⅡ 〔L〕イタリア語学BⅡ 〔L〕イタリア文学・文化概論Ⅱ 〔L〕イタリア文化論AⅡ 〔L〕イタリア文学AⅡ 〔C〕イタリア語文化講読B 《在学留学》

〔J〕は法学部専門教育科目 〔L〕は外国語学部専門教育科目 〔C〕は文化学部専門教育科目

		1年次	2~4年次
韓国朝鮮語	共通教育科目	たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅠA たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅡA たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅠB たのしく学ぶ韓国朝鮮語ⅡB 韓国朝鮮語エキスパートⅠ 韓国朝鮮語エキスパートⅡ 韓国朝鮮語会話(初級)Ⅰ 韓国朝鮮語会話(初級)Ⅱ 韓国朝鮮語LL(初級)Ⅰ 韓国朝鮮語LL(初級)Ⅱ (2年次以降に選択することも可能)	(各自のレベルに合った科目を選択する) 韓国朝鮮語エキスパート発展ⅠA 韓国朝鮮語エキスパート発展ⅠB 検定で学ぶ韓国朝鮮語(初級)Ⅰ 韓国朝鮮語会話(中級)Ⅰ 韓国朝鮮語講読Ⅰ 韓国朝鮮語エキスパート発展ⅡA 韓国朝鮮語エキスパート発展ⅡB 検定で学ぶ韓国朝鮮語(初級)Ⅱ 韓国朝鮮語会話(中級)Ⅱ 韓国朝鮮語講読Ⅱ
	専門教育科目		〔E〕韓国朝鮮語経済書講読 〔Z〕韓国朝鮮の歴史A 〔Z〕韓国の文化と社会A 〔Z〕韓国朝鮮語会話(中級)Ⅱ 〔Z〕韓国朝鮮の歴史B 〔Z〕韓国の文化と社会B 《在学留学》

〔E〕は経済学部専門教育科目 〔Z〕は人間科学教育科目(全学共通)

日本語教員養成コース

日本語教員養成コース

◇目的

日本語教員養成コースは、日本語を母語としない外国人に対して日本語を教える教員になるために必要な教育を行うコースです。近年、日本に来住する外国人が増加し、外国において日本に対する関心や日本語熱が高まりを見せ、そうした国際化の状況の中で、日本語教員として外国人に日本語を教える知識・専門的能力を有するための教育が必要となることから、本コースを設けています。

日本語教員養成コースを修了したからといって、すぐに日本語教員になれるというわけではありませんが、将来、日本語教員を目指している方は、日本語教員としての専門的な教育を受けることが必要となります。

なお、この日本語教員は、教育職員免許法に定められた国語の教員とは異なりますので注意してください。

◇履修条件

条件としては特に設けていませんが、将来、日本語教育に携わる職種へ進路を希望する者は、日本語教員養成コースの履修だけではなく、日本語教育の専門家としての知識および能力が必要とされる水準に達していることを証明するために「日本語教育能力検定試験（日本語教育学会認定）」を受験することも必要です。

また、日本語教員を希望する者は、各区分には最低修得単位数が定められていますので、各自で履修計画を立てて履修してください。

◇単位修得証明書

日本語教員養成コースの所定の授業科目及び単位を修得した者には、本学から「日本語教員養成コース単位修得証明書」を卒業時に発行します。

ただし、この証明書は、卒業時にのみ発行されるものであり、卒業後に科目等履修生として不足科目を充当して証明書発行の条件を満たしても、同証明書の発行はされません。

◇日本語教員養成コース単位修得証明書の発行基準

領 域	最 低 修 得 单 位 数		
言語と教育	必修 8 単位	選択必修10単位以上	
言 語	必修 8 単位		
関 連	6 単位以上		
計	32単位以上		

◇授業科目一覧

領域	必修科目	選択必修科目	単位	配当年次 〔当該年次以上は 履修可能〕	科目区分	
					(卒業要件算入等について、各学部の履修規定で確認のこと)	
言語と教育	日本語教授法Ⅰ		2	3	外国語学部専門教育科目	
	日本語教授法Ⅱ		2	3	外国語学部専門教育科目	
	日本語教育概論Ⅰ		2	2	外国語学部専門教育科目	
	日本語教育概論Ⅱ		2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語教育特論A	2	3	外国語学部専門教育科目	
		日本語教育特論B	2	3	外国語学部専門教育科目	
		日本語教育法	2	2	外国語学部専門教育科目	
言	言語学概論Ⅰ (文化学部生除く)		2	2	外国語学部専門教育科目	
	言語学概論Ⅱ (文化学部生除く)		2	2	外国語学部専門教育科目	
	言語学入門A (文化学部生のみ)		2	1	文化学部専門教育科目	
	言語学入門B (文化学部生のみ)		2	1	文化学部専門教育科目	
	日本語学概論Ⅰ		2	2	外国語学部専門教育科目	
	日本語学概論Ⅱ		2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語文法Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
語		日本語文法Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		対照言語学	2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語学特論A	2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語学特論B	2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語学特論C	2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語学特論D	2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語音声学	2	2	外国語学部専門教育科目	
関連		日本語表現論	2	2	外国語学部専門教育科目	
		社会言語学Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		社会言語学Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		日本語と生活A	2	1	共通教育科目	
		日本語と生活B	2	1	共通教育科目	
		言語文化論A	2	2	外国語学部専門教育科目	
		言語文化論B	2	2	外国語学部専門教育科目	
連		世界の中の日本語A	2	1	共通教育科目	
		世界の中の日本語B	2	1	共通教育科目	
		日本言語文化論A	2	3	文化学部専門教育科目	
		日本言語文化論B	2	3	文化学部専門教育科目	
		心理言語学Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		心理言語学Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		ことばと認知	2	1	共通教育科目	
		認知言語学Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		認知言語学Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		比較言語学Ⅰ	2	2	外国語学部専門教育科目	
		比較言語学Ⅱ	2	2	外国語学部専門教育科目	

注) 所属学部によって履修科目の単位の扱いが異なるので、履修規定を必ず確認してください。

また、各科目の開講期間等は履修要項別冊ガイドの授業科目一覧で確認してください。

グローバル・ジャパン・プログラム(GJP)

グローバル・ジャパン・プログラム(GJP)の履修について

GJP (グローバル・ジャパン・プログラム)

◇目的

グローバル・ジャパン・プログラムでは、世界共通語となっている英語力を身につけ、自国である日本のこと熟知し、国際舞台で活躍し得る人材の育成を目指しています。

本プログラムでは、日本の経済、経営、文化、歴史等を学習しますが、日本語を使わず、ネイティブレベルの英語で授業が進められます。従って、これらの科目を修得することにより英語力を養いながら、日本について、色々な角度から理解を深めることができます。

グローバル・ジャパン・プログラム科目は、本学で学んでいる欧米からの留学生も履修しているため、留学生との交流を持つ機会ともなります。これから海外留学を予定している学生は、準備科目にもなり、また、留学から帰国した学生は、語学力の維持のために役立ちます。

◇履修条件

目安として、TOEFLスコアInternet-Base45~52点 (TOEIC450~500点) 程度の英語力レベルが望ましい。

◇構成

科 目 名	単 位	配当年次 〔当該年次 以上は 履修可能〕	科 目 区 分 〔卒業要件算入等については、各学部の履修規定で確認のこと〕	備 考
英語講義・日本の歴史A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の歴史B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の宗教A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の宗教B	2	1	共通教育科目	
英語講義・カレントトピックスA	2	1	共通教育科目	
英語講義・カレントトピックスB	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の経営A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の経営B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本事情A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本事情B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の文化A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の文化B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の文学A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の文学B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の科学技術A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の科学技術B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の海外開発援助A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の海外開発援助B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の社会学A	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の社会学B	2	1	共通教育科目	
英語講義・日本の外交	2	1	共通教育科目	
経済学英語講義A	2	2	経済学部専門教育科目	
経済学英語講義B	2	2	経済学部専門教育科目	
外国人からみた日本文化	2	1	文化学部専門教育科目	
日本の法律	2	2	法学部専門教育科目	リレー科目
法学英書講読（日本の法律と司法制度）	2	2	法学部専門教育科目	

※各科目の開講期間等は履修要項別冊ガイドの授業科目一覧で確認してください。

在学留学制度

在学留学制度

1. 在学留学制度

「在学留学」とは、本学学則第18条の2第1項の規定により、所定の審査基準を充たす学生が本学の許可のもと、在学の状態で外国の大学へ留学することを言い、「休学」による留学は該当しません。

2. 留学の種類

在学留学には、次の3種類があります。

- (1) 交換留学……本学と交流協定を締結している海外の大学との間で、留学生を相互に派遣または受け入れることを言います。
- (2) 派遣留学……本学の交流協定校へ本学学生を派遣することを言います。
- (3) 認定留学……自分で留学したい大学（学位授与権のある大学）の入学許可書を取り寄せ、本学の許可を得て留学することを言います。

本学との交流協定校

<input type="checkbox"/> アイスランド	①アイスランド大学
<input type="checkbox"/> アメリカ合衆国	②カリフォルニア大学リバーサイド校 ③サンディエゴ州立大学 ④ニューヨーク州立大学ストニーブルック校 ⑤ミズーリ大学セントルイス校(マネジメント研究科・デュアルディグリープログラム) ⑥ノースカロライナ大学グリーンズボロー校
<input type="checkbox"/> イギリス	⑦オックスフォード・ブルックス大学 ⑧ケント大学
<input type="checkbox"/> オーストラリア	⑨エディス・コーワン大学
<input type="checkbox"/> カナダ	⑩アルゴマ大学 ⑪トンプソンリバーズ大学
<input type="checkbox"/> ニュージーランド	⑫マセイ大学
<input type="checkbox"/> フィンランド	⑬ユヴァスキュラ大学
<input type="checkbox"/> ポーランド	⑭国立アダム・ミツキエヴィチ大学
<input type="checkbox"/> フランス	⑮ノルマンディ・ビジネス・スクール ⑯リヨンカトリック大学
<input type="checkbox"/> ドイツ	⑰ライプチヒ大学 ⑱パッサウ大学 ⑲ケルン大学 ⑳グライスヴァルト大学
<input type="checkbox"/> メキシコ	㉑メキシコ国立自治大学
<input type="checkbox"/> スペイン	㉒アルカラ大学
<input type="checkbox"/> アルゼンチン	㉓国立ラプラタ大学
<input type="checkbox"/> イタリア	㉔ペルージャ外国人大学 ㉕シェナ外国人大学 ㉖サレント大学
<input type="checkbox"/> ロシア	㉗プーシキン記念ロシア語大学
<input type="checkbox"/> インドネシア	㉘パジャジャラン大学 ㉙ガジャマダ大学
<input type="checkbox"/> 中国	㉚蘇州大学 ㉛对外経済貿易大学 ㉜復旦大学 ㉝香港中文大学 ㉞ハルビン師範大学
<input type="checkbox"/> 台湾	㉟輔仁大学
<input type="checkbox"/> 韓国	㉟慶熙大学 ㉞梨花女子大学

3. 在学留学の資格要件

在学留学を申請する場合は、次の条件を満たしていかなければなりません。

- (1) 留学出発時に本学に1年以上在学していること。
- (2) 留学目的及び留学計画が明確で適切であること。
- (3) 学業成績が優秀で、心身ともに健康であること。
- (4) 十分な語学力を有すること。
- (5) 留学に必要な経済力を十分に有し、保証人の承諾を得ていること。
- (6) 認定留学の場合は、留学先の入学許可書を取得していること。

なお、交換・派遣留学生に係る入学許可書の取得は、国際交流センター事務室が行う。

- (7) 交換・派遣留学を希望する場合は、上記以外に下記の応募資格を有していること。

英語圏の応募の際には、TOEFLのスコアが必要です。TOEFL-iBT・TOEFL-PBT・TOEFL-ITP・Pre-TOEFL いずれかの得点表を提出のこと。ただし交換留学の場合、出発までに正式なTOEFL (TOEFL-iBT・TOEFL-PBT) の各プログラムの定められた点数を満たす得点表の提出が必要となります。提出がない場合は、合格が取り消され、留学が許可されません。また、英語圏以外の応募の際には、公的な語学力証明書または担当教員による語学力証明書が必要です。

ただし、EBJ派遣留学プログラム（経済・経営・法学部の学生を対象にしたプログラム）への応募については、特に英語力は問いません。詳しくは募集要項を確認してください。

交換・派遣留学の応募資格や語学力基準等の詳細は、必ず該当時期の『募集要項』にて確認してください。

4. 留学期間の取扱い

- (1) 留学期間は1学期間（一部の交換留学・EBJ派遣留学プログラム・認定留学）または1年間（交換・派遣・認定留学）とし、本学の修業年限及び在学年数に算入します。
- (2) 上述の留学期間はあくまでも学籍上の期間であり、実際の留学（渡航）期間を意味するものではありません。例えば1年留学の場合、4月に出発して3月末に帰国してしまいますと、当該年度の単位認定ができなくなりますので、帰国後の単位認定の申請期限は、事前に教学センター（10号館1階）で確認してください。なお、留学先での滞在期間は、原則として、1学期間の場合は3ヶ月以上、また、1年間の場合は9ヶ月以上の滞在を要します。
- (3) 留学期間を延長する場合は休学扱いとなり、「休学願」及び「渡航計画書」を教学センター（10号館1階）へ提出のうえ許可を得なければなりません。

5. 留学期間の始期及び終期

留学期間の始期及び終期は次のとおりですが、留学先での授業の都合上、これらの日付の前後に出国または帰国した場合でも、いずれかの日付に読み替えます。

始期 春学期始業日 または 秋学期始業日

終期 春学期終了日 または 秋学期終了日

6. 申請手続

(1) 交換・派遣留学

交換・派遣留学は、毎年4月及び10月に所定の電子掲示板（POST）で募集します。応募希望者は、応募書類の提出期限を厳守のうえ、国際交流センター事務室へ申し込んでください。書類受付後は、面接を実施のうえ、学業成績、語学力等総合的に判定し、留学生を決定します。

在学留学生の資格は、前述（3. 在学留学の資格要件）のとおりです。

(2) 認定留学 <表2> 参照

認定留学は、各自が留学先大学の入学許可書を取り寄せることがあります、まず「認定留学希望届」により、留学先大学の審査（学位授与権の有無）を留学アドバイザーの教員と国際交流センター事務室で行った後、所属学部で審査が行われます。申請書類（認定留学希望届）は、教学センター（10号館1階）で受け取ってください。

書類の提出先

教学センター：「認定留学希望届」（学位授与権確認）「認定留学願書」「外国留学届」「留学計画書」
(10号館1階) 「入学許可書（留学先大学から送付される任意の様式）」「履修計画書」「誓約書」

7. 留学中における本学学費

本学の学費は、在学留学中であっても、学則第43条に定めるとおり全額を納入していただくことになりますが、本学の学費及び留学先の授業料や滞在費用等、かなりの留学費用がかさむことから、留学への経済的支援を後述（8. 外国留学支援金）のとおり行っています。

8. 外国留学支援金

在学留学する際の経済的支援として、次の外国留学支援金を支給します。なお、支給方法は、本学授業料から外国留学支援金額を差し引くことにより行います。

(1) 交換留学生及び派遣留学生

55万円（年額）

※なお、交換留学生については、留学先での授業料は免除します。

(2) 認定留学生

45万円（年額）

※上記金額は1年間留学した場合の金額です。1学期間の場合は半額となります。

※諸事情により上記金額を変更する場合があります。

9. 留学許可の取消

次のいずれかに該当した場合は、留学の許可を取り消すことがあります。また、留学が取り消された場合は、外国留学支援金は返還しなければなりません。

- ①学生査証が認められない人
- ②法令に違反した人または学則その他の本学の規程等に違反した人
- ③本学への学費等の納入を怠った人
- ④留学先において成業に見込みがないと認められた人
- ⑤病気その他やむを得ない事由により留学を続けることができなくなった人

10. 継続履修制度

「継続履修」とは、秋学期から留学し、留学期間が当該年度を越える場合、留学前に履修している学期連結科目を帰国後も継続して履修することができると言います。継続履修を希望する場合は、留学前に必ず教学センター（10号館1階）に「継続履修願」を提出し、承認を得ておかなければなりません。なお、帰国後、承認を得た科目であっても不開講その他の理由により継続履修できない場合は教学センター（10号館1階）より指示します。

11. 留学終了の手続

留学を終えて帰国した学生は、所定の電子掲示板（POST）より「外国留学帰国届」及び「留学報告書」を打ち出し、速やかに国際交流センター事務室へ提出してください。

12. 単位認定の手続〈表3〉参照

留学先の大学で修得した単位のうち、適当と認められたものは60単位を限度として、本学の卒業に必要な単位として認定を受けることができます。

単位認定に係わる必要書類としては、「留学科目単位認定申請書」の他、留学先大学の成績証明書、履修科目の時間数及び単位数を証明する書類、授業細目（シラバス）等の書類が求められますので、留学前に必ず所属学部の留学アドバイザーの教員または教学センター（10号館1階）で確認しておいてください。

単位認定申請は、帰国後、速やかに教学センター（10号館1階）で行ってください（期日厳守）。

申請期日 春学期末認定…7月末まで 秋学期末認定…1月末まで

13. その他

(1) 夏季短期語学実習及び春季短期語学実習

夏期休業中及び春期休業中の約1ヶ月間、本学の交流協定校へ語学実習と現地での生活を通して国際的感覚を養うこと目的とした「短期語学実習」を実施しています。

本実習は、教職員の引率を伴わない自立型研修であり、学部・学年の限定（ただし、春季短期語学実習は8セメ生を除く）や語学力等、特に出願資格を限定していませんので、希望者は所定の電子掲示板（POST）で募集しますので、期間内に申請してください。（「夏季短期語学実習」の公募は4月、「春季短期語学実習」の公募は10月を予定）

なお、実習終了後、先方で交付された修了証等をもって教学センターに単位認定の申請をした場合は、実習先の授業時間数に応じて、共通教育科目の「海外実習科目」として、2～4単位が認定されます。

夏季短期語学実習実施校（予定）

- | | |
|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> アメリカ合衆国 | ①カリфорニア大学リバーサイド校・サンディエゴ州立大学
(スケジュールの都合によりいずれかで実施) |
| <input type="checkbox"/> カナダ | ②アルゴマ大学 |
| <input type="checkbox"/> イギリス | ③オックスフォード・ブルックス大学 |
| <input type="checkbox"/> オーストラリア | ④エディス・コーワン大学 |
| <input type="checkbox"/> フランス | ⑤リヨンカトリック大学 |
| <input type="checkbox"/> ドイツ | ⑥ライプチヒ大学 |
| <input type="checkbox"/> イタリア | ⑦ペルージャ外国人大学 |
| <input type="checkbox"/> スペイン | ⑧サラマンカ大学 |
| <input type="checkbox"/> ポルトガル | ⑨プーシキン記念ロシア語大学 |
| <input type="checkbox"/> 中 国 | ⑩蘇州大学 |
| <input type="checkbox"/> 韓 国 | ⑪慶熙大学 |

春季短期語学実習実施校（予定）

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> オーストラリア | ①タスマニア大学 |
| <input type="checkbox"/> ニュージーランド | ②マセイ大学 |

春季短期語学・インターンシップ実施校（予定）

- | | |
|------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 中 国 | ①復旦大学 |
|------------------------------|-------|

*詳細は、必ず該当時期の『募集要項』を確認してください。

なお、定員に満たない場合は、中止することがあります。

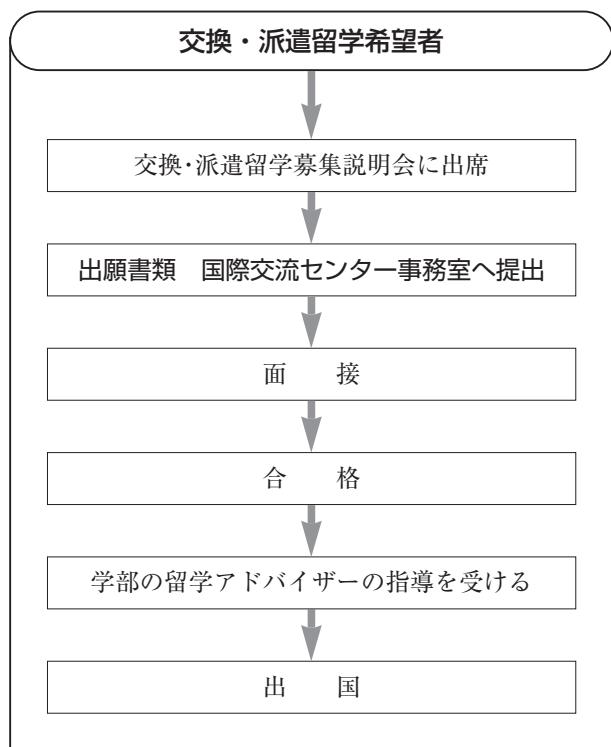
(2) 留学相談

留学全般的な相談については国際交流センター事務室（12号館1階）が、また、単位認定に係わる相談は教学センター（10号館1階）及び留学アドバイザーの教員が担当しています。

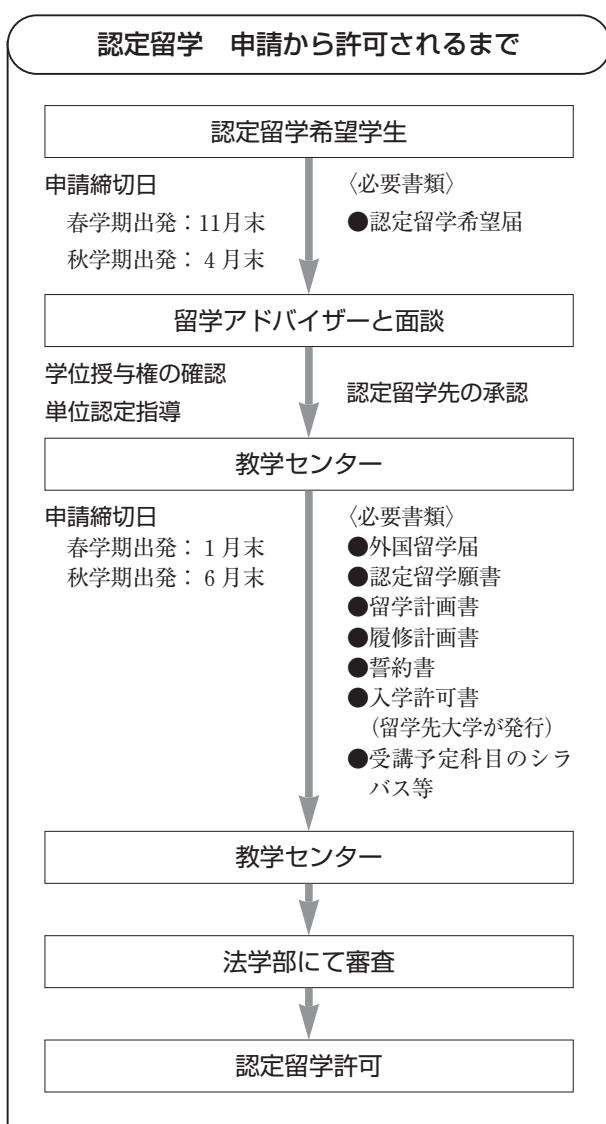
なお、留学希望者は、在学中の履修計画や将来の進路も熟慮のうえ、早期から十分な計画を立てることが望られます。また、海外に留学するのですから、日本では当たり前のことがそれぞれの国によってさまざまな法律、規則や慣習があり異なることがありますので、留学してから戸惑うことのないよう、留学前には必ず留学先の歴史、文化、慣習等を理解しておいてください。

出国までの流れ

〈表1〉

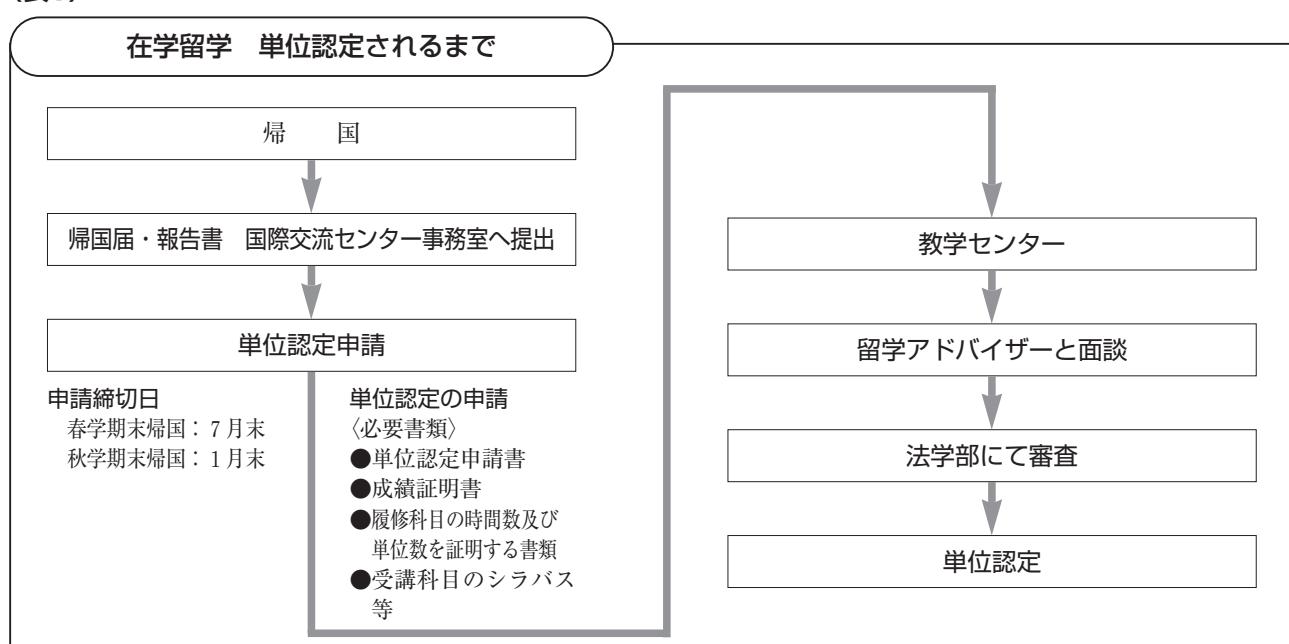


〈表2〉



帰国後の単位認定までの流れ

〈表3〉



教 職 課 程

教職課程

法学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、下記に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教職課程で教職に関する科目及び教科に関する科目など所定の単位数を修得した人は、教育職員免許法によって教員免許状が取得できます。また、佛教大学・聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を失い、免許状授与の資格が得られなくなりますので注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学 科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
法律学科	社 会	地理歴史 公 民
法政策学科	社 会	地理歴史 公 民

免許状取得に関する質問等は、教職課程講座センター事務室(10号館1階)へ来室して尋ねてください。免許状取得のための履修相談も行っています。

採用要項、参考文献等の閲覧・貸出もできます。

図書館3階の資格試験コーナーでも、教員採用試験問題集や中学校・高等学校の教科書などの閲覧・貸出ができます。

積極的に活用してください。

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格	学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで (卒業所要単位数を満たすこと)		
必要な区分 (法定単位)	本学の最低修得単位数		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法(2) 体 育 (2) 外 国 語 コミュニケーション(2) 情報機器の操作(2)	各免許状 共通	2 3 2 2
教職に関する科目 (中学校31)(高校23)	中学校社会 高校地理歴史 高校公民	31 27	
教科に関する科目 (中学校20)(高校20) *取得希望教科ごとに修得すること	中学校社会 高校地理歴史 高校公民	20 20	
教科又は教職に関する科目 (中学校8)(高校16) *取得希望教科ごとに修得すること	中学校社会 高校地理歴史 高校公民	8 16	

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記の単位数をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

教職課程の詳細は、教職課程オリエンテーションにて配付される「教職課程履修要項」で確認してください。

